

大阪狭山市魅力ある都市空間ビジョン

～都市計画マスタープラン～

大阪狭山市

令和4年（2022年）3月

ごあいさつ

本市では、都市計画に関する基本的な方針として、平成11年（1999年）10月に大阪狭山市都市計画マスタープランを策定し、平成23年（2011年）3月に計画を改定、平成29年（2017年）3月に中間見直しを行っています。これまで「水と緑きらめき、安心して暮らせるいきいきとした生活都市・大阪狭山」を都市づくりの理念とし、本市の豊かな自然環境や歴史環境などの地域特性を活かしながら、全ての市民が安心して暮らすことができるまちづくりを計画的に進めてまいりました。



その結果もあり、近隣市町村を含め全国的に人口減少が進む中、本市の人口は維持傾向にあります。しかし、将来的には人口減少・少子高齢化の進行が予測されていることや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民の生活様式や価値観の変化、甚大化する自然災害への備え、情報化社会の急速な進展、持続可能でコンパクトなまちづくりの必要性など、社会経済状況のめまぐるしい変化に伴い、本市を取り巻くまちづくりの課題も複雑化・多様化しています。

本計画は、これら社会潮流の変化を的確に捉えるとともに、令和3年（2021年）3月に策定した第五次大阪狭山市総合計画や令和2年（2020年）10月に大阪府が改定を行った「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である南部大阪都市計画マスタープランなどの上位関連計画を踏まえながら、本市がめざすべき“空間形成”に係る総合的な計画となるよう改定を行いました。

これからのまちづくりにおいては、近隣市町村を含めた広域による都市活動の状況や生活実態等を勘案しながら、まちづくりの柱となる3つの主要テーマ「強みを伸ばす：身近な魅力が活きる生活空間の向上」「弱みを補う：活力が湧きながらにぎわい空間の形成」「脅威に備える：強靱で持続可能な都市空間の実現」の達成に向け、市民・市民団体、民間事業者等のあらゆる主体と連携・協働し、将来ビジョンを共有しながら、魅力ある都市空間形成の実現に全力で取り組んでまいります。

結びに、本マスタープランの改定にあたりまして、熱心にご議論いただきました都市計画マスタープラン策定委員会委員の皆様並びに様々なご意見を頂戴いたしました市民の皆様にご心から感謝申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

目次

序章 はじめに

計画改定の目的	2
計画の位置づけ	2
計画期間	5
計画の役割	5
背景となる社会潮流の変化	6

第1章 都市活動からみた本市の特徴

1-1 広域における大阪狭山市	12
1-2 都市活動からみた本市の状況と課題	13
1-3 都市活動からみた本市の特徴	17

第2章 分野別にみた本市の状況と課題

2-1 土地利用	22
2-2 交通ネットワーク	31
2-3 水・みどり	34
2-4 都市防災	38
2-5 景観、歴史文化	40

第3章 まちづくりの主要テーマと将来都市構造

3-1 本市を取り巻くまちづくりの状況と課題の整理	46
3-2 まちづくりの主要テーマとテーマ別方針	47
3-3 将来都市構造	62

第4章 分野別方針

4-1 土地利用に関する方針	69
4-2 交通ネットワークに関する方針	79
4-3 水・みどりに関する方針	88
4-4 都市防災に関する方針	95
4-5 景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針	100
4-6 暮らしを支える各種施設に関する方針	105

第5章 まちづくりの進め方

5-1 各主体が連携したまちづくりの必要性	112
5-2 各主体が連携したまちづくり手法	114

第6章 評価と見直しの方針

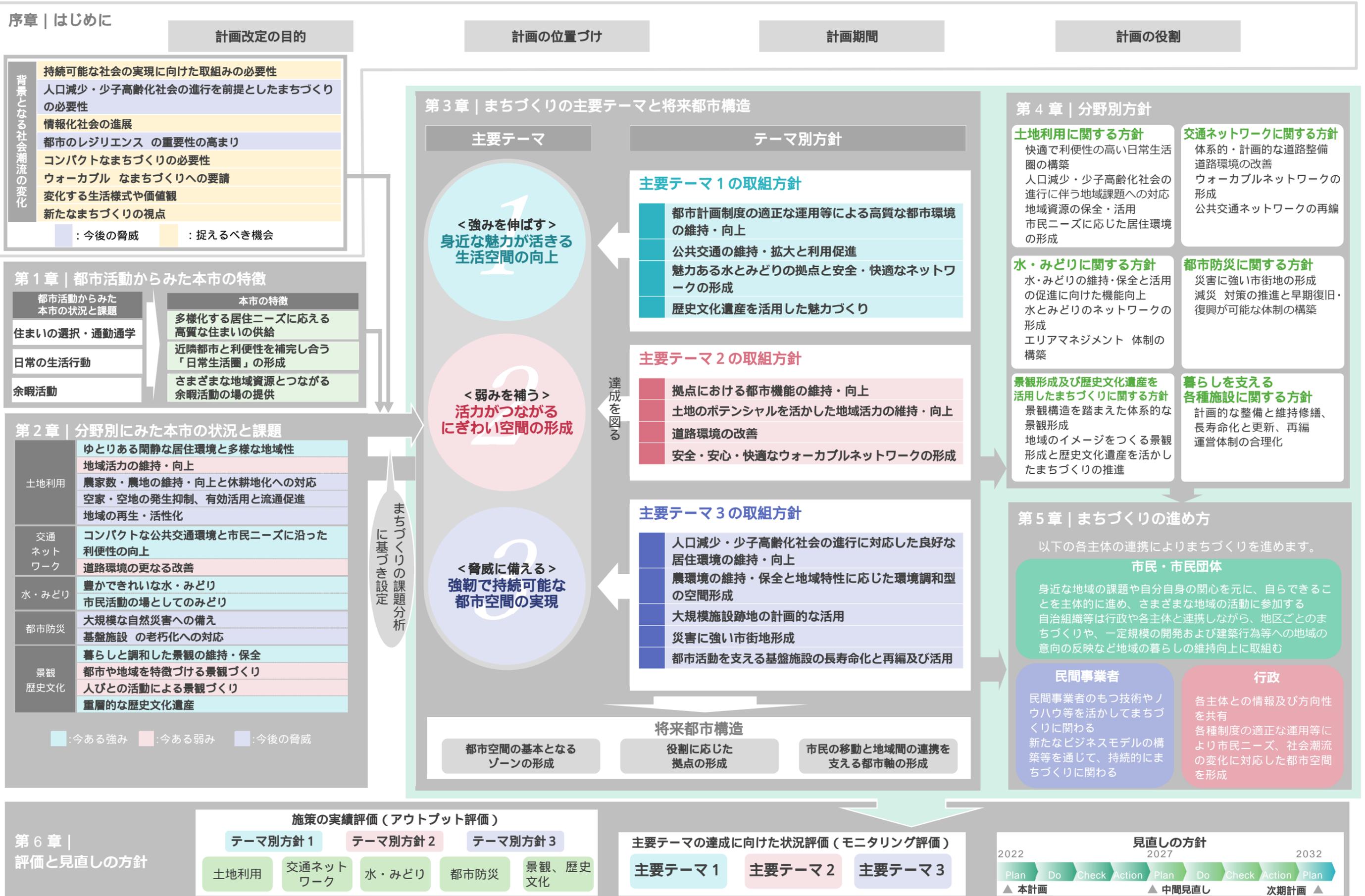
6-1 計画の評価	122
6-2 見直しの方針	127

参考

用語解説	128
------	-----

本文中の専門的な用語等については、語句解説をご参照ください。

大阪狭山市都市計画マスタープランの全体構成



序章

はじめに

計画の目的や、位置づけといった本計画の概要を説明しています。また、これからのまちづくりを考える上で、踏まえるべき社会潮流の変化について整理しています。

序章

はじめに

計画改定の目的

本市では、平成 11 年（1999 年）10 月に大阪狭山市都市計画マスタープラン（以下「旧計画」という。）を策定し、平成 23 年（2011 年）3 月には改定をしています。さらに、都市計画法の改正や人口減少・少子高齢化社会の進行、地球環境問題に対する重要性の高まり、安全安心な暮らしの確保、市民協働によるまちづくりの広がりといった社会潮流の変化を踏まえ、平成 29 年（2017 年）3 月に計画の中間見直しを行っています。

その後 5 年が経過し、その間、大阪府が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である南部大阪都市計画区域マスタープランが改定されるとともに、本市の最上位計画である第五次大阪狭山市総合計画を策定しました。また、大阪府では、大都市・大阪の「大きな方向性」を示したグランドデザイン・大阪と、東西二極の一極を担う大阪都市圏の実現をめざしたグランドデザイン・大阪都市圏の考え方を整理・統合した新しいまちづくりのグランドデザインの検討を進めているところです。

本市の状況については、近隣市町村を含め全国的に人口減少が進む中、令和元年（2019 年）8 月末の人口（住民基本台帳による）が過去最高となるなど維持傾向にあります。今後減少することが予測されていることから、これからのまちづくりについては、少子化、高齢化に伴い、人口減少と人口年齢構成の変化を見据える必要性があります。

さらに、情報化社会の進展や社会潮流の変化などに加え、令和 2 年（2020 年）から流行している新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の拡大防止を踏まえた“新しい生活様式”など、市民の生活様式にも変化が見られます。

これら社会潮流の変化に対応するとともに、大阪における広域的な視点を踏まえた南部大阪都市計画区域マスタープランなどの計画と連携し、第五次大阪狭山市総合計画に示した市の将来像を実現するため、必要となるまちづくりの方針を示すことを目的に旧計画の改定を行います。（以下「本計画」という。）

計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく法定計画であり、上位計画である市の総合計画や、大阪府の南部大阪都市計画区域マスタープランに即した計画として位置づけられ、市が決定する個別具体の都市計画は、本計画に即し定めることとなります。また本計画は、関連計画、分野別基本計画との整合性を踏まえたものとしします。

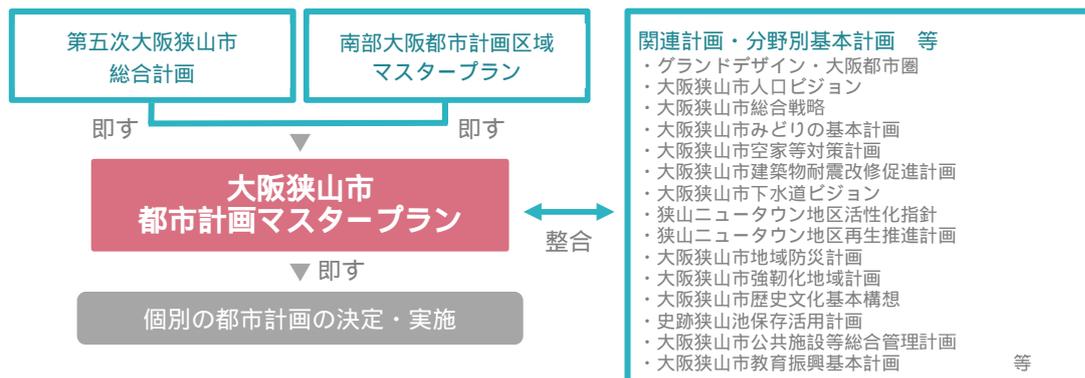


図 1 本計画の位置づけ

1. 計画策定の趣旨

本市が総合的かつ計画的で効率的な行財政運営を図るためのまちづくりの目標である将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにするもの

2. 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）

3. 市の将来像

水・ひと・まちが輝き みんなの笑顔未来へつなぐまち
～みんなでつくる おおさかさやま～

4. 施策の大綱

1. 子どもや若者の未来が輝くまちづくり

2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり

4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

5. 安全で安心できるまちづくり



6. 施策の推進に向けて

市民とともに
つくる参画と協働
のまちづくり

情報共有と
発信の充実

持続可能な
行財政運営

本計画は第五次大阪狭山市総合計画を踏まえたうえで、“都市空間の形成”という視点で、これからのまちづくりについて方向性を定めるものです。

1. 計画の意義・目的

一体の都市として総合的に整備、開発、保全すべき区域として定められた都市計画区域を対象として、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めるもの

2. 目標年次

令和12年（2030年）を目標年次とする

3. 都市づくりの基本目標

- (1) 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
- (2) 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
- (3) 多様な魅力と風格ある大阪の創造

4. 大阪の都市づくりの方向性



5. 大阪の都市づくりの視点

大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進

多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

本計画は南部大阪都市計画区域マスタープランを踏まえたうえで、大阪狭山市における、「都市計画の基本的な方針」について方向性を定めるものです。

計画期間

本計画は、令和4年度（2022年度）から、概ね10年間を計画期間とします。

計画の役割

本計画は、本市の最上位計画である総合計画に基づき長期的な視点で「どのような“空間形成“に係る取組みにより、まちづくりの課題を解決するのか」といった「“空間の形成“に資する取組みの方針」を示すものです。

このような本来の都市計画マスタープランが有する役割に加え、本計画では、まちづくりに求められる社会的要請も踏まえた次の役割を担うものとします。

役割1 都市課題を解決することができる“空間形成“に向けた総合的な計画

人口減少・少子高齢化社会の進行への対応、老朽化に伴うインフラ施設の更新、環境負荷の低減、感染症の拡大防止を踏まえた“新しい生活様式”への適応など、都市課題の多様化・複雑化が進みます。

本計画は、施設整備やインフラ整備などのハードに関する取組みと、都市計画制度の運用、空間の管理・活用や仕組みづくりといったソフトに関する取組みの双方を総合的・戦略的に展開することで、これら都市課題に対応するための“空間形成“の方針としての役割を担います。

また、総合的・戦略的な取組みの展開に向けては、各行政分野間の連携が重要となることから、分野別に方針を整理することで、“空間形成“に関わる行政施策を実施していく際の根拠としての役割を担います。

役割2 多様な主体でビジョンを共有し、実現していくための計画

市民の都市空間に対するニーズが多様化する現代においては、行政による制度運用や事業推進だけでは、これら都市課題や、個別地域の課題への対応には限界があります。

これからは、多様な主体が時代に応じたアプローチにより、まちづくりに参加することが必要になるとともに、各主体の取組みの結果として、整合のとれたまちづくりを行う必要があります。

本計画はこれからのまちづくりにおける明確な将来ビジョンを示し、関係する各主体がその方向性を共有するプラットフォームとしての役割を担います。

また、ビジョンを掲げるだけでなく、それらを実現していくためには、市民によるさまざまな活動を育むとともに、民間事業者の活動等をまちづくりに活かすことが必要となることから、各主体の役割を示すとともに、活動を都市や地域の課題解決等に活かすための考え方や方法を示す、ガイドラインとしての役割を担います。

背景となる社会潮流の変化

まちづくりを取り巻く社会潮流は目まぐるしく変化しています。ここでは、計画検討の背景として、踏まえるべき近年の社会潮流の変化を整理します。

持続可能な社会の実現に向けた取組みの必要性

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、日本では、「持続可能で強靱、そして誰一人として取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」のビジョンのもと、積極的な取組みが進められています。実現に向けては多分野における総合的な取組みが重要であり、本市のまちづくりにおいても、分野間の連携を基本に住み続けられるまちづくりを進める必要があります。

人口減少・少子高齢化社会の進行を前提としたまちづくりの必要性

令和 27 年（2045 年）までに日本の総人口は 1 億 6 百万人にまで減少するとされており、図 2 及び図 3 のとおり、現在人口増加のピークを迎えている本市においても、今後、定住人口を維持するとともに、人口減少・少子高齢化社会の進行を前提としたまちづくりについて検討する必要があります。

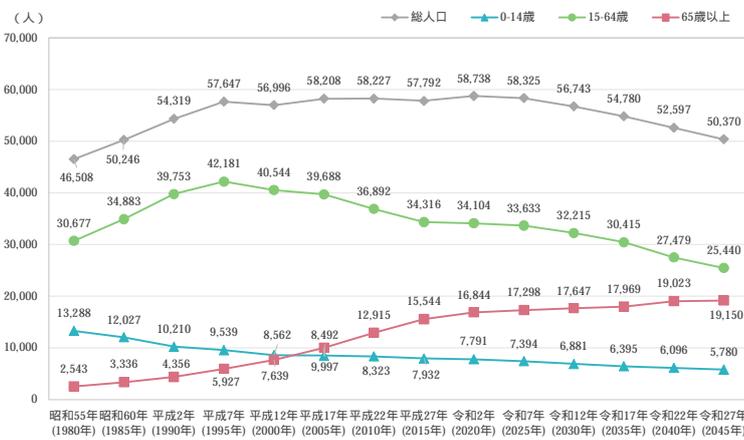


図 2 本市における年齢 3 区分別人口の推移

出典：平成 27 年(2015 年)までは国勢調査

令和 2 年（2020 年）以降は社人研準拠（住基補正）により、市独自に推計した結果

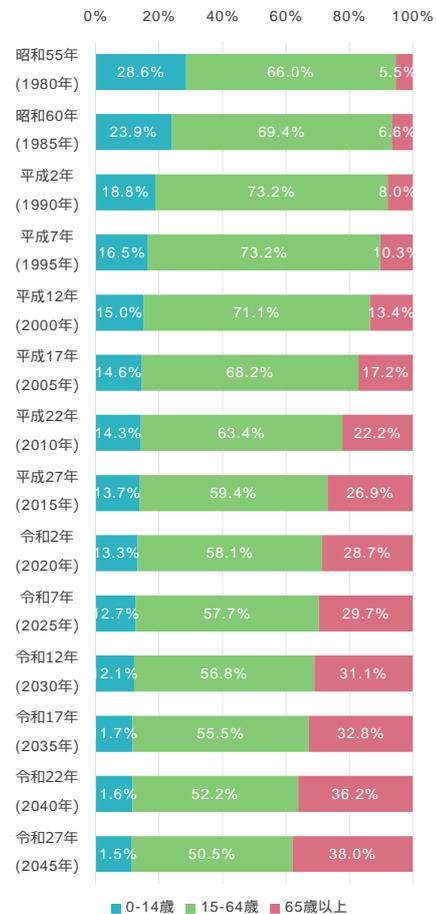


図 3 本市における年齢 3 区分別人口割合の推移

出典：平成 27 年(2015 年)までは国勢調査

令和 2 年（2020 年）以降は社人研準拠（住基補正）により、市独自に推計した結果

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



第五次大阪狭山市総合計画では、SDGs の 17 のゴール達成に向けて、自治体行政が果たしうる役割を設定しており、基本計画に示される各施策では、SDGs の目標との関係が示されています。

第五次大阪狭山市総合計画を上位計画とする本計画においても、SDGs の目標達成への貢献が求められます。

情報化社会の進展

近年における情報通信技術の進展はめざましく、まちづくりの分野においても、MaaSをはじめとするIoT技術の実装を視野に入れた環境整備や、e-コマースの普及といった技術革新に伴う個人の生活様式の変化を捉えたスマートシティとしての都市空間のあり方を検討する必要があります。

都市のレジリエンスの重要性の高まり

マグニチュード8～9クラスとされる南海トラフ地震の30年以内の発生確率が70%～80%と予測されるなど、大規模な地震災害発生危険性が高まっています。また、近年においては、気候変動に伴い、台風や豪雨災害の被害が全国的に増加しています。

このように避けがたい自然災害の発生を前提とし、被災による生命・財産の被害を最小限に抑えるとともに、被災後に速やかに回復することができる柔軟性を備えた都市や地域を形成する必要があります。

コンパクトなまちづくりの必要性

日本の多くの都市では、急速な人口減少・少子高齢化社会の進行、厳しい財政状況などを背景に、持続可能な都市経営の実現が大きな課題となっています。そのため、サービス機能や住居等がまとまって立地し、公共交通により各種施設を結ぶ「コンパクト+ネットワーク」により、都市全体の構造を見直す政策が各地で進められています。

市域も小さく交通手段も比較的充実した本市ですが、現在の豊かな暮らしを将来にわたり続けられるよう、本市にふさわしい持続可能な都市構造のあり方を検討する必要があります。

ウォークブルなまちづくりへの要請

近年、都市の空間を人中心の空間へ転換し、民間投資と連動しながら居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成することで、人びとの出会いや交流、豊かな生活、まちの魅力の創出といった好循環が生まれ、それを都市再生につなげる取組みが盛んとなっています。本市においても、水・みどりといった本市の強みを活かし、郊外都市のモデルとなる歩きたくなるまちなかを創出する必要があります。

変化する生活様式や価値観

令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、感染症拡大予防の考え方（新しい生活様式）や人口の密集を避ける暮らしの中で、マイクロツーリズムをはじめとする住まいの身近な場所や屋外空間に対するニーズの高まりなど、人びとの価値観は大きく変化しています。これらの変化を踏まえたうえで、これからのまちづくりについて検討する必要があります。

新たなまちづくりの視点

変化の予測が困難なこれからの時代においては、長期計画などに基づく事前明示型による空間整備のみでは、社会潮流及び市民ニーズの変化に対応することが困難です。そのため、既存の都市空間を活用し、期間を限定した簡易な社会実験や検証を繰り返すことで、空間の価値や課題を地域や関係機関と共有しながら、徐々に、実現可能な都市のあるべき姿を描くといったアプローチが重要となっています。

また、都市空間が量的な充足に近づいている近年においては、整備だけではなく、空間の継続的な維持・活用により、空間の価値を向上させる“マネジメント”の視点が重要となっています。特定のエリアを対象に、関係権利者等が主体となり地域経営を行うエリアマネジメントをはじめ、市民協働・公民連携等により、まちの魅力を恒常的に高めていくための取組みを進める必要があります。

第1章 都市活動からみた 本市の特徴

本章では、「住まいの選択」や「通勤通学」、買物などの「日常の生活行動」、趣味や飲食などの「余暇活動」、といった市民等の都市活動から、本市の状況と課題を整理しています。また、周辺都市との広域連携や機能分担を踏まえた本市の特徴を明確化しています。

第1章

都市活動からみた本市の特徴

旧計画・上位計画・関連計画の把握、市民意識調査、統計的調査等の基礎調査をもとに、市民の広域における都市活動の状況と課題及びそこから読み取ることができる、本市の特徴を整理しています。

1-1 広域における大阪狭山市

図 1-1 のとおり、本市周辺には国道309号や国道170号、阪和自動車道等の交通網が整備されており、本市から大阪都心部や堺市のほか、広域的な交通アクセスが可能となっています。また、金剛駅と関西国際空港をつなぐバスの運行や、南海電気鉄道高野線（以下「南海電鉄高野線」という。）の利用により大阪都心部へのアクセスが可能であるなど、広域的な移動も容易であり、利便性の高い場所に位置しています。また、骨格となる道路を軸に道路ネットワークが形成されており、隣接地の堺市、富田林市及び河内長野市といった日常生活圏における移動が容易な環境にあります。

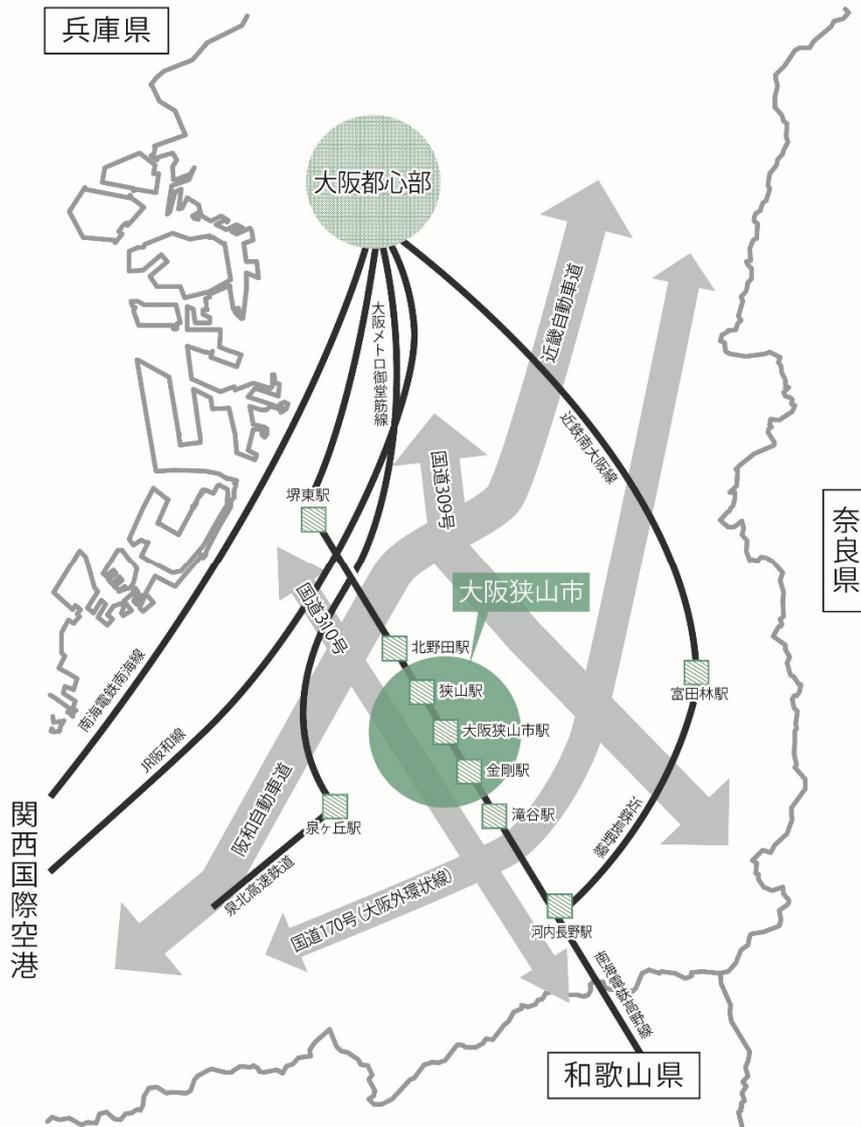


図 1-1 交通ネットワーク
(出典：第五次大阪狭山市総合計画)

1-2 都市活動からみた本市の状況と課題

他市を含む広域における利便性が高い本市において、市民の「住まいの選択」や「通勤通学」、日常的な買物などの「日常の生活行動」、趣味や飲食などの「余暇活動」といった、広域における都市活動に着目することで、本市の状況や課題を把握します。

(1) 住まいの選択及び通勤通学からみる本市の状況と課題

定住（転出・転入）を取り巻く状況

- ・ 図 1-2 及び図 1-3 のとおり、本市では転入者が転出者を上回っている状態が続いており、堺市や富田林市など近隣市からの転入が多くなっています。図 1-4 のとおり、転入理由について、住宅の広さや家賃、まちのイメージ、治安のよさ、水・みどりが評価されており、これら良好な居住環境は、今後も維持・向上していく必要があります。

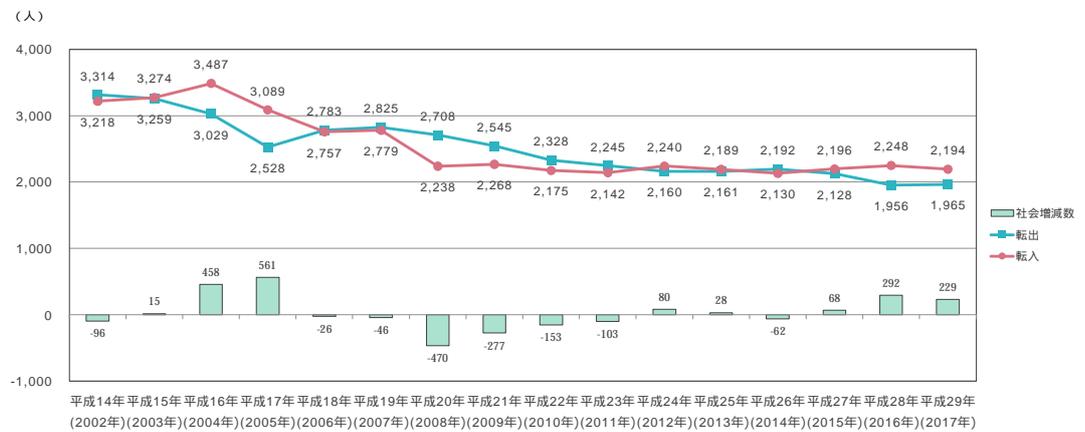


図 1-2 社会動態の推移

(出典：総務省「市区町村のすがた」、住民基本台帳人口移動報告)

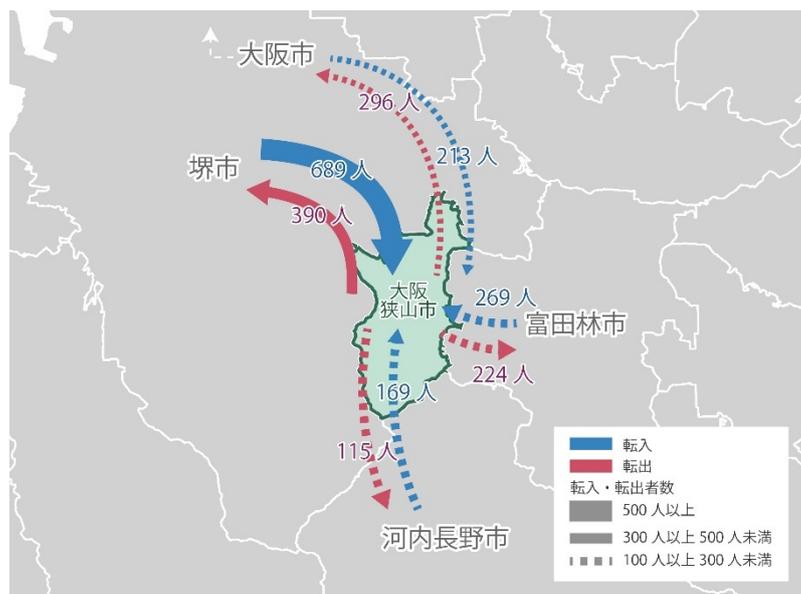


図 1-3 転出人口・転入人口

(出典：平成 27 年 (2015 年) 国勢調査)

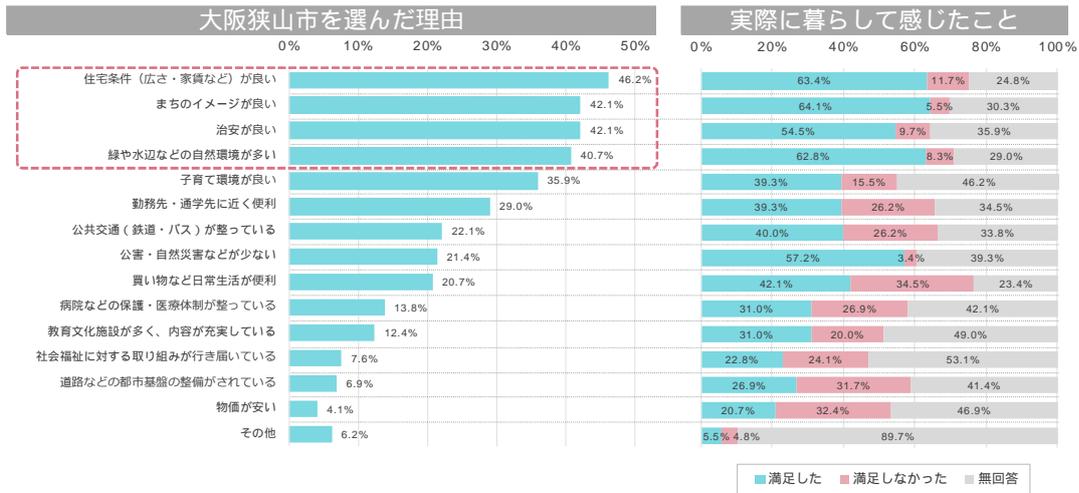


図 14 転入者の本市を選んだ理由（N =145）
（出典：平成 27 年（2015 年）転入者アンケート調査）

通勤通学及び昼間人口を取り巻く状況と課題

・図 15 のとおり、市民の通勤通学は流入人口より流出人口が多く、特に大阪市や堺市への通勤通学が多くなっています。また、図 16 のとおり、市内の昼間人口は増加傾向にあるものの、夜間人口を下回っており、大阪府や堺市の平均よりも低いことから、人口の流出に伴う地域の活力の低下を抑制するとともに、本市に居住しながらも、快適に通勤、通学ができる、利便性の高い居住環境を形成する必要があります。

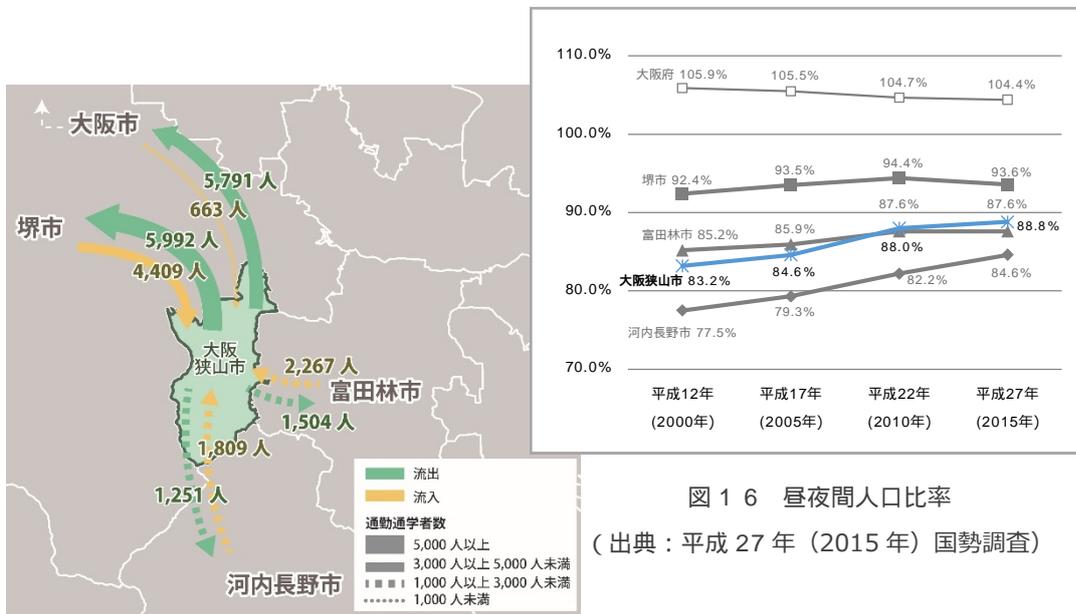


図 16 昼夜間人口比率
（出典：平成 27 年（2015 年）国勢調査）

図 15 流出人口・流入人口
（出典：平成 27 年（2015 年）国勢調査）

(2) 市民の日常の生活行動からみる本市の状況と課題

日常の生活行動を取り巻く状況と課題

・ 図 1-7 及び図 1-9 のとおり、食料品の購入など市民の日常的な買物は市内（図 1-7 の点線の部分）あるいは、市外の隣接地での買物が多くなっており、図 1-8 及び図 1-9 のとおり、衣類・雑貨など年数回の買物は堺市、大阪市、和泉市など市外（図 1-8 の点線の部分）での買物が多くなっています。これら、市民の日常の生活行動の状況を踏まえ、市内と市外に求められる機能に応じた居住環境を形成する必要があります。

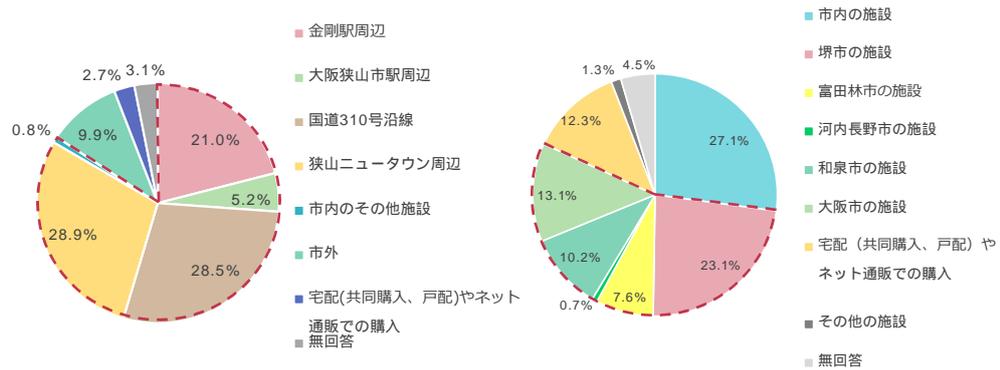
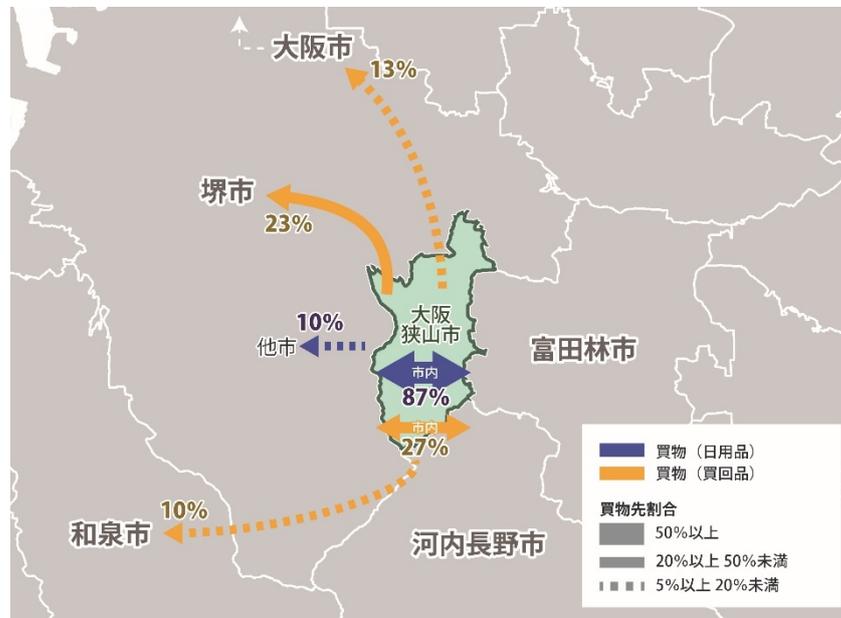


図 1-7 左：食料品・日用品などの最もよく行く買物先

図 1-8 右：衣類、雑貨など年数回程度の買物について、最もよく行く買物先

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査) (SA ・ N = 1469 (両図共通))



5%未満の先行や宅配やネット通販での購入があるため合計は 100% になりません。

図 1-9 市民のよく行く買物先

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

(3) 余暇活動からみる本市の状況と課題

余暇活動を取り巻く状況と課題

・図 1-10 のとおり、趣味や飲食など市民の余暇活動は市内より市外が多く、流出傾向にあり、特に若い世代でその傾向が顕著となっています。余暇活動の市外流出に伴う地域活力の低下を抑制するために、特に若い世代等にとっても、魅力と感じられる余暇活動の場を創出する必要があります。

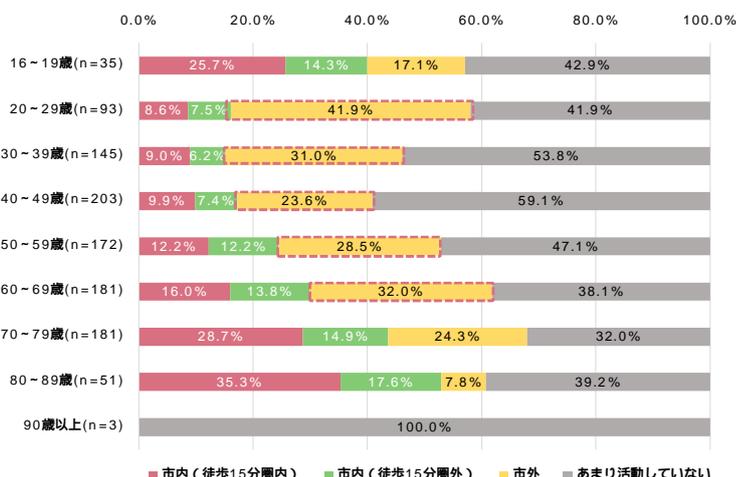


図 1-10 趣味や飲食等など余暇活動の状況：趣味・習い事・サークルなど、最もよく行く活動場所 (SA・N = 1469)
(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

・図 1-11 のとおり、本市のシンボルである狭山池、近隣市へつながる河川空間、堺市との境界部に位置する天野街道など、本市の水・みどりは高く評価されており、日常的に多くの人々が訪れています。今後もこれら地域資源を保全・活用することで、地域資源に触れる機会を増やし、これらを身近に感じられる環境を形成する必要があります。

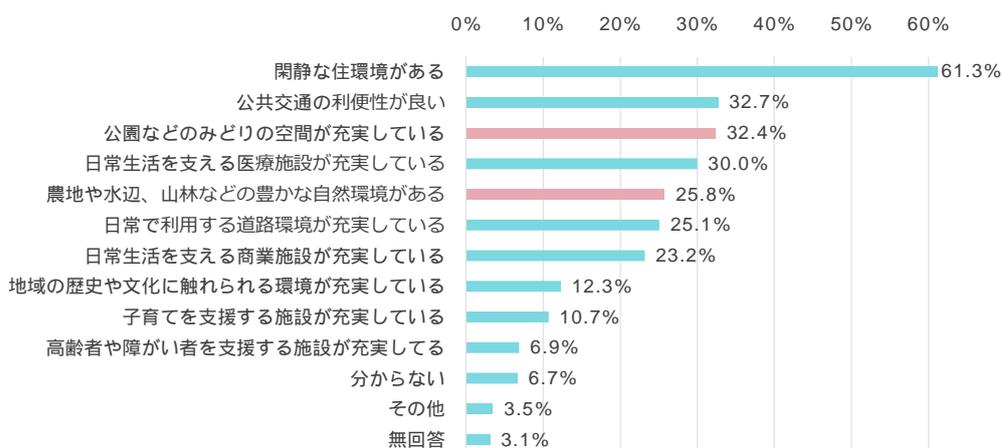


図 1-11 住まいの身近な地域について評価している部分 (MA・N = 1469)
(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

1-3 都市活動からみた本市の特徴

大阪南部の中心に位置し、市域の四方で近隣都市と接する本市の立地特性を踏まえつつ、都市活動からみた本市の特徴を次のように整理します。

1-2 では、市民の都市活動の多くが、大阪市や堺市の都心部や近隣市を含む広域において展開されていることが明らかになりました。

これらの特徴を踏まえ、周辺都市が有する機能を享受するとともに、周辺都市に不足する機能を提供するといった広域連携や機能分担の考え方も含めた柔軟なまちづくりを展開していくことが必要です。

特徴1 多様化する居住ニーズに応える高質な住まいの供給

本市は、ゆとりある居住環境や大阪市や堺市の都心部への通勤通学環境などに恵まれているとともに、若者世帯などでも取得可能な住宅ストックが形成されていることから、居住地として多くの人に選ばれています。

本市は大阪南部の広域都市圏における高質な住まいを供給している特徴があり、将来にわたり、継続して良質な住宅ストックを形成していくことで、各地域の持続性を高めるとともに、多様化する居住ニーズに応えられる居住環境を形成することが求められています。

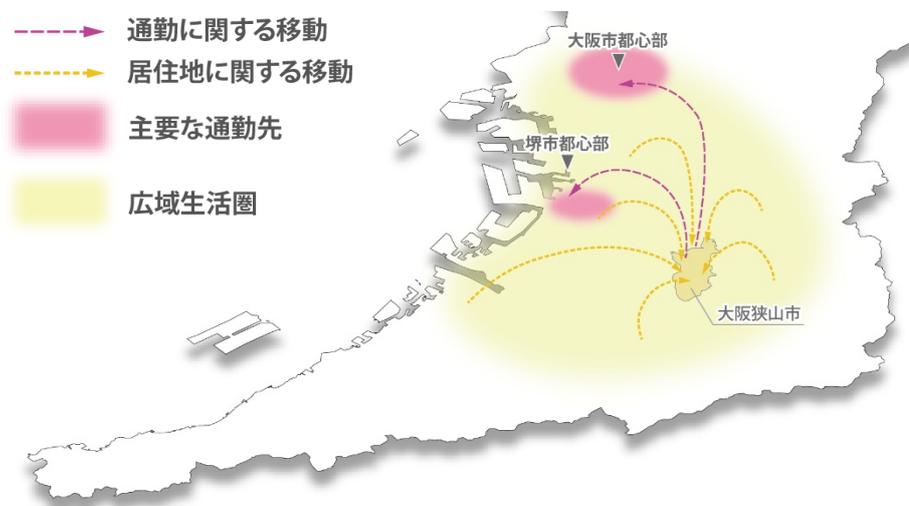


図 1-12 特徴1を踏まえた大阪南部における大阪狭山市のイメージ

<多様な居住ニーズのイメージ>

大阪都心部での就業を継続しつつ、ゆとりがあり、落ち着いた居住環境での子育てを両立する暮らしをしたい。

テレワークにより、通勤負担が減ったため、現在の仕事も継続しながら、農業で一部自給できる暮らしをしたい。

特徴2 近隣都市と利便性を補完し合う「日常生活圏」の形成

交通基盤が整備されている本市においては、鉄道や自動車の利用により、日々の買物や通院といった日常の生活行動を支える機能をはじめ、各種都市機能を、市域を超えて、柔軟に選択・活用することが可能です。

また、高質な住まいの供給をめざす本市においては、人口減少・少子高齢化社会が進行する将来においても、このような選択肢が多く利便性の高い日常の暮らしを維持するため、近隣市の都市機能を有する拠点へのアクセスが容易な「日常生活圏」を形成することが求められます。

休日の買回り品の購買や余暇活動、通勤通学等については、今後も鉄道等の充実した交通基盤を基本に、大阪市や堺市の都心部をはじめとする「広域生活圏」と連携することで、都市機能を適切に分担することが求められます。

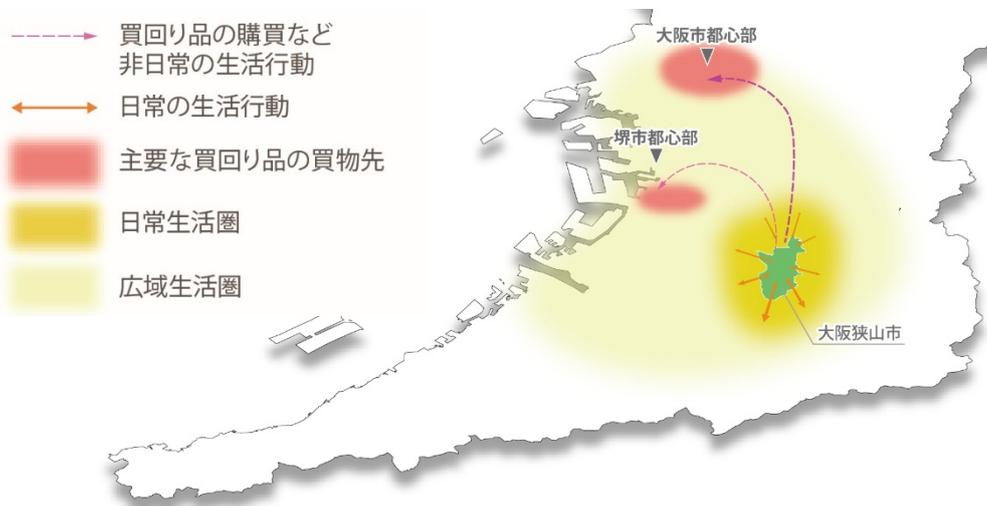


図1-13 特徴2を踏まえた大阪南部における大阪狭山市のイメージ

「日常生活圏」と「広域生活圏」

市民の日常生活に必要な不可欠な生鮮食品や日用品の購買、通院、子育て支援施設や通所型高齢者福祉施設の利用といった、日常の生活行動の展開が想定される圏域を「日常生活圏」として設定します。

都心部への通勤通学、買回り品の購買、休日に行う余暇活動など、市民の多様な都市活動の展開が想定される圏域を「広域生活圏」として設定します。

< 選択肢が多く利便性の高い暮らしのイメージ >

自動車運転免許を返納しても、バスや電車で慣れ親しんだスーパーに買物に行くことができる。

子どもが成長し、本市に引っ越したけど、昔から通っていた病院にも、車やバスで気軽に行くことができる。

特徴3 さまざまな地域資源とつながる余暇活動の場の提供

本市には狭山池をはじめ、身近な自然環境や地域に息づく歴史文化遺産が豊富にあります。マイクロツーリズムへの関心の高まりや、新しい生活様式への適応、屋外空間への需要が拡大している中、百舌鳥・古市古墳群など本市周辺の歴史文化遺産などと連携して、本市の自然や文化資源を活かした広域的な余暇活動の場を提供する必要があります。



図 1 14 特徴3を踏まえた大阪南部における大阪狭山市のイメージ

<余暇活動・文化体験のイメージ>

大阪都心部で開催される国際的な会議に関連したイベントとして、狭山池の歴史や、市民の生活と調和した魅力的な自然空間を体験してもらおう。

休日に、水辺のアクティビティや、南河内の食材を使った食を堪能することを目的に、南河内や大阪都心部から人が集まる。

第2章 分野別にみた 本市の状況と課題

本章では、本市の特徴とまちづくりを取り巻く課題について、都市空間を構成する上で、重要な分野である「土地利用」「交通ネットワーク」「水・みどり」「都市防災」「景観、歴史文化」の分野ごとに整理しています。

第2章

分野別にみた本市の状況と課題

旧計画・上位計画・関連計画の把握、市民意識調査、統計的調査等の基礎調査をもとに、都市空間を構成する上で重要な分野別の状況と課題を整理しています。

2-1 土地利用

都市空間の形成において重要となる「土地利用」の状況と課題について、整理し記載しています。

ゆとりある閑静な居住環境と多様な地域性

- 本市は、図 2-2 及び表 2-1 のとおり、1187.4ha 全域が都市計画区域 であり、そのうち、市街化区域 が全体の約 64.7%、767.9ha を占めています。市街化区域のうちの約 64.1%、491.9ha が一般市街地 ・集落地 となっています。市域全体では、570.1ha の一般市街地・集落地に対して、公園・緑地、田・畑・休耕地、山林、その他緑地、水面等は合わせて 415.7ha あり、みどり 豊かな都市空間が形成されていることが本市の特徴です。
- 市域の約 48.0%、約 570.1ha が住宅を中心とする一般市街地・集落地であり、図 2-1 に示すとおり、市民意識調査で高く評価されている「閑静な住環境」は本市がもつ強みのひとつです。さらに、大阪市や堺市の都心部への公共交通の利便性の良さ等も本市の強みであり、近隣市町村の人口が減少している中でも本市の人口が維持傾向を保っている大きな要因のひとつです。
- 本市の住宅地は、狭山ニュータウン地区をはじめとする計画的に形成された一般市街地や、旧集落周辺に市街化が進んだ一般市街地、市街化調整区域 内の集落地など様々な地域が分布しており、それぞれの地域特性に応じた居住環境が形成されています。

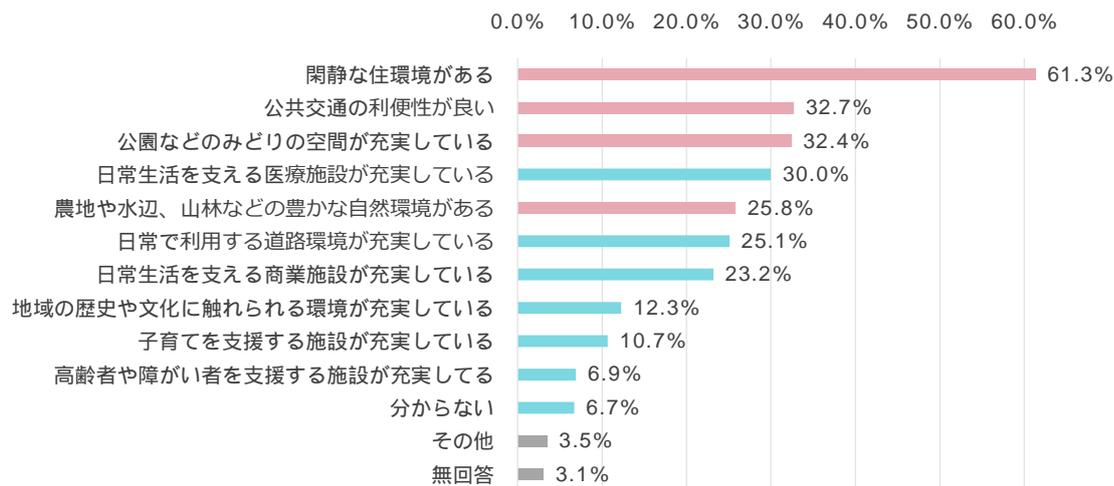


図 2-1 住まいの身近な地域について評価している部分 (MA ・ N = 1469)
(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

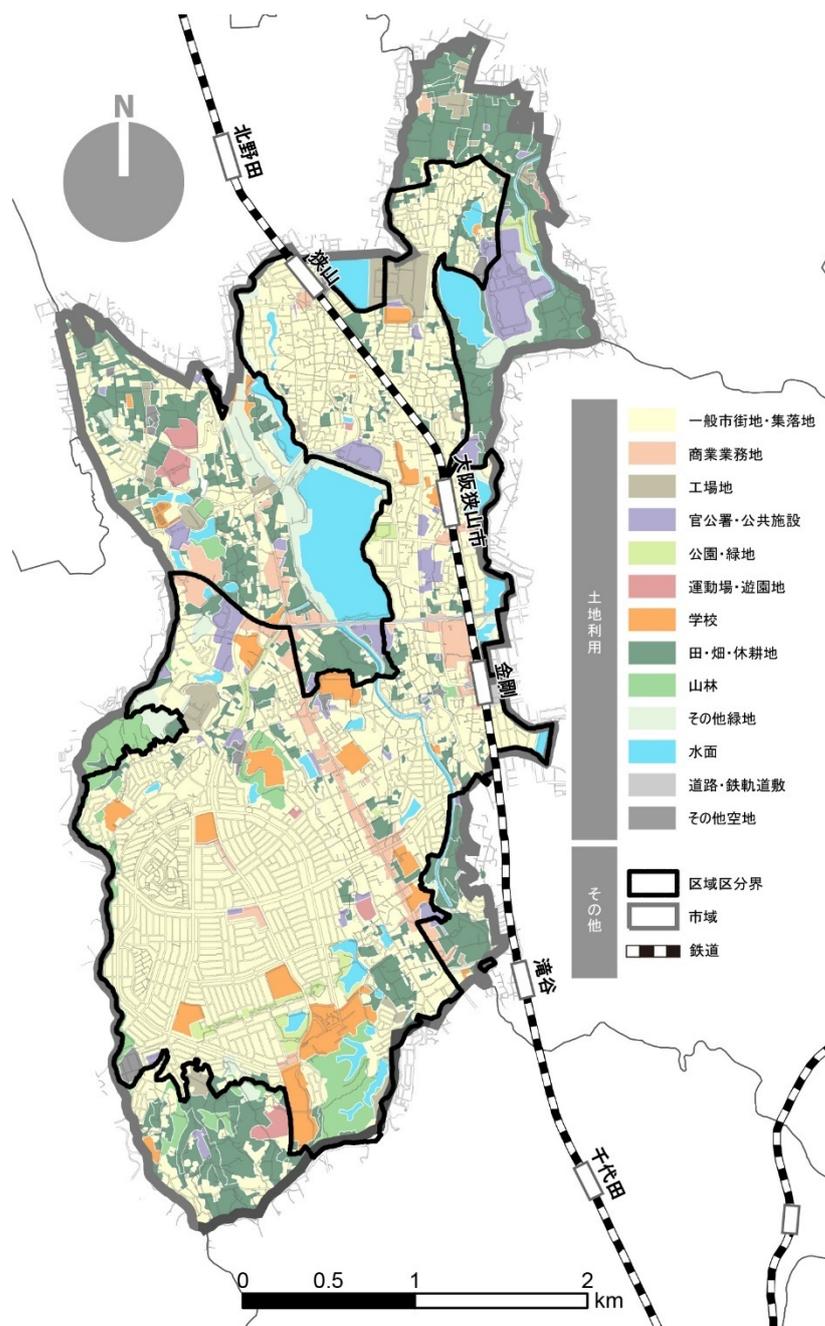


図 2 2 土地利用現況図

(出典：令和 2 年度 (2020 年度) 都市計画基礎調査より作成)

	一般市街地・ 集落地	商業 業務地	工場地	官公庁・ 公共施設	公園・ 緑地	運動場・ 遊園地	学校	田・畑・ 休耕地	山林	その他 緑地	水面	道路・ 鉄軌道敷	その他 空地	合計	
市街化 区域	491.9 (64.1)	33.1 (4.3)	16.8 (2.2)	21.2 (2.7)	12.2 (1.6)	1.8 (0.2)	46.2 (6.0)	54.8 (7.1)	37.8 (4.9)	12.9 (1.7)	24.1 (3.1)	9.3 (1.2)	5.9 (0.7)	約767.9 (100.0)	市全体の約 64.7% (767.9/1187.4)
市街化 調整区域	78.2 (18.6)	11.6 (2.8)	13.6 (3.2)	23.6 (5.7)	13.6 (0.8)	9.2 (2.2)	3.2 (0.8)	171.4 (40.8)	8.3 (2.0)	32.2 (7.7)	58.8 (14.0)	2.5 (0.6)	3.7 (0.9)	約419.5 (100.0)	
合計	570.1 (48.0)	44.7 (3.8)	30.4 (2.6)	44.8 (3.8)	15.5 (1.3)	11 (0.9)	49.3 (4.2)	226.2 (19.1)	46.1 (3.9)	45 (3.8)	82.9 (7.0)	11.8 (1.0)	9.6 (0.9)	約1187.4 (100.0)	

本調査における数値は、地理情報システム (GIS) による面積の自動集計によるため、都市計画上の市街化区域及び市街化調整区域、市域全域の面積と異なっています。

表 2 1 土地利用現況面積内訳

(出典：令和 2 年度 (2020 年度) 都市計画基礎調査より作成) (単位：ha)



池之原集落地



池尻自由丘一般市街地



狭山ニュータウン地区



狭山池公園

地域活力の維持・向上

- ・大阪都心部から鉄道交通の利便性が高い中で、図 2-2 及び表 2-1 のとおり、市街地の多くが住宅地中心の土地利用となっており、本市の用途地域 指定については、図 2-5 及び表 2-2 のとおり、工場や商業施設等産業系はあわせて約 2.0%と少ない状況です。商業及び工業をはじめとする既存の事業所の建替えや移転などに都市計画制度などの課題があることや、仕事や非日常の買物、余暇活動などは市外への流出が多くなっていることから、将来的に地域活力を維持・向上させる方策を検討する必要があります。
- ・図 2-3 及び図 2-4 のとおり、商店数及び事業所数は増減があるものの、全体的には減少傾向にあり、地域におけるにぎわいや活力を維持・向上するため、社会潮流等を踏まえ、市内における産業施設の立地誘導などについて検討を進める必要があります。
- ・金剛駅など本市の主要な交通結節点 周辺においては、市民ニーズを踏まえた、商業施設や公共施設、憩うためのスペースなど、都市機能の集積等により、人が集まる拠点性の強化について検討する必要があります。
- ・地域活力の向上につながる産業施設の立地誘導については、交通便利性の高い市街化調整区域 などにおいて、地域の意向等を踏まえた土地利用のあり方などを検討する必要があります。

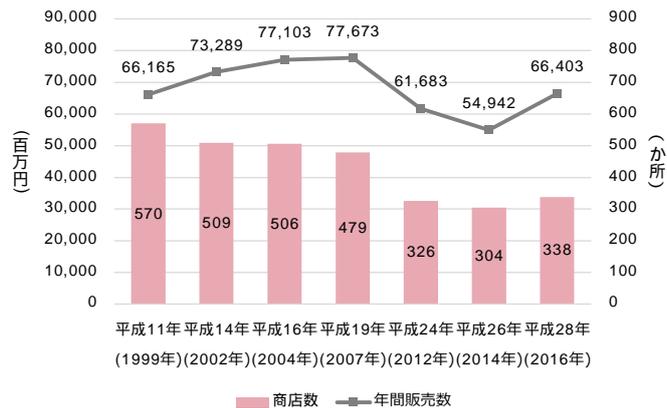
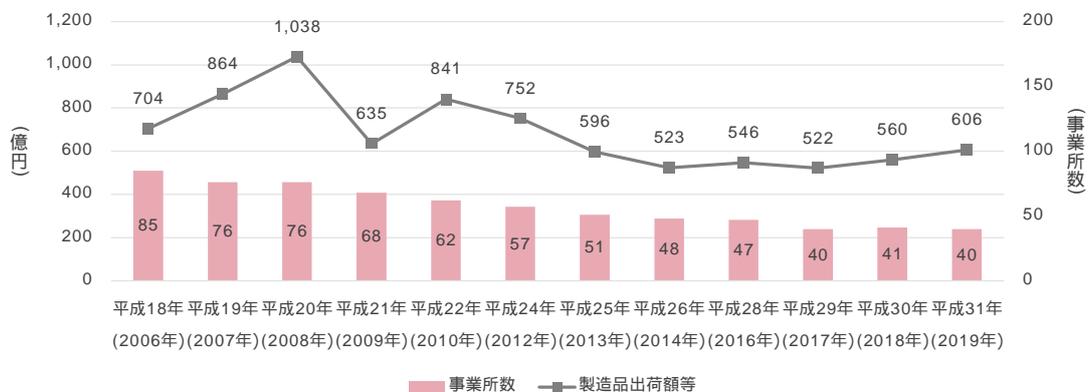


図 2-3 商店数、年間販売額の状況

(出典:大阪狭山市統計書、経済センサス(平成 28 年(2016 年)活動調査))



平成 23 年度 (2011 年度) 及び平成 27 年度 (2015 年度) は経済センサス活動調査の実施に伴い、工業統計調査が中止されたためグラフには値を表示していません。

図 2-4 事業所、製造出荷額の状況

(出典:工業統計調査)

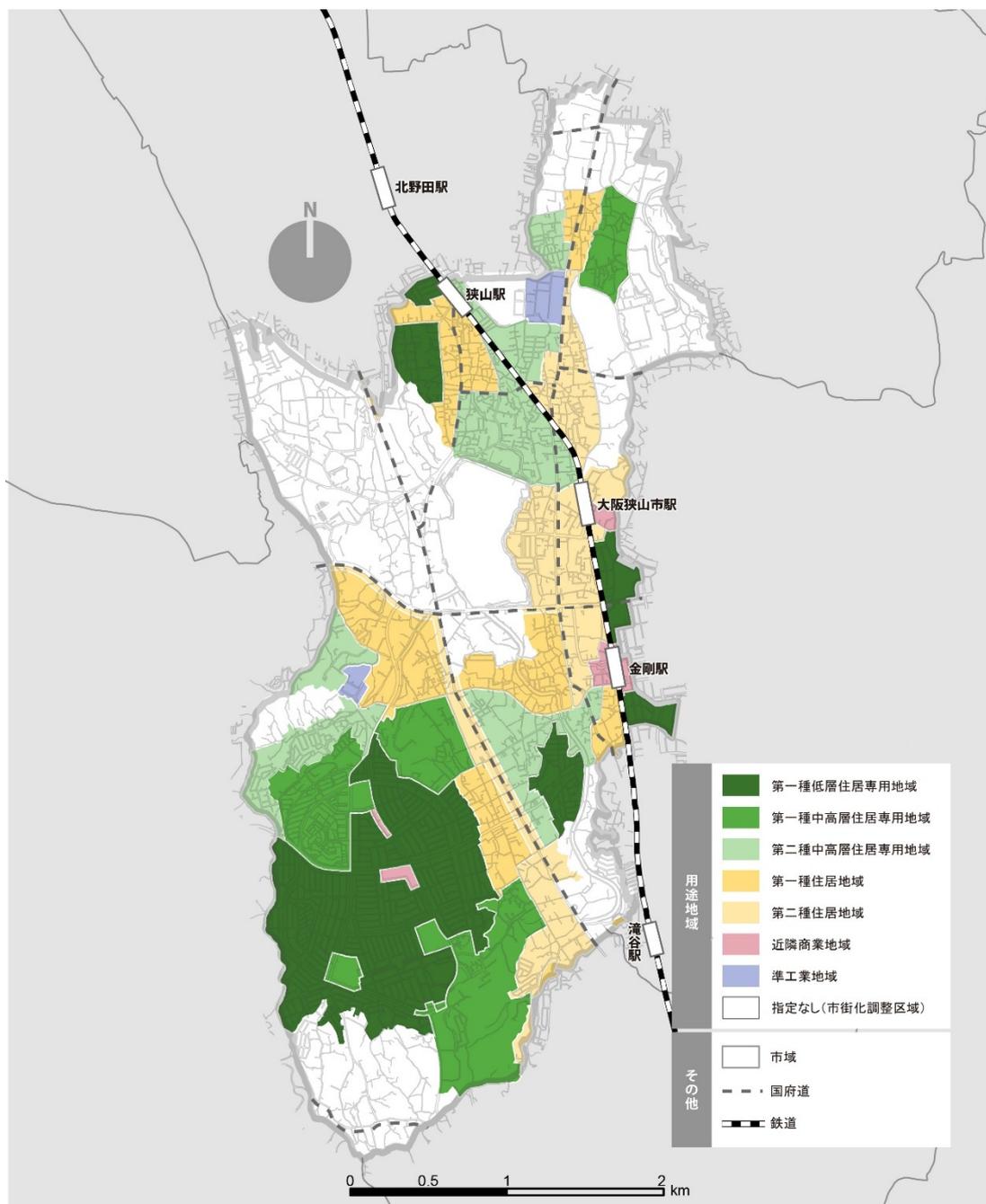


図 2-5 用途地域図

市街化区域 734ha							市街化調整区域 (指定なし)
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	
205ha	135ha	129ha	119ha	124ha	11ha	11ha	458ha
17%	11%	11%	10%	10%	1%	1%	38%
計 1,192ha							

表 2-2 用途地域面積内訳 (令和 4 年 (2022 年) 3 月時点)



近隣商業地域（金剛駅周辺）



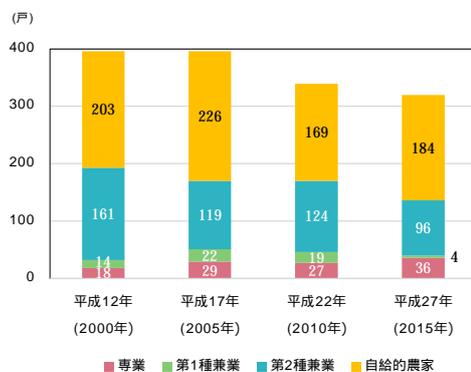
準工業地域（東池尻）



幹線道路沿道（国道310号）の商業施設等が立地する地域

農家数・農地の維持・向上と休耕地化への対応

- 本市では、北東部の東野地区と南西部の大野地区の市街化調整区域に、まとまった農地が確保されており、市街化区域においても41.4ha（市街化区域の約5.4%）が生産緑地地区に指定され、本市のみどり豊かな環境の形成に貢献しています。一方で、近年の人口減少・少子高齢化社会の進行や人びとの価値観の変化、農業の担い手不足、周辺の土地利用の変化等に伴い、図2-6及び図2-7のとおり、農家数及び経営耕作面積が減少傾向にあり、今後も農地転用による農地の減少や休耕地の増加が懸念されます。
- 今ある農地を維持・保全・活用するための取組みについて検討するとともに、主要な幹線道路沿いや鉄道駅周辺等の利便性の高い箇所に集積している農地等については、周辺地域の暮らしや都市全体の持続性等にも配慮しながら、農業と共存できる土地利用のあり方についても検討する必要があります。



令和2年（2021年）の数値は、専業、第1種兼業、第2種兼業が未公表のため、グラフに表示していません。

図2-6 農家数の状況（出典：平成27年（2015年）農業センサス）

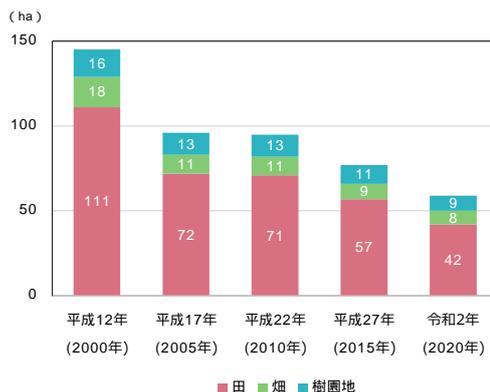


図2-7 経営耕地面積の状況（出典：令和2年（2021年）農業センサス）



空家・空地の発生抑制、有効活用と流通促進

- ・全国的に、人口減少・少子高齢化社会が進行する中でも、本市では人口が維持傾向にあり、図 2-8 のとおり空家率は変動があるものの概ね横ばいです。将来的にはさらなる人口減少・少子高齢化社会の進行に伴う空家数の増加が懸念されることから、引き続き関係団体や専門家等との連携を強化し、空家バンク制度、除却補助制度、固定資産税等の優遇措置制度、所有者不明空家等に関する制度など、各種制度の周知活用や啓発による空家の発生抑制及び適切な維持管理の促進、既存ストック としての有効活用と流通促進に取り組む必要があります。

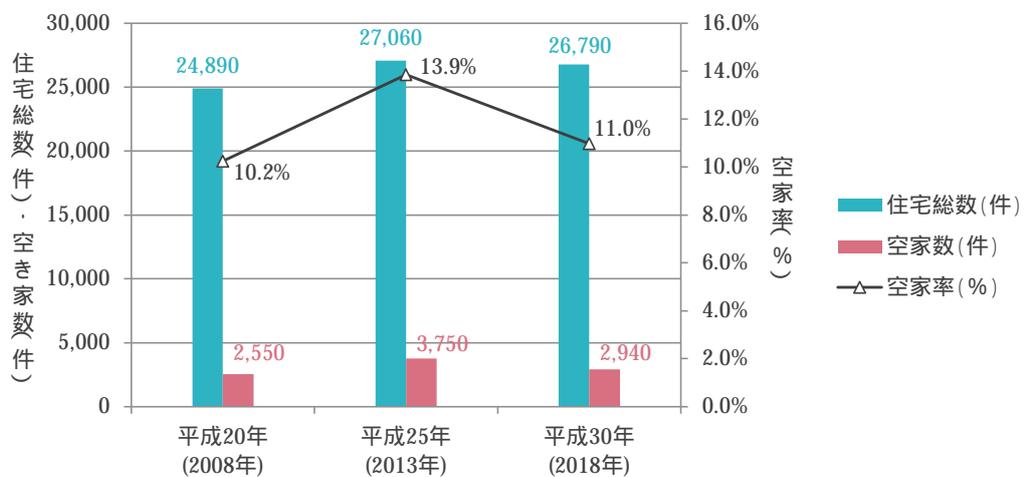


図 2-8 住宅総数・空家数・空家率の推移
(出典：平成 30 年 (2018 年) 住宅土地統計調査)

地域の再生・活性化

- ・魅力的な居住環境の維持・向上が求められている中で、若年人口の減少や自治会加入率の低下などによる、地域の担い手不足、地域コミュニティの弱体化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域活力の低下などが懸念されていることを踏まえ、地域の意向や特性に応じて、将来を担う世代や子育て世代に選ばれるまちづくりを進める必要があります。
- ・狭山ニュータウン地区は、ゆとりある住みよいまちという本市のイメージを牽引してきましたが、図 2-9 のとおり、本市の中でも高齢化の進行が著しい地区となっており、空家・空地の増加、買物弱者への対応、住宅・施設の老朽化等さまざまな課題が顕在化してきています。また帝塚山学院大学狭山キャンパスの移転や近畿大学病院等の移転(予定)による大規模な土地利用の変化にも対応していく必要があることなどを踏まえ、狭山ニュータウン地区活性化指針の実施計画である狭山ニュータウン地区再生推進計画に基づき、狭山ニュータウン地区の再生、活性化が本市の地域の維持、再生、活性化などのモデルとなるよう、取組みを進める必要があります。

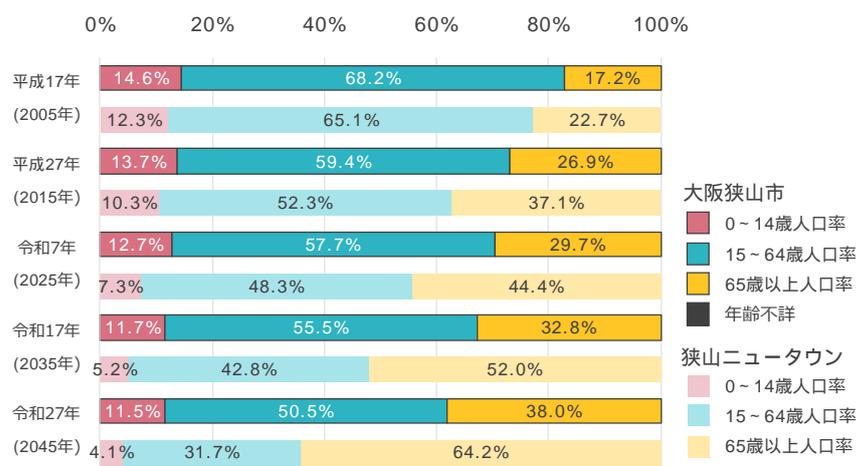


図 2-9 大阪狭山市・狭山ニュータウン地区の年代別人口比率

出典：大阪狭山市全体の人口率は図3の抜粋、狭山ニュータウン地区の人口率において、平成27年（2015年）以前は国勢調査、平成27年（2015年）以降は将来人口・世帯予測ツールV2（国土交通省 国土技術政策総合研究所）を基に作成

2 2 交通ネットワーク

都市空間の形成において重要となる「交通ネットワーク」の状況と課題について、整理し記載しています。

コンパクトな公共交通環境と市民ニーズに沿った利便性の向上

- ・市内を南海電鉄高野線が南北に縦貫しており、北から狭山駅、大阪狭山市駅、金剛駅の3駅があります。鉄道駅から大阪都心部まで概ね25分でアクセスすることが可能ですが、鉄道駅は市域の東端近くにあることから、市内各地区へは鉄道駅からバス等の公共交通機関を利用する必要があります。金剛駅は特急停車駅でもあり、駅前には路線バスやタクシーの交通結節点として駅前広場が整備されており、高い公共交通の利便性を確保していることは本市の強みのひとつです。

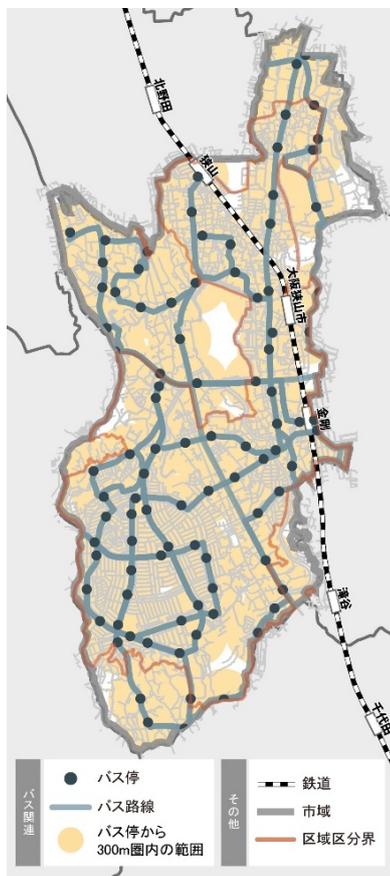


図 2 10 バス停分布・バス路線網
(出典：国土数値情報)

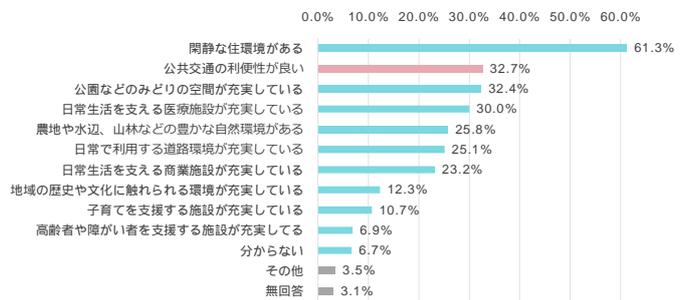


図 2 11 住まいの身近な地域について評価している部分
(MA・N = 1469)

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

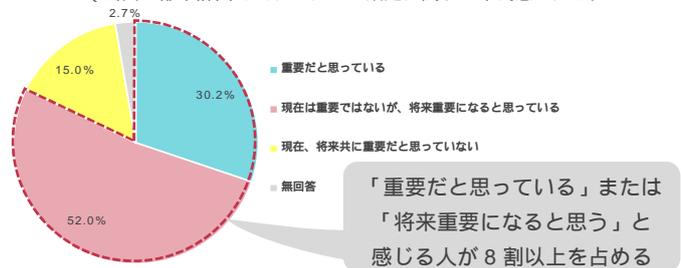


図 2 12 市内で運行しているバスの重要度 (SA・N = 1469)

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

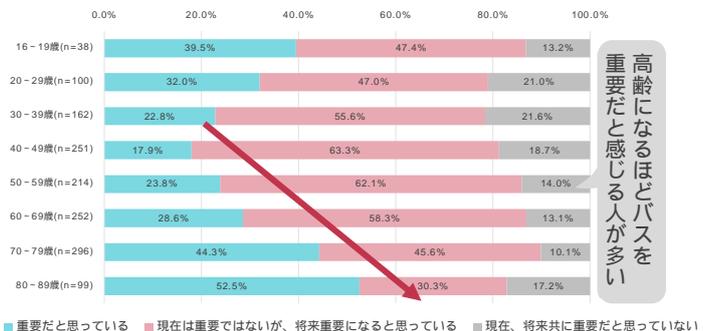
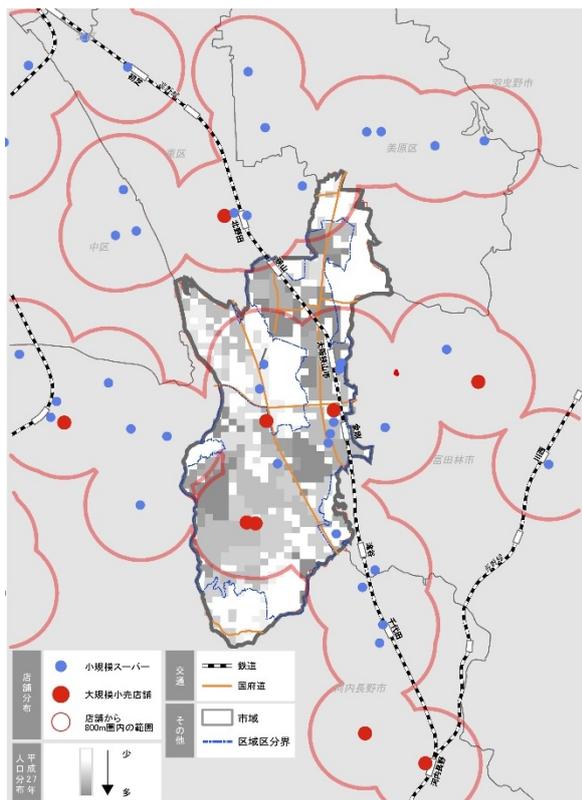


図 2 13 年齢別の市内で運行しているバスの重要度 (SA・N = 1469)

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

- ・図 2 10 のとおり、現在、市循環バスは、路線バス網を補完し、公共施設を中心とした路線設定になっています。これらのバス利用者は高齢者が多い状況ですが、図 2-12 及び図 2 13 のとおり、人口減少・少子高齢化社会の進行に伴う交通弱者の増加を踏まえると、将来的なバス交通の役割はさらに重要になります。



大規模小売店舗とは大規模小売店舗立地法に基づき届け出が
出されている店舗（売場面積が1,000㎡超）、小規模スーパー
とは売場面積が1,000㎡以下の店舗を指します。

図 2 14：商業施設の立地状況

(出典：2018年全国大型小売店舗総覧、iタウンページ等より作成)

- ・本市においては、スーパーマーケットなどの生活必需品を取り扱う店舗は概ね充足していますが、図 2 14 のとおり、徒歩圏の 800m 圏内に入らない地域も見られることや、図 2 16 のとおり、市外への通勤通学が多いことから、日常生活圏における移動手段の在り方についても検討する必要があります。

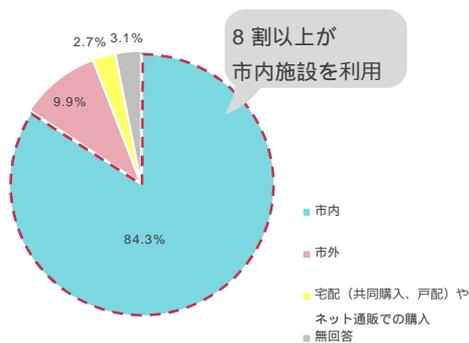


図 2 15：食料品・日用品などの買物先 (SA・N = 1469)

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

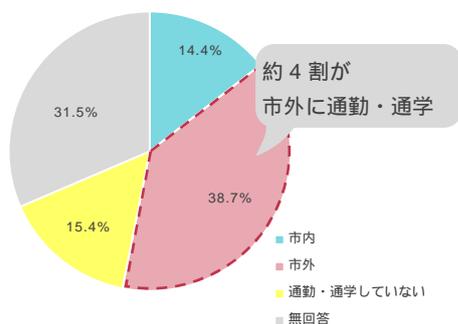


図 2 16：通勤通学先 (SA・N = 1469)

(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

道路環境の更なる改善

- ・本市は、図 2-17 のとおり、南北方向の国道 310 号、府道河内長野美原線、市道狭山河内長野線、東西方向の府道森屋狭山線、堺狭山線、市道の甘山高蔵寺線、金剛泉北線等により、幹線道路網が形成され、都市計画道路の進捗率は 42.1% であるなど一定整備されていますが、図 2-18 のとおり国道 310 号や府道河内長野美原線など日常で利用する幹線道路の慢性的な渋滞の解消や狭あいな区間の解消、交通安全対策などについて引き続き、計画的に整備を進める必要があります。



図 2-17 都市計画道路図

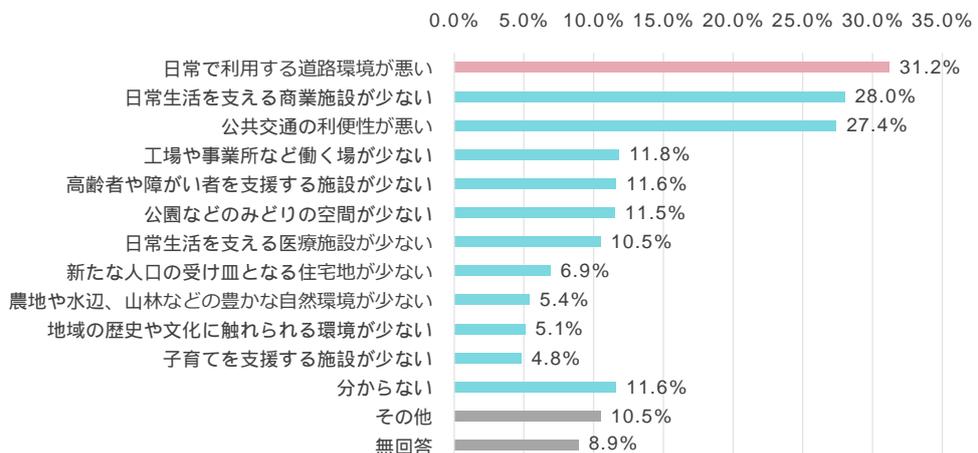


図 2-18 住まいの身近な地域について課題だと感じる部分 (MA・N = 1469)
(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)

2 3 水・みどり

都市空間の形成において重要となる水・みどりの状況と課題について、整理し記載しています。

豊かできれいな水・みどり

・泉北丘陵から北に流れる河川沿いの低地及び丘陵縁辺部に位置する本市は、これら河川に設けられた狭山池を中心に、西除川、東除川、三津屋川が四方に伸びており、多数のため池や農地、市街地に点在する公園や緑地、丘陵部の今熊市民の森や三都神社等の社寺林など、豊かな水辺やみどりに恵まれています。

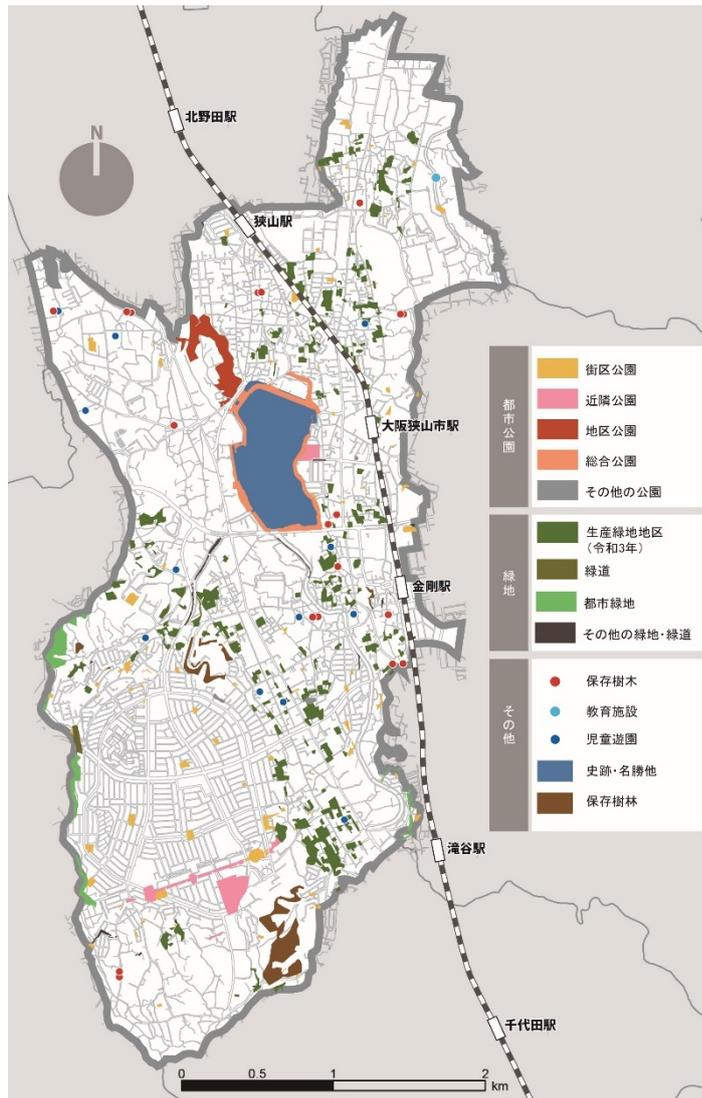


図 2 19 都市公園・緑地等の分布



- ・豊かな水・みどりは、本市の代表的な強みであることから、図 2 20 のとおり、市民から高い評価を得ており、図 2 21 のとおり、豊かな水・みどりによるネットワークを形成し、その活用を高めていくため、令和 2 年（2020 年）3 月には「大阪狭山市水とみどりのネットワーク構想」を策定し、各種事業を進めています。
- ・図 2 19 のとおり、本市に分布する豊かなみどりは、「防災・減災」「地域振興」「環境調整」といった自然環境が有する多様な機能をもつグリーンインフラ として、本市の魅力や市民生活の質の向上につながる重要な役割を担っています。そのため、みどりを単に維持・保全するだけでなく、みどりをもつ多様な機能を踏まえた環境のコントロールやこれらを活用した空間の形成に取り組む必要があります。

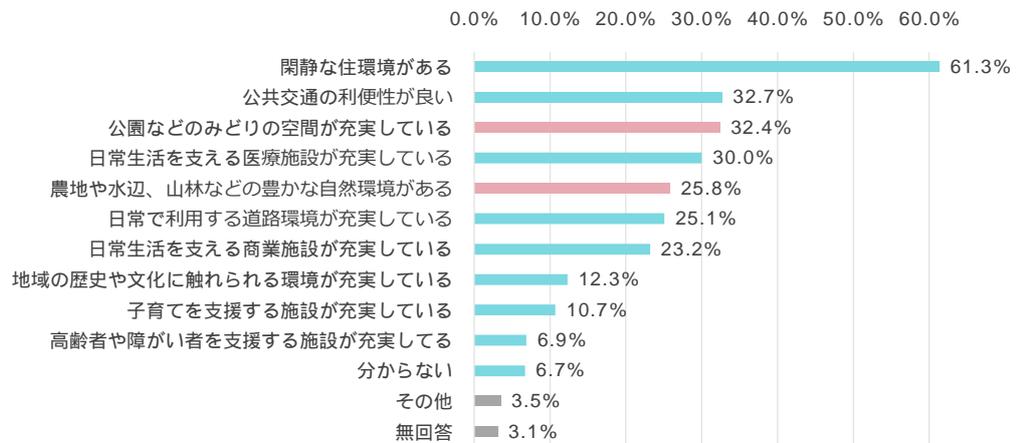
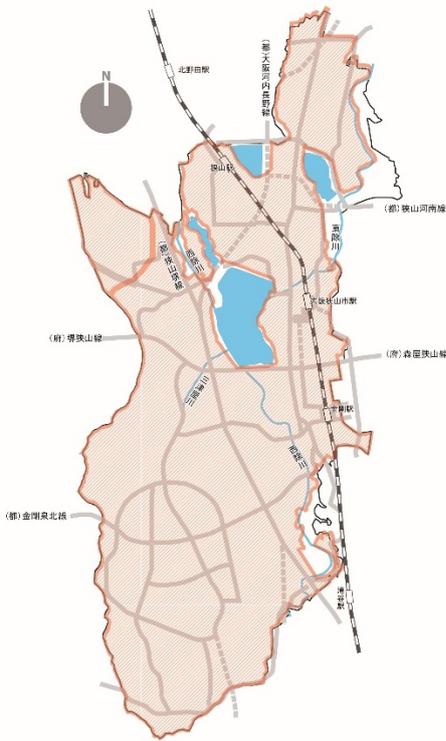


図 2 20 住まいの身近な地域について評価している部分 (MA ・ N = 1469)
(出典 : 都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)



図 2 21 水とみどりのネットワーク構想図
(出典 : 大阪狭山市水とみどりのネットワーク構想)

- 生活排水の処理については、狭山ニュータウン地区の開発を契機に、市内全域公共下水道を目標とし、整備を進めてきました。市街化区域の整備が概ね完了した後、平成3年度（1991年度）から市街化調整区域の整備に着手し、公共下水道の普及促進に努めた結果、大阪府内でもいち早く公共下水道が概成しました。公共下水道の概成により、狭山池をはじめとする公共用水域の水質の保全や、暮らしにおける公衆衛生の向上に寄与しています。今後も、公共用水域の水質及び暮らしの衛生環境を保全し、親しまれる水辺環境を形成するため、公共下水道を適切に維持管理・更新するとともに、施設の活用等についても、検討する必要があります。



下水道法事業計画区域（汚水）: 公共下水道による施設の整備を計画している区域。汚水処理は、公共下水道の人口普及率が概ね 100% となっており、施設が概成しています。

図 2-22 下水道法事業計画区域（汚水）

市民活動の場としてのみどり

- ・本市では、公園等における、イベントや市民活動、河川におけるアドプト リバーやクリーンアクション等による清掃活動、今熊市民の森や副池オアシス公園における自然環境の維持・保全に関する取組みなど、水・みどりを舞台に多様な市民活動が展開されています。また、保育所などの子育て施設周辺の公園等では、散歩や行事で公園等が活用される事例も見られることから、地域の施設や団体との連携なども積極的に取り組み、誰もが快適に利用することができる空間を形成する必要があります。
- ・一方で、図 2 23 のとおり、水・みどりの空間に対する市民の利用ニーズの多様化が進んでいることや、市民団体の高齢化、担い手不足等が課題となっていることから、狭山池をはじめとする水・みどりや街区公園 などの暮らしに身近な空間が、市民活動の場、自己実現や交流の場、憩いの場など、多様な活用の場となるよう、柔軟な管理・運営・活用等について検討する必要があります。

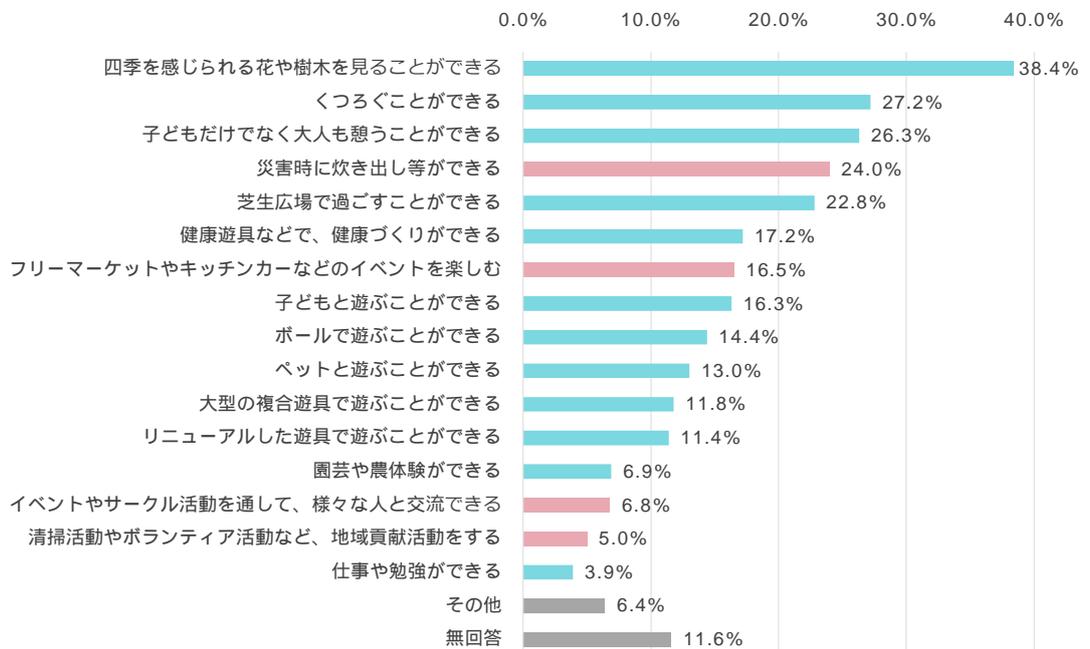


図 2 23 身近にある公園でできたら良いと思う活動 (MA ・ N =1469)
(出典：都市計画マスタープラン改定に関する市民意識調査)



2-4 都市防災

都市空間の形成において重要となる「都市防災」の状況と課題について、整理し記載しています。

大規模な自然災害への備え

- ・大規模な風水害に備え、危険箇所の把握、浸水対策をはじめとする災害防止対策についてハード・ソフトの両面で一体的な対策を実施するとともに、減災の観点から災害発生時の被害を最小限に抑える取組みを進める必要があります。
- ・都市で発生した雨水を適切に排水するため、流域治水の観点から河川管理者である大阪府との連携により河川改修事業等を促進するとともに、浸水対策として、雨水の排水先である河川や下水道施設、水路や道路側溝等への負荷軽減のため、開発等における雨水流出抑制施設等の設置に向けた指導の強化や、水利組合等と連携したため池や農業用水路の保全及び改修工事を計画的に進める必要があります。
- ・大規模地震に備え、避難所としての位置づけなど、防災上の重要度を踏まえたうえで、公共建築物の耐震化を進めるとともに、民間住宅の耐震化を促進する必要があります。
- ・既成市街地においては、袋小路や狭あいな道路が多く、古い建築物も多いことから、災害時の避難・救助活動が可能な道路環境への改善や、耐震性・不燃性の高い市街地形成を進める必要があります。
- ・人口減少・少子高齢化社会の進行が進む中、普段からの良好な近隣関係の構築により、自治会や自主防災組織等による取組みを進め、被災時の被害を最小限に抑えることができるよう、共助体制を構築する必要があります。また、防災マップやハザードマップ等の積極的な活用などにより、危険箇所を市民、民間事業者、行政の各主体で共有するとともに、地域の防災意識及び防災力を高め、効果的な防災に関するまちづくりを展開する必要があります。

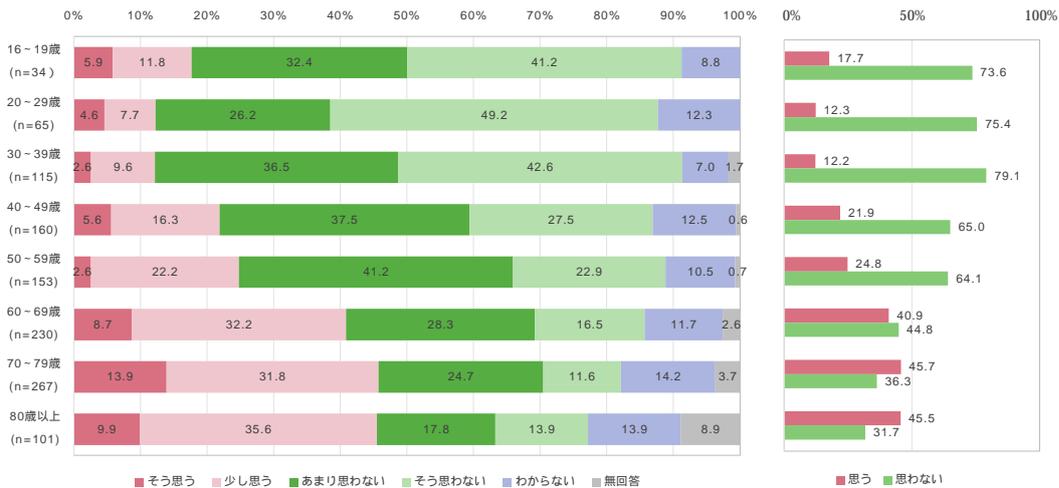
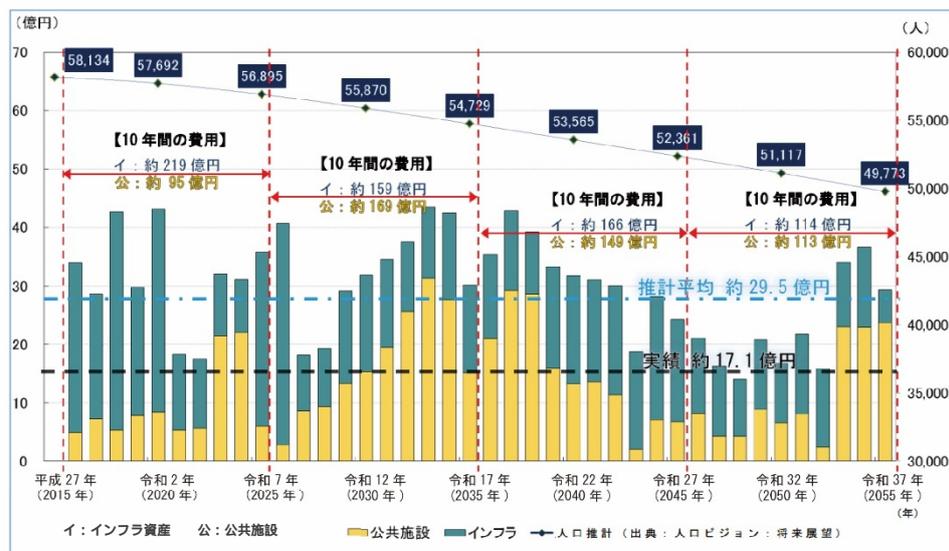


図 2-24 地域での防災活動に積極的に参加していると思うか
(出典：『第五次大阪狭山市総合計画』の策定に関する市民意識調査)

基盤施設 の老朽化への対応

- ・ 図 2 25 のとおり、人口減少・少子高齢化社会の進行による扶助費などの義務的経費が増加する一方で税収が減少しており、高度経済成長期の人口急増に対応するために整備された公共施設や道路、公園、下水道施設等の基盤施設は、老朽化等により一斉に更新時期を迎えます。このような状況を踏まえ、これら基盤施設について、長期的な視点を持ち、財政や人口の見通しとLCC（ライフサイクルコスト）に配慮した計画的な維持管理、長寿命化と更新、再編に取り組むとともに、公民連携や情報通信技術等を活用した施設の有効活用等を検討する必要があります。



公共施設面積を現状維持とした場合の費用で、大規模改修費用と更新費用を含む
 更新周期：【公共施設】大規模改修 30 年、更新 60 年
 ：【インフラ資産】道路 15 年、橋りょう 60 年、上水道 40 年、下水道 50 年
 更新費用等は総務省試算ソフトの設定値を使用

図 2 25 公共施設等の更新費用等推計
 (出典：大阪狭山市公共施設等総合管理計画)

2-5 景観、歴史文化

都市空間の形成において重要となる「景観、歴史文化」の状況と課題について、整理し記載しています。

暮らしと調和した景観の維持・保全

- ・住宅が整然と並ぶまちなみや街路樹からなる閑静なまちなみ、旧家や集合住宅が調和した多様性のあるまちなみ、集落地 周辺の水・みどり と調和した自然環境豊かなまちなみなど、発展過程の異なる地域では、景観の特徴も異なっています。これら固有の景観を地域への親しみや愛着につなげるため、地域ごとの暮らしと調和した景観を維持・保全する必要があります。



都市や地域を特徴づける景観づくり

- ・本市や各地域を特徴づける鉄道駅周辺の都市拠点や幹線道路沿道など、本市や各地域の顔となる空間においては、通りやエリアとしてのまちなみが調和した街路景観を形成する質の高い都市デザインが求められます。また、狭山池周辺における、豊かな水とみどり、歴史的価値などの魅力を活かした空間づくりを進めることで、本市を特徴づける景観の形成が必要です。



人びとの活動による景観づくり

- ・都市の空間において、人びとの滞在や活動が定着している場所では、それが風景の一部となり、景観を構成する要素となっています。本市においても、狭山池公園をはじめ、各所で人びとの活動による景観が見られますが、これら景観をさらに創出し定着させるためには、公園、緑道、その他公共施設等をはじめとする空間において、本市の地域資源を活用し、これらを日常生活の中で身近に感じられる取組みを進め、にぎわいある景観をつくる必要があります。



重層的な歴史文化遺産

・狭山池は日本最古のダム式のため池として、平成 27 年（2015 年）に国の史跡に指定され、その歴史的価値が高く評価されています。また、4 ルートをもつ高野街道のうち西・下・中 3 ルートの街道が市内を南北に通っており、西高野街道と分岐した天野街道、市域の北端には伊勢道が通っているなど、さまざまな街道によって、本市がかつて交通の要所であったことが分かります。さらに、かつて戦国大名北条氏の末裔が築いた狭山藩陣屋（現在の狭山藩陣屋跡記念碑広場周辺）では、メインストリートである大手筋が南北に貫いており、これを基準にまちなみが形成されています。明治時代には、高野鉄道（現在の南海電鉄高野線）が開通し、沿線の都市化が進む契機となりました。狭山駅と大阪狭山市駅の間には築堤が造られ、狭山池から流れる水と人の往来を遮断しないよう設置された、7 つの暗渠（隧道）が現在も地域の人びとに利用されています。このほか、市内各所で豊かに残る地名など、時代やテーマによって織りなされる歴史的な魅力は本市の強みです。これらの歴史文化遺産を身近に感じられる環境づくりや、魅力の発信といった歴史文化遺産を活用したまちづくりを進める必要があります。



狭山藩陣屋跡



南海電鉄煉瓦造暗渠



高野街道



史跡狭山池

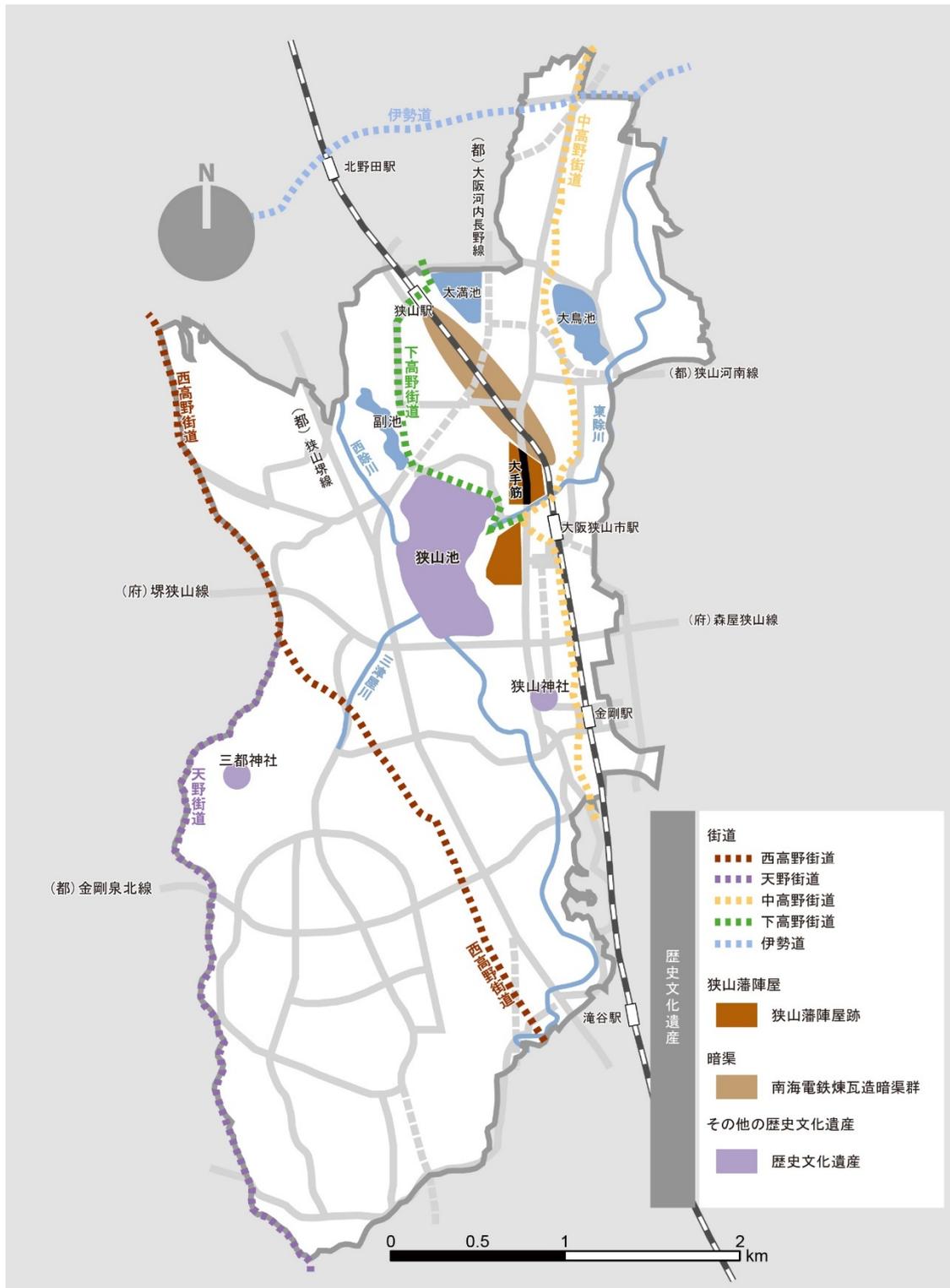


図 2-26 本計画に記載のある主な歴史文化遺産の分布

第3章 まちづくりの主要テーマ と将来都市構造

本章では、本計画で達成をめざす「まちづくりの主要テーマ」を設定するとともに、主要テーマごとの実現に向けた取組みの方針である「テーマ別方針」を設定しています。また、実現をめざすべき持続可能な市域全体のあり方を示す「将来都市構造」を設定しています。

第3章

まちづくりの主要テーマと将来都市構造

前章までに整理した「背景となる社会潮流の変化」や「本市のまちづくりの状況と課題」を踏まえ、達成すべき目標として「まちづくりの主要テーマ」を設定しています。また、主要テーマの達成に向けた分野横断的な取組みの方針として、「テーマ別方針」を設定しています。

3 1 本市を取り巻くまちづくりの状況と課題の整理

図 3 1 のとおり、序章「背景となる社会潮流の変化」の内容については、チャンスとして“捉えるべき機会”と、備えておくべき“今後の脅威”に分類し、1 3「都市活動からみた本市の特徴」及び第 2 章「分野別にみた本市の状況と課題」の内容については、評価できる事項である“今ある強み”、解決すべき事項である“今ある弱み”、備えておくべき“今後の脅威”に分類することで、本市のまちづくりの状況と課題を整理・分類します。

「都市活動」及び「分野別」から抽出した本市のまちづくりの状況と課題

今ある強み

近隣市からの転入（以下の強み等による）
ゆとりある閑静な居住環境と多様な地域性
コンパクトな公共交通環境と市民ニーズに沿った利便性の向上
豊かできれいな水・みどり
市民活動の場としてのみどり
暮らしと調和した景観の維持・保全
重層的な歴史文化遺産

今ある弱み

地域活力の維持・向上（通勤通学や余暇活動、買回り品購入の市外流出、産業機能等の維持・向上）
道路環境の更なる改善
都市や地域を特徴づける景観づくり
人びとの活動による景観づくり

捉えるべき機会

持続可能な社会の実現に向けた取組み
変化する生活様式や価値観
情報化社会の進展
コンパクトなまちづくり
ウォークアブル なまちづくり
新たなまちづくりの視点

今後の脅威

人口減少・少子高齢化社会の進行を前提としたまちづくり
農家数・農地の維持・向上と休耕地化への対応
空家・空地の発生抑制、有効活用と流通促進
地域の再生・活性化
都市のレジリエンス の重要性の高まり
大規模な自然災害への備え
基盤施設 の老朽化への対応

踏まえておくべき「背景となる社会潮流の変化」

図 3 1 背景となる社会潮流の変化及びまちづくりの状況と課題

3-2 まちづくりの主要テーマとテーマ別方針

図 3-2 のとおり、3-1 において整理・分類した「本市を取り巻くまちづくりの状況と課題」に応じて、<強みを伸ばす> <弱みを補う> <脅威に備える>といった視点から、達成すべき目標として、3つの「まちづくりの主要テーマ」を設定し、主要テーマの達成に向けた分野横断的な取組みの方針として、テーマ別方針を設定します。設定にあたっては、「はじめに(序章)」の背景となる社会潮流の変化及び「都市活動からみた本市の特徴(第1章)」を踏まえたものとします。

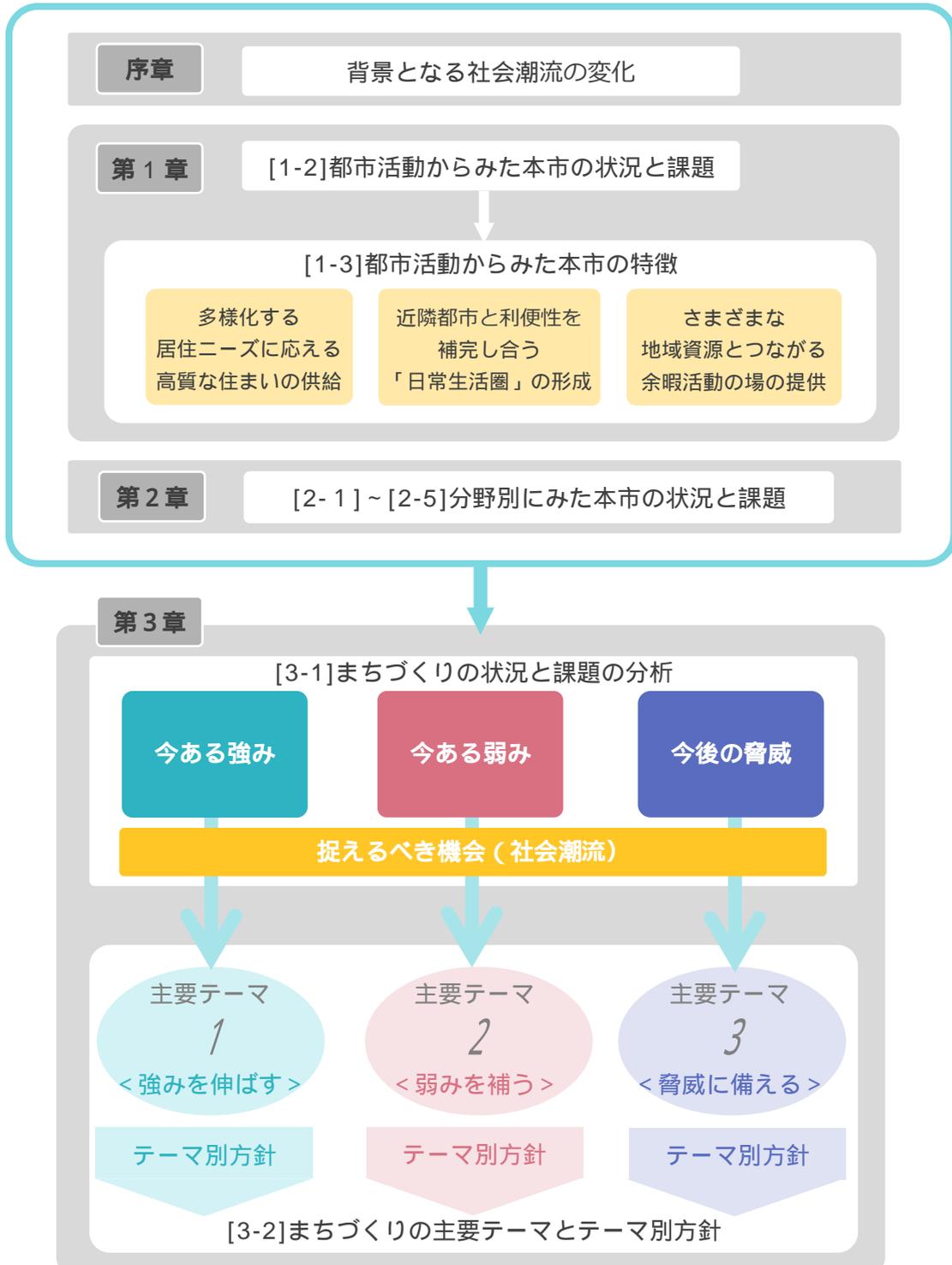


図 3-2 主要テーマ及びテーマ別方針の抽出と各章の関係性

(1) 主要テーマ1 | 強みを伸ばす

身近な魅力が活きる生活空間の向上

本市には、鉄道交通の利便性や、路線バス や市循環バス によるきめ細かな公共交通網、きれいで豊かな水・みどり と高質な居住環境、コンパクトで利便性の高い日常生活圏、公共下水道での生活排水処理による公共用水域の水質保全と衛生的な生活環境の提供等、多くの強みがあることから、全国的に人口減少・少子高齢化社会が進行する中でも一定の人口規模を維持しています。

今後も、健全な都市活動を維持・向上させていくため、以下の方針により、これらの強みを伸ばし、磨きをかけ、高質な居住環境の維持・保全、公共交通の維持・拡大と利用促進、魅力的な水とみどりのネットワークの形成、歴史文化遺産 を活かしたまちづくりなど、身近な魅力が活きる生活空間の向上をめざします。

< 創出する暮らしのイメージ >



ゆとりのある居住環境で落ち着いた暮らし、豊かな自然環境がある心安らく暮らし、鉄道駅に近い都市的な利便性の高い暮らしなど、それぞれの地域との関わりをもちながら、多様な居住環境を選択できる暮らしの実現をめざします。

公園や緑地等に市民が集まり、子育てや健康づくり、趣味や地域活動を行うといった日常の中で、特別な時間を過ごすことができる機会のある暮らしの実現をめざします。



狭山池や天野街道等の歴史文化遺産や豊かな自然環境など、本市独自の魅力を楽しむことができる機会を創出することで、水・みどりをより身近に感じられる暮らしの実現をめざします。

方針 1

都市計画制度の適正な運用等による高質な都市環境の維持・向上

- ・みどり 豊かな環境、良好な水環境、ゆとりある高質な居住環境といった本市の強みを維持・向上させるため、新たな建築及び開発の許可や指導において、都市計画法や本市開発指導要綱等を適正に運用します。また、高質な都市環境の形成に寄与している公共用水域の水質と衛生的な生活環境を維持・保全するため、下水道施設の適切な維持管理及び計画的な改築更新を進めるとともに、包括的民間委託による手法や情報通信技術等を取り入れた施設の有効活用等を進めることで、環境にやさしいまちづくりを進めます。
- ・地域の意向や地域特性を踏まえた良好な都市空間を維持・保全するためには、住民等が主体的に建築協定や地区計画等に取り組むことが重要であり、本市は住民等の取組みに対して助言等の支援をします。

関連する SDGs



方針 2

公共交通の維持・拡大と利用促進

- ・バス交通や鉄道駅等、コンパクトな公共交通ネットワーク環境を維持することで、利便性の高い移動環境の確保に取り組みます。
- ・健全な運営が可能となるよう公民連携等による快適なサービス提供を進めるとともに、モビリティマネジメントの観点から普及啓発を行い、公共交通の利用促進に取り組みます。
- ・近隣市及び交通事業者等との連携により、市民の活動実態やニーズを踏まえたバス交通ネットワークのあり方を見直すことで、広域公共交通ネットワークの形成と利便性の高い日常生活圏を形成します。また、持続可能な運営環境を構築するため、これら関係団体と連携した利用促進に取り組みます。

関連する SDGs



方針 3

魅力ある水とみどり の拠点と安全・快適なネットワークの形成

- ・水とみどりのネットワーク構想の推進により、本市の中心に位置する狭山池と本市に点在する公園・緑地、緑道 等において、新たな機能導入や空間活用、拠点間を結ぶ安全で快適な歩行者空間の整備等を進めるとともに、各拠点のネットワーク化を図ることで、相乗効果を生み出し、市全体の魅力を高めます。さらに、同構想において、重点アクションエリアと位置づけている狭山池周辺エリアにおいては、副池オアシス公園との一体的な整備やエリアマネジメント 体制の構築等に取り組みます。
- ・東野地区にある市民ふれあいの里については、本市を代表する水・みどり豊かなアクティビティ施設として、維持運営していくため、維持運営方法の見直しを行うとともに、下水処理場である、大阪府大和川下流域下水道狭山水みらいセンター（以下「狭山水みらいセンター」という。）の「せせらぎの丘」や「かがやき広場」との連携について検討します。
- ・市内に点在する公園や緑道等において、市民協働による公園や街路樹等の維持管理、保全・活用などに取り組むことで、地域の魅力を身近に感じられる環境づくりに取り組みます。また、これらの拠点において、移動販売車 の出店をはじめとする柔軟で自由度の高い市民協働・公民連携等の取組みを進め、都市全体の価値や魅力、生活利便性の維持・向上をめざします。



関連する SDGs



方針 4

歴史文化遺産 を活用した魅力づくり

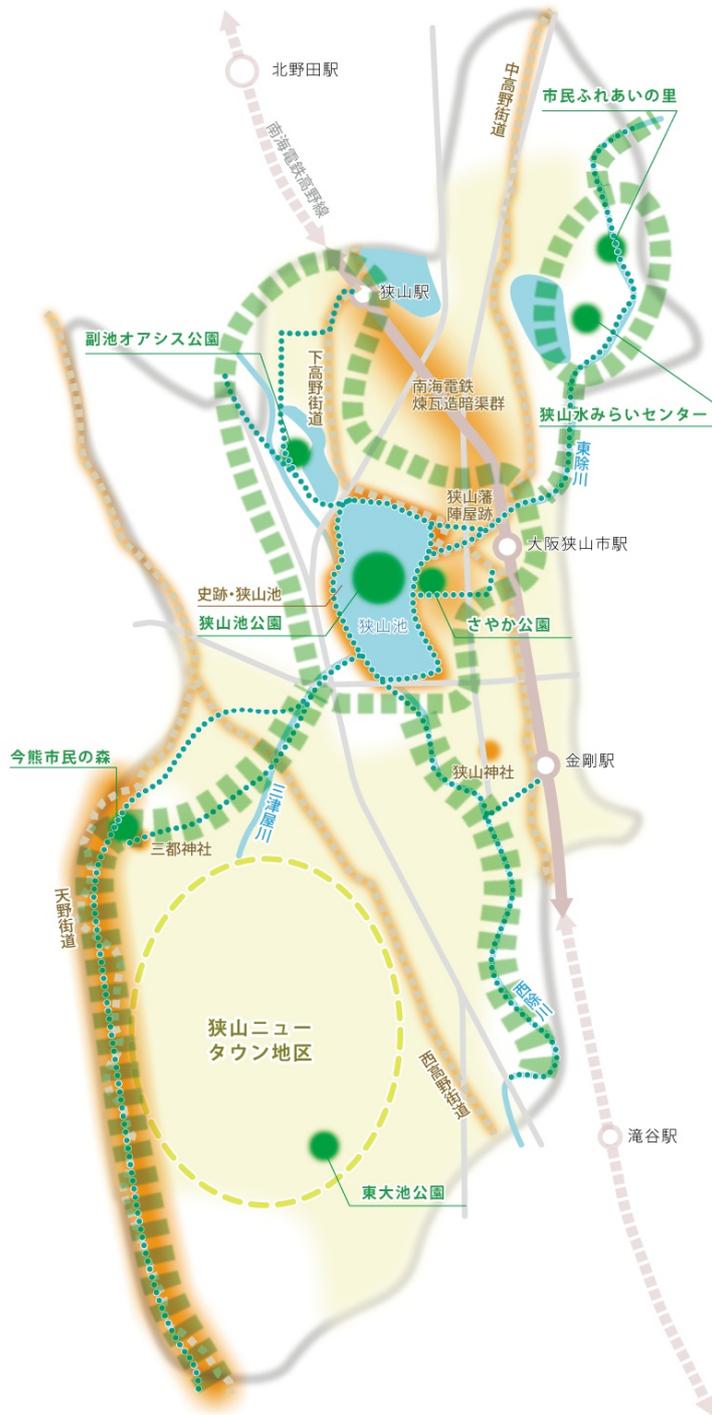
- ・大阪狭山市歴史文化基本構想で位置づけた「狭山池」、「藩と陣屋」、「歴史街道」、「豊かに残る地名」、「鉄道の開通とニュータウンの開発」といったテーマごとに、本市の特徴ある歴史文化遺産とその周辺環境も含めて保全・活用を図ります。
- ・歴史文化遺産周辺の歩行者空間において、休憩施設、案内サイン、修景舗装等の環境整備を進めることで、歴史文化遺産を歩いてめぐることができ、身近に感じられる魅力的な都市空間の形成に取り組みます。



関連する SDGs



- 身近な魅力のある市街地
- みどりの拠点
- 水とみどりのネットワーク
- 街道
- 魅力ある水とみどりの拠点と安全・快適なネットワークの形成を図る箇所
- 歴史文化遺産を活用した魅力づくりを図る箇所



方針 1

都市計画制度の適正な運用等による高質な都市環境の維持・向上

- ・豊かな自然環境の維持・保全
- ・ゆとりある高質な居住環境の維持・向上
- ・良好な衛生環境・水質の維持・向上

市域全体で展開

方針 2

公共交通の維持・拡大と利用促進

- ・コンパクトで利便性の高い移動環境の確保
- ・モビリティマネジメントによる公共交通の利用促進
- ・日常生活圏を踏まえた広域公共交通ネットワークの形成

市域全体で展開

方針 3

魅力ある水とみどりの拠点と安全・快適なネットワークの形成

- ・水とみどりのネットワークの形成
- ・みどりの拠点・身近なみどりの活用、機能向上、維持管理
- ・狭山池周辺エリアにおけるエリアマネジメント体制の構築

方針 4

歴史文化遺産を活用した魅力づくり

- ・テーマ「狭山池」「藩と陣屋」「歴史街道」「豊かに残る地名」「鉄道の開通とニュータウンの開発」を踏まえた歴史文化遺産の保全・活用
- ・歴史文化遺産周辺の環境整備

図 3.3 主要テーマ 1 にかかるテーマ別方針の総括図

(2) 主要テーマ2 | 弱みを補う

活力がつながるにぎわい空間の形成

本市は、豊かな農地と調和のとれた住居系の土地利用を基本として発展してきたことから、事業所や大規模な商業施設等の集積が低いことに加え、商業及び工業をはじめとする既存の事業所等の建替え等への課題、通勤通学や買回り品の購入及び余暇活動等の市外流出に伴う、地域活力の低下が弱みとなっています。

今後も、健全な都市活動を維持・向上させていくため、強みを伸ばすとともに、以下の方針により、これらの弱みを補い、地域活力を維持・向上させ、周辺都市との機能連携や分担を図りつつ、交通結節点における拠点形成や土地のポテンシャル、地域特性に応じた地域活力の維持・向上、道路環境の改善、ウォークアブルネットワークの形成など、活力がつながるにぎわいのある都市空間の形成をめざします。

< 創出する暮らしのイメージ >



身近な場所で、働く、学ぶ、楽しむ、交流する、憩うなどさまざまな活動ができ、利便性が高く、充実感のある暮らしの実現をめざします。

都市基盤となる骨格道路の整備や生活に密着した地域の道路環境を改善し、安全、安心、快適に移動ができる暮らしの実現をめざします。



鉄道駅周辺や公共空間の、環境改善及び機能や空間の質の向上、地域資源や都市活動を活かした景観づくりなどにより、にぎわいや地域の活力を身近に感じられる暮らしの実現をめざします。

方針 1

拠点における都市機能の維持・向上

- ・本市の主要駅である、金剛駅周辺においては駅東側の富田林市との連携を踏まえながら、既存の商業機能等の維持に加え、新たな来街目的となる公益サービス機能等の導入や、子育て世代や高齢者等にとって利便性の高い居住環境を形成することにより、民間投資を促進し、複合機能が集積する拠点となる中心市街地の形成に取り組みます。
- ・他の 2 駅及び狭山ニュータウン地区の中心部においては、現状の商業機能等の維持を図るとともに既存施設の再編や基盤施設の整備、土地利用制限の柔軟な運用を図ること等で、歩ける範囲での暮らしを支える機能が集積した近隣中心拠点の形成に取り組みます。

関連する SDGs



方針 2

土地のポテンシャルを活かした地域活力の維持・向上

- ・市内の商工業をはじめとする産業機能等の維持・向上及び新たな産業機能等の導入により、地域活力を維持・向上させるため、地域の意向や道路のアクセス状況、土地のポテンシャル等を十分踏まえたうえで、地区計画制度等を柔軟かつ適正に運用することで、周辺の営農環境や居住環境等に配慮した計画的な土地利用の提案等に適切に対応します。

関連する SDGs



方針 3

道路環境の改善

- ・本市における都市計画道路の整備は約42.1%の進捗率ですが、整備済み箇所は都市計画道路狭山池富田林線（府道森屋狭山線等）及び狭山ニュータウン地区、鉄道駅周辺の一部区間となっており、幹線道路等における渋滞解消や安全な歩行者空間の確保などの観点から、都市計画道路の整備促進や幹線道路等の交差点改良、歩道拡幅等による道路環境の改善が大きな課題となっています。
- ・特に国道310号や府道河内長野美原線の慢性的な渋滞解消に向けて、バイパス機能を有する都市計画道路大阪河内長野線の整備や府道河内長野美原線の交差点改良などについて、引き続き大阪府に働きかけます。
- ・その他、幹線道路や補助幹線道路、生活道路においても交通量や沿道の土地利用等に応じて道路拡幅や歩道設置、交差点改良等、道路環境の改善に順次、取り組みます。

関連する SDGs



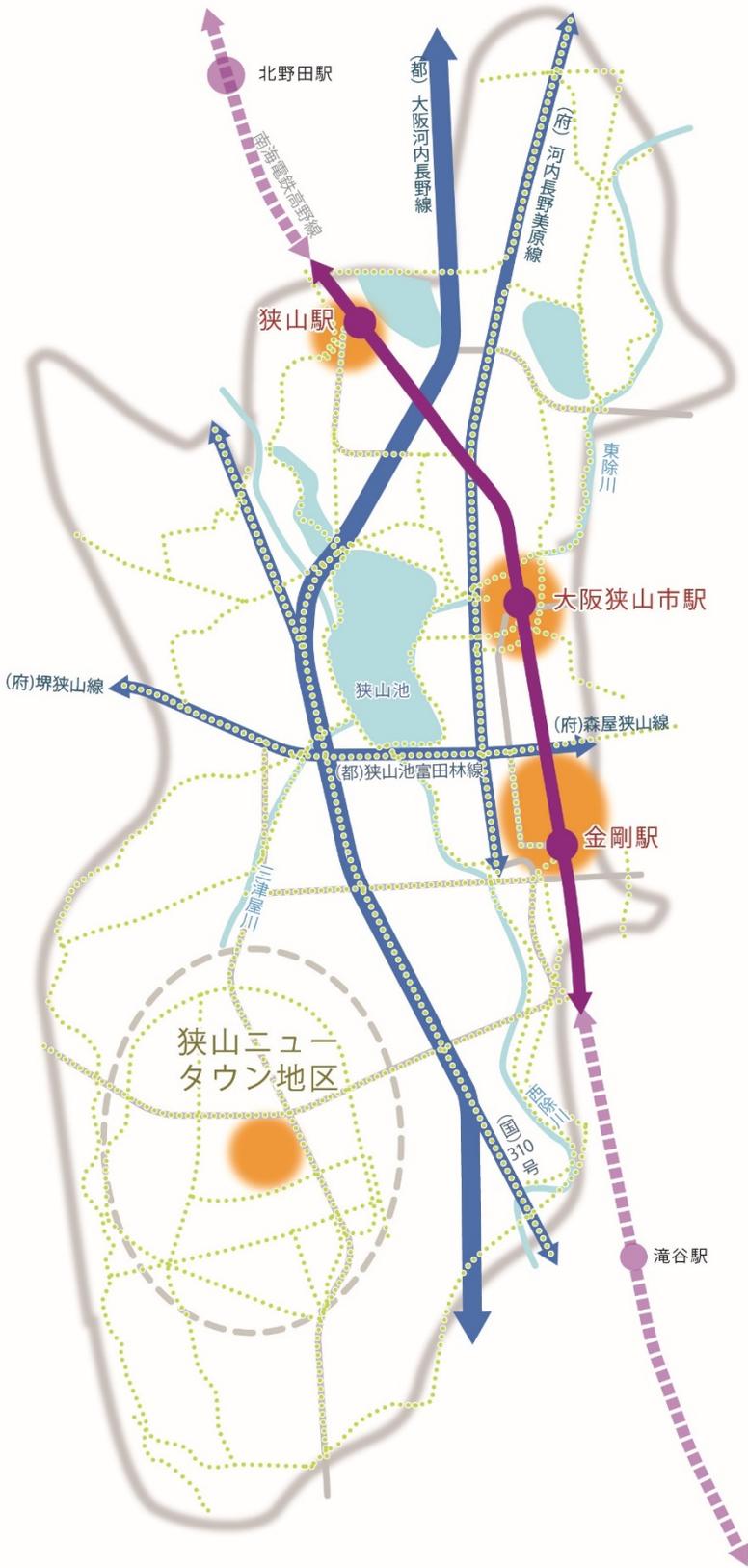
方針 4

安全・安心・快適なウォークブル ネットワークの形成

- ・鉄道駅周辺、主要な幹線道路、河川沿いの遊歩道、歴史街道、公園や公共施設内の通路などを歩行者ネットワークで結び、歩行者が安全かつ快適に移動することができるウォークブルネットワークの形成に取り組みます。ネットワークの形成にあたっては、水とみどりのネットワークや地域に点在する歴史文化遺産の一体的な活用とも連携した魅力的な歩行者空間の形成に取り組むとともに、鉄道駅周辺、幹線道路、通学路などを中心に歩道設置や交通安全対策等を推進します。また、安全で安心できる歩行者空間を形成するため、地域の意向や道路の状況に応じて、防犯灯の設置や不特定多数の人が往来する場所への防犯カメラの設置、植栽等による死角の排除等、防犯対策に取り組みます。

関連する SDGs





方針 1

拠点における都市機能の維持・向上

- ・金剛駅周辺における都市機能の維持と機能の集積・複合化
- ・狭山駅、大阪狭山市駅、狭山ニュータウン地区周辺における都市機能の維持と生活利便性の向上

方針 2

土地のポテンシャルを活かした地域活力の維持・向上

- ・交通アクセスの状況、土地ポテンシャル、地域の意向を踏まえた産業機能等の維持・向上と新たな機能導入

市域全体で展開

方針 3

道路環境の改善

- ・都市計画道路、幹線道路の整備促進
- ・道路環境の改善による地域課題の解消

方針 4

安全・安心・快適なウォーカブルネットワークの形成

- ・安全・安心・快適なウォーカブルネットワークの形成
- ・歩行者空間における安全対策の推進

- 都市機能の維持・向上を図る都市拠点
- ⇄ 交通軸(鉄道)
- ⇄ 交通軸(広域幹線道路・幹線道路)
- 安全・快適なウォーカブルネットワーク

図 3 4 主要テーマ 2 にかかるテーマ別方針の総括図

(3) 主要テーマ3 | 脅威に備える

強靱で持続可能な都市空間の実現

全国的にみられる人口減少・少子高齢化社会の進行や農業の担い手不足等により、空家や空地の増加、農家・農地の減少、地域コミュニティの弱体化などが本市においても懸念されています。これらの脅威から本市の優れた都市環境を守るため、地域の状況に応じた対策が必要であることから、市内でも人口減少・少子高齢化が進行している狭山ニュータウン地区をモデルとして空家・空地の有効活用や若年層の呼び込み、関係人口の拡大等による地域の再生・活性化等に取り組みます。

また、大規模な地震や風水害等の災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑え、早期復旧・復興を進めることができる強靱な都市空間の形成をめざします。

さらに、老朽化が進む基盤施設 や公共施設は計画的な維持修繕により長寿命化を進め、必要に応じて更新・再編を進めます。

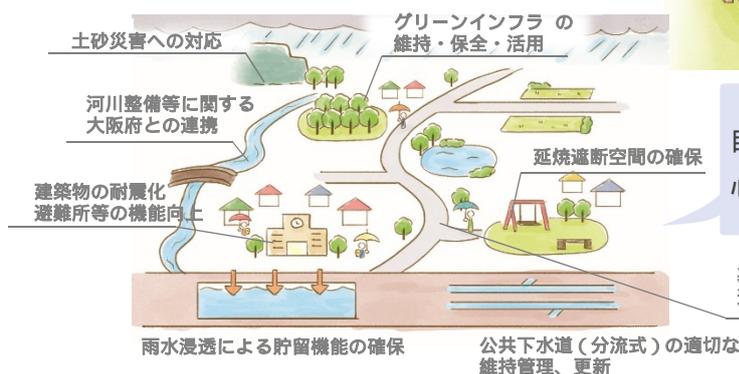
このように来たるべき変化にも動じず、安定した都市経営を実現するため、以下の方針により、強靱で持続可能な都市空間の実現をめざします。

< 創出する暮らしのイメージ >



地域の日常生活に必要な施設や、人びとが集まることができるコミュニティの場など、地域課題を地域で考え、住み慣れた場所で、充実した暮らしが継続できる環境づくりをめざします。

若い世代にとって、良質な中古住宅や親世代等と近居できる住宅を取得することができ、コミュニティの担い手として活躍することができる暮らしの実現をめざします。



自然災害が増加する中でも、安全かつ安心な暮らしの実現をめざします。

基盤施設(道路・公園)の適切な維持管理・更新

方針 1

人口減少・少子高齢化社会の進行に対応した良好な居住環境の維持・向上

- ・空家・空地の発生や地域コミュニティの弱体化等、人口減少・少子高齢化社会の進行に起因して発生する課題に対応するとともに、地域の意向や特性に応じた地域の再生・活性化を進める必要があるため、狭山ニュータウン地区をモデルとして空家・空地の活用や若年層の呼び込み、関係人口の拡大等による良好な居住環境の維持・向上に取り組みます。
- ・空家バンク制度や空家除却補助制度等により空家の発生を抑制する取組みを進めるとともに、公民連携による有効活用や流通促進に取り組みます。

関連する SDGs



方針 2

農環境の維持・保全と地域特性に応じた環境調和型の空間形成

- ・農地については、農業施策との連携、生産緑地制度や開発許可制度等の都市計画制度など関係法令の適正な運用等により、良好な営農環境の維持・保全に取り組みます。
- ・一方で、市街化調整区域のうち、農業の担い手不足や休耕地の連担する地域など、現実的に営農を継続することが困難な地域については、適正な法手続きに基づいて、都市計画制度等を運用し、周辺地域の暮らしを支えるために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした地域の活力の向上につながる産業機能、集落の人口維持に必要な居住環境等への土地利用の展開を検討します。
- ・土地利用の展開にあたっては、地域の特性、地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえ、適切な基盤施設の整備や公園・緑地等の配置、周辺地域の営農環境への配慮がなされた、計画的かつ本市を先導するような環境調和型の良好な都市空間を形成することやこのような地区計画の提案を受け入れることも踏まえ、大阪狭山市市街化調整区域における地区計画のガイドラインについて、必要な見直し等を行います。

関連する SDGs



方針 3

大規模施設跡地の計画的な活用

- ・帝塚山学院大学狭山キャンパスの移転や近畿大学病院等の移転(予定)など、施設移転により生じる大規模な土地利用の変化については、土地所有者や地域の意向、持続可能な都市経営や周辺地域への影響等を踏まえ、そのあり方を検討し、必要に応じて地区計画など都市計画の決定、運用等を検討します。

関連する SDGs



方針 4

災害に強い市街地の形成

- ・公共施設の耐震改修や民間建築物の耐震化・不燃化の促進、老朽空家の除却の促進、袋小路や狭あい道路など災害時の避難・救助活動に課題がある道路環境の改善等を進め、大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えることができる市街地を形成します。
- ・市内の緊急交通路 や避難所につながる道路等に埋設された下水道管の耐震補強を推進します。
- ・大規模な風水害に備え、流域治水 の観点から河川改修事業等の促進に向けて、河川管理者である大阪府との連携に取り組みます。また、浸水対策として、雨水の排水先である河川や下水道施設への負荷軽減のため、開発等における雨水流出抑制施設等の設置に向けた指導の強化や、水利組合等と連携したため池や農業用水路の保全及び改修、ため池や農地、緑地といったみどり をグリーンインフラ として捉え、これらの維持・保全・活用により、雨水貯留機能等の維持・向上に取り組みます。
- ・公園等における防災機能の充実、自主防災組織や消防団との共助による仕組みづくりをはじめとする地域防災力の強化、災害リスクを踏まえた土地利用等の制限、大阪府との調整による災害廃棄物等の処理に関する考え方などを検討することで、災害時における都市の被害を最小限に抑え、早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

関連する SDGs



方針 5

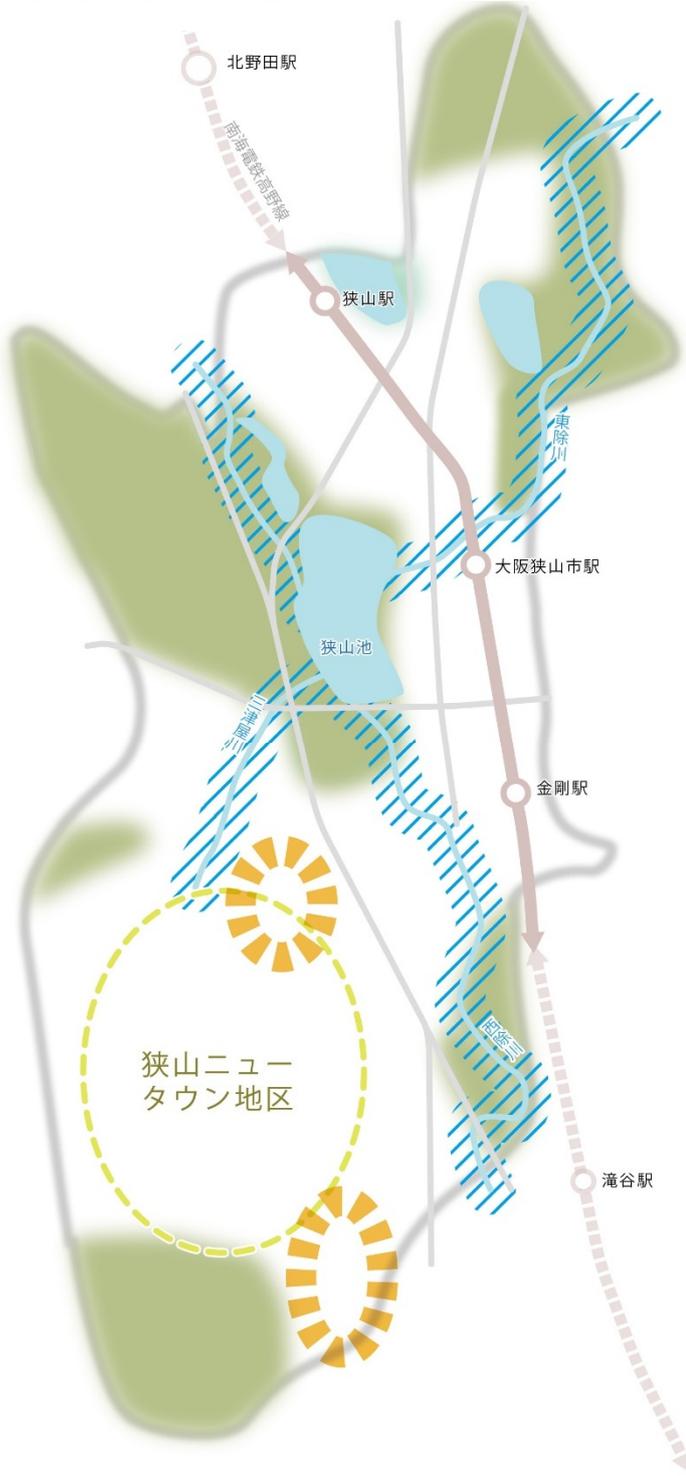
都市活動を支える基盤施設 の長寿命化と再編及び活用

- ・市民の都市活動を支える基盤施設及び公共施設については、老朽化の度合いや緊急性等を踏まえたうえで、計画的な維持修繕による長寿命化に取り組み、必要に応じて更新、再編を行います。
- ・人びとの暮らしを支える道路や公園、下水道施設については、都市における基盤施設として、その機能を将来にわたり確保する必要があるため、アセットマネジメント手法に基づく更新、改築の継続的な実施に向けた、定期的な点検・調査を行い、計画的かつ適切な維持修繕、更新、改築により LCC（ライフサイクルコスト）を低減します。
- ・これら施設については、市民協働・公民連携や情報通信技術等の導入による、施設の運営及び有効活用等についても検討を進めます。

関連する SDGs



-  無秩序な市街化を抑制し豊かな自然環境やまとまりあるみどりの維持・保全を図る箇所
-  大規模施設跡地の計画的な活用を図る箇所
-  特に災害リスクの低減を図る箇所



方針 1

人口減少・少子高齢化社会の進行に対応した良好な居住環境の維持・向上

- ・空家・空地の発生抑制と適切な維持管理、有効活用と流通促進
- ・地域コミュニティの維持・向上
- ・狭山ニュータウン地区における活性化モデル事業としての取組み推進

市域全体で展開

方針 2

農環境の維持・保全と地域特性に応じた環境調和型の空間形成

- ・良好な営農環境の維持・保全
- ・維持困難な地域における、地域を支える土地利用の展開
- ・地域の特性及び意向、交通アクセスの状況等を踏まえた環境調和型の都市空間の形成

市域全体で展開

方針 3

大規模施設跡地の計画的な活用

- ・大規模な施設移転に伴う計画的な土地利用の検討

方針 4

災害に強い市街地の形成

- ・建物の耐震化・不燃化、老朽空家の除却、道路環境の改善、下水道管の耐震補強などの推進
- ・流域治水 を踏まえ、大阪府と連携した浸水対策の推進
- ・グリーンインフラ の維持・保全・活用
- ・減災 対策の推進、早期復旧・復興が可能な体制構築

市域全体で展開

方針 5

都市活動を支える基盤施設 の長寿命化と再編

- ・基盤施設及び公共施設の長寿命化と更新、再編
- ・施設の運営及び有効活用等の推進

市域全体で展開

図 3 5 主要テーマ 3 にかかるテーマ別方針の総括図

3-3 将来都市構造

「まちづくりの主要テーマ」の達成により実現をめざす本市全体のあり方として、「将来都市構造」を設定します。

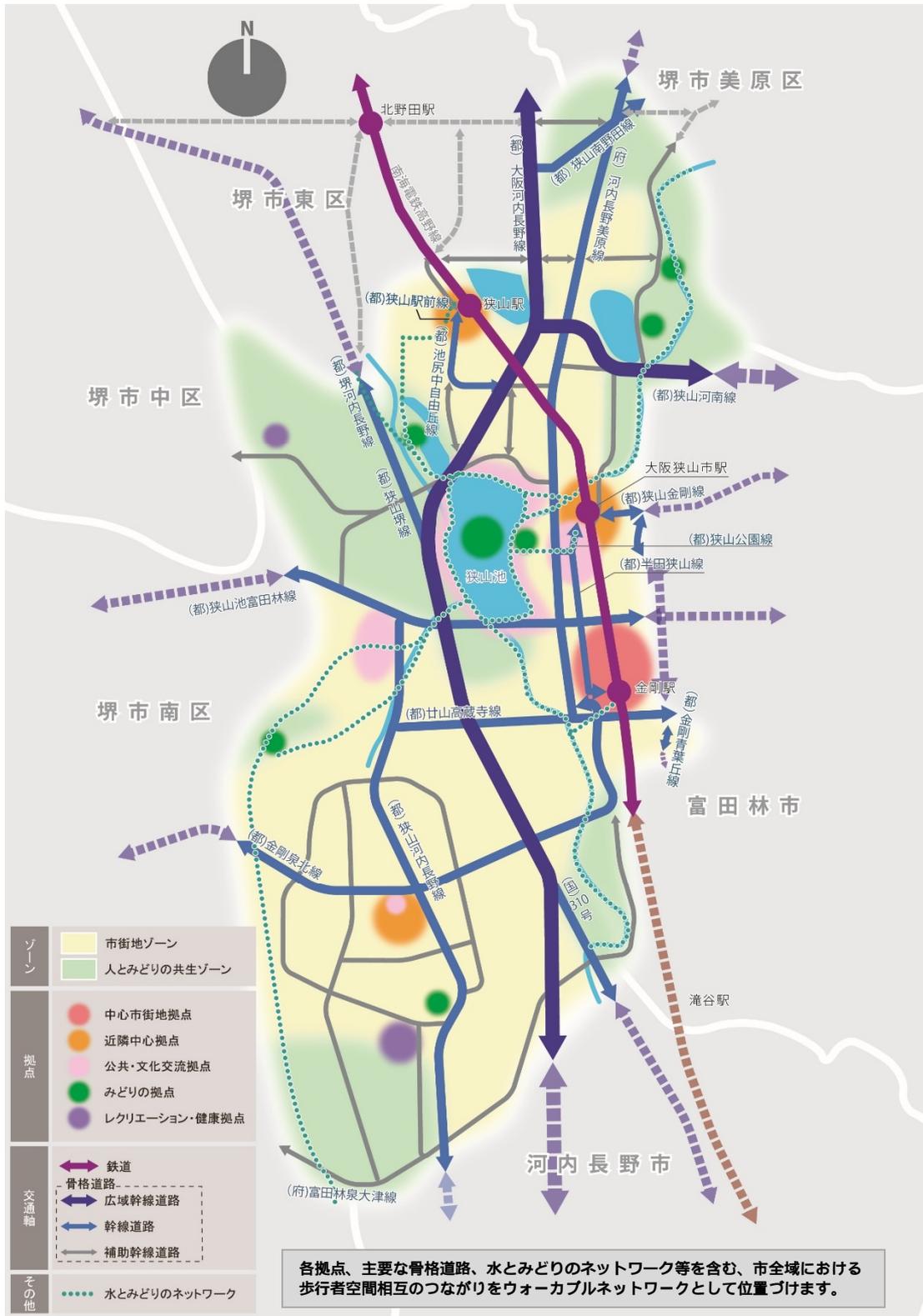


図 3-6 将来都市構造図

(1) 都市空間の基本となるゾーンの形成

めざすべき将来像として、都市空間の基本となる面的な都市構造について、既存の土地利用の状況等を踏まえ「ゾーン」の設定を行います。

市街地ゾーン



- ・現状の市街化区域 の範囲を市街地ゾーンとして位置づけます。
- ・既存ストック を活かしつつ、時代の変化に応じて都市施設や土地利用の更新を進めることで、将来にわたり、暮らしや都市活動を支える空間の形成をめざします。

人とみどりの共生ゾーン



- ・現状の市街化調整区域 の範囲を、人とみどりの共生ゾーンとして位置づけます。
- ・無秩序な市街化を抑制し、豊かな自然環境やまとまりのある農地、公園・緑地等の維持・保全をめざします。
- ・本ゾーンのうち、幹線道路沿道など土地利用のポテンシャルが高い地域においては、周辺地域の居住環境や営農環境等に配慮し、周辺地域や市全体の活力の向上につながる産業機能等の導入を検討します。
- ・本ゾーンのうち、農業の担い手不足や休耕地の連担する地域など、現実的に営農を継続することが困難な地域においては、周辺地域の暮らしを支えるために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした地域の活力の向上につながる産業機能、集落の人口維持に必要な居住環境等への土地利用の展開を検討します。
- ・土地利用の検討においては、地域の特性、地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえ、適切な基盤施設 の整備や公園・緑地等の配置、周辺地域の営農環境への配慮がなされた、計画的かつ本市を先導するような環境調和型の良好な都市空間を形成します。

(2) 役割に応じた拠点の形成

めざすべき将来像として、目的に応じて人びとが集まり、都市活動を展開する空間について、既存の都市機能集積の状況等を踏まえ「拠点」の設定を行います。

中心市街地拠点



- ・交通結節点 であり商業機能等が集積している金剛駅周辺を本市の中心市街地拠点として設定します。
- ・駅東側の富田林市との連携も踏まえながら、多様な来街目的を有するエリアとして、公共公益機能、商業機能、サービス機能、都市型の居住機能等、多様な都市機能が集積するとともに、本市の玄関口にふさわしい都市デザインや景観により、にぎわいがあり、居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現をめざします。

近隣中心拠点



- ・交通結節点である狭山駅周辺、大阪狭山市駅周辺、狭山ニュータウン地区の中央に位置する狭山ニュータウン中央交差点付近を近隣中心拠点として設定します。
- ・近隣住民の日常生活を支える生活支援機能等の集積や周辺の土地利用状況に応じた周辺道路の環境改善、拠点周辺の歩行者空間の環境改善、公共交通機能の再編等を進めることで、生活利便性が高く、居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現をめざします。

公共・文化交流拠点



- ・拠点に集積している公共公益機能等と周辺地域の良好な居住環境の維持・向上を基本としながらも、今後の各施設の在り方について検討を進める箇所を公共・文化交流拠点として設定します。
- ・市役所周辺は、行政機能や文化交流機能等が集積しているため、文化的な活動が日々行われ、親しみ集える空間の形成をめざします。また、水とみどりのネットワークの玄関口として、人びとの交流を促進できるよう、情報発信機能等の増進をめざします。
- ・狭山池は本市の中心に位置する総合公園 であり、市内外から多くの人が集まり、継続して様々な活動が行われていることから、にぎわい、憩い、交流するための機能や情報発信機能等の増進をめざします。また、府立狭山池博物館・市立郷土資料館や市役所周辺の施設との一体的な活用を促進するとともに、必要な機能の導入や環境整備について検討を進めます。
- ・今熊地区及び狭山ニュータウン中央交差点付近は、行政、文化交流、福祉等に関する機能が集積しているため、これらの維持・向上により、利便性が高く親しみ集える空間の形成をめざします。

みどりの拠点



- ・本市を代表する都市公園・緑地等の周辺をみどりの拠点として位置づけ、市民協働・公民連携等による新たな機能の導入や環境整備を進め、拠点周辺も含めた空間の質を向上させ、憩い、にぎわうことができる空間の形成をめざします。
- ・狭山池公園は、水とみどりのネットワーク構想における重点アクションエリアとして新たな機能導入や周辺施設、公園等との一体的な活用を促進するとともに、エリアマネジメント体制の構築等について検討することで、良好な空間を維持・保全します。また周辺施設とも連携しながら、多くの人が集まり様々な活動を継続して行うために必要な機能導入や環境整備について検討し、人びとの活動による景観づくりを進めます。
- ・副池オアシス公園では、水とみどりのネットワーク構想における重点アクションエリアとして、狭山池公園や周辺地域と連携しつつ、公民連携手法を活用した南部エリアと北部エリアの一体的な整備を進めることで、エリア全体の魅力価値を高め、市民満足度の向上に取り組みます。
- ・さやか公園及び東大池公園では、近隣住民の生活を支える憩い、にぎわうことのできる拠点及び防災拠点として必要な整備や機能向上など、空間の活用に関する取組みを進めます。
- ・市民ふれあいの里及びその周辺については、水・みどり豊かなアクティビティ施設として維持運営方法の見直しを行うとともに、狭山水みらいセンターの「せせらぎの丘」や「かがやき広場」との連携について検討します。
- ・今熊市民の森では、開発を抑制し、市民協働・公民連携等による維持・保全活動を支援するとともに、自然体験や環境学習等をはじめとするみどりの活用を促進します。

レクリエーション・健康拠点



- ・山本地区の総合体育館や野球場等スポーツ施設が集積する箇所及び大野地区のテニスコートや第三青少年運動広場等の周辺箇所を、レクリエーション・健康拠点として設定します。
- ・山本地区周辺では、市民が利用しやすく、憩える拠点の形成をめざします。
- ・大野地区周辺では、自然環境や運動広場等の活用など、市民の健康を支える拠点の形成をめざします。

(3) 市民の移動と地域間の連携を支える都市軸の形成

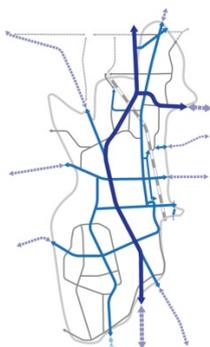
めざすべき将来像として、鉄道、自動車、バス、徒歩といった市民の移動を支える都市の軸について、既存の交通ネットワーク等の状況を踏まえ「都市軸」の設定を行います。

交通軸（鉄道）



- ・市民の通勤通学等の主要な移動手段として利用されている南海電鉄高野線を交通軸（鉄道）として設定し、利便性の維持・向上に取り組むことで、大阪市や堺市の都心部をはじめとする周辺都市との広域公共交通ネットワークを構築し、利便性の高い広域生活圏の形成をめざします。

交通軸（骨格道路）



- ・広域的な道路ネットワークや拠点へのアクセス性を高めるため、広域幹線道路、幹線道路及び補助幹線道路を交通軸（骨格道路）として設定し、計画的な維持修繕、長寿命化と更新等による、利便性の向上をめざします。
- ・バス等の公共交通を再編することで、隣接する他都市における拠点との連携を深め、選択性・利便性の高い日常生活圏の形成をめざします。

ウォークブル ネットワーク



- ・狭山池を中心とする河川、みどりの拠点、天野街道、交通結節点等をつなぐ水とみどりのネットワークや主要な交通軸（骨格道路）における歩行者空間、中心市街地拠点や近隣中心拠点周辺の居心地が良く歩きたくなるまちなか等を結び、歩行者空間相互のつながりをウォークブルネットワークとして位置づけ、コンパクトな本市の全域をめぐる、安全・安心・快適なウォークブルネットワークの形成をめざします。
- ・ネットワークの形成にあたっては、市内に点在する歴史文化遺産の一体的な活用とも連携した魅力的な歩行者空間の形成をめざします。

第4章 分野別方針

本章では、都市空間のビジョンを実現するために必要な取組方針を、「土地利用に関する方針」「交通ネットワークに関する方針」「水・みどりに関する方針」「都市防災に関する方針」「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針」の5分野に加え、「暮らしを支える各種施設に関する方針」といった都市空間の形成において重要となる項目ごとに整理します。

第4章 分野別方針

「まちづくりの主要テーマ（第3章）」の実現や持続可能なまちづくりを進めるために必要な、都市空間の形成に関する取組方針を分野別に整理します。

なお、記載する分野については、都市空間を構成する上で重要と考えられる「土地利用に関する方針」「交通ネットワークに関する方針」「水・みどりに関する方針」「都市防災に関する方針」「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針」の5つの分野に加え、持続可能な都市空間の実現を図るという視点から、市民の生活において重要な役割を担う「暮らしを支える各種施設に関する方針」について記載します。

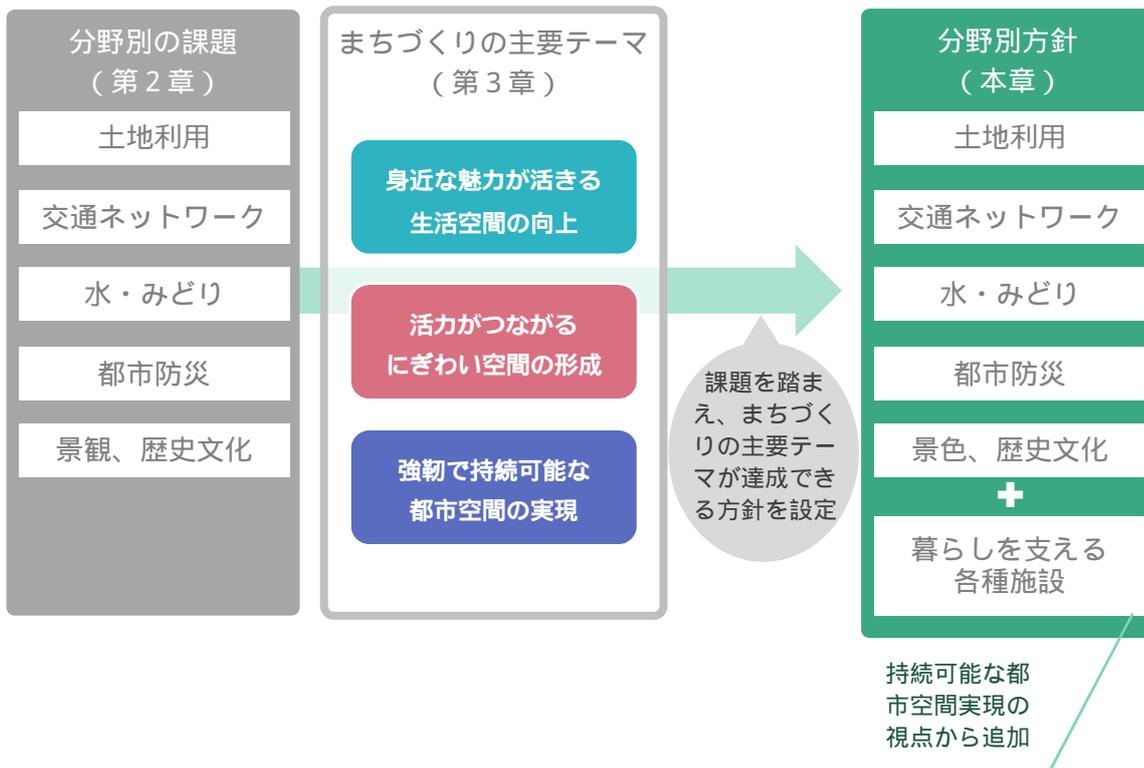


図 4 1 第4章分野別方針の位置づけ

4 1 土地利用に関する方針

(1) 土地利用に関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる「土地利用」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

快適で利便性の高い日常生活圏の構築

- ・各エリアの特性に応じた都市機能の集積と良好な居住環境の維持・向上により、調和のとれた都市空間を形成し、近隣市の各拠点とも連携した快適で利便性の高い日常生活圏を構築します。
- ・すべての人にやさしいまちのモデルとなるようユニバーサルデザイン 化を推進することで、様々な居住ニーズに応えることができるまちづくりを進めます。
- ・周辺地域と調和した良好な都市空間の形成をめざし、大阪狭山市開発指導要綱 等を適正に運用することで、無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地を形成します。

人口減少・少子高齢化社会の進行に伴う地域課題への対応

- ・人口減少・少子高齢化社会の進行に伴い、空家や空地が増加することが想定されている中で、空家バンク制度、空家除却補助制度、税制の優遇措置制度等、各種制度を周知し活用することで、空家や空地の発生抑制、適切な維持管理の促進、専門家や地域との連携による、これら既存ストック の有効活用や流通促進に取り組みます。

地域資源の保全・活用

- ・「防災・減災」「地域振興」「環境調整」といった多様な機能をもつ自然環境をグリーンインフラ として捉え、これらの維持・保全・活用により、水源かん養、防災機能の向上、良好な景観の形成の推進等に取り組みます。
- ・重層的な歴史文化遺産を保全・活用するとともに、地域の暮らしと調和した良好な景観を形成することで、地域に親しみ、愛着を感じられる環境を形成するとともに、本市及び地域全体を特徴づける景観の形成をめざします。
- ・地域にある水・みどりや歴史文化遺産等の地域資源を保全・活用することで、まちや暮らしに多様な価値を付加し、市全体の魅力を高めます。

市民ニーズに応じた居住環境の形成

- ・多様化する市民ニーズや変化する社会潮流への対応や地域資源の保全・活用に向け、市民協働・公民連携等による、柔軟かつ自由度の高い取組みを導入することで、市民ニーズに応じた居住環境を形成します。

関連する SDGs



(2) 市街地ゾーン

土地利用の基本的な考え方を踏まえ、市街化区域を対象とする市街地ゾーンにおける「エリア」を設定し、各エリアのめざすべき方向性を示すことで、地域特性に応じた計画的かつ持続可能な市街地を形成します。

低層住宅エリア	
エリアの特徴	低層住宅を中心とする土地利用を行い、現在形成されているゆとりある閑静な居住環境の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	池尻自由丘、金剛、東茱萸木、狭山ニュータウン地区（大野台一丁目～七丁目、西山台一丁目～三丁目）のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	<p>ゆとりある閑静な居住環境の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ゆとりある閑静な居住環境の維持・向上のため、宅地が細分化される場合においても一定の宅地規模やみどりが確保されるよう、大阪狭山市開発指導要綱等を適正に運用します。 <p>生活利便機能を高める柔軟な土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地に隣接する幹線道路沿道や各拠点の徒歩圏において、小規模な商店や診療所など生活に必要な生活利便機能を向上させるため、地域や居住者の意向に応じ、地区計画などを用いることで、柔軟な土地利用の誘導手法について検討します。

中低層住宅エリア	
エリアの特徴	低層と中層、住宅と非住宅等、建物の高さや用途がある程度混在した土地利用がなされる市街地であり、地域の特性や課題に応じた居住環境及び都市機能の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	東野中、東野西、東池尻、池尻北、池尻中、池尻自由丘、狭山、半田、岩室、東茱萸木、茱萸木、今熊地区のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	<p>地域特性に応じた居住環境及び都市機能の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的に形成された市街地における良好な居住環境や、様々な用途の建築物が混在する市街地の交通機能及び防災機能、幹線道路沿いの商業サービス機能など、地域の特性や課題に応じ、居住環境及び都市機能の維持・向上に取り組みます。

中高層複合エリア	
エリアの特徴	中高層の住宅や施設等を中心とした土地利用を行い、住宅や施設等、一団の土地利用の状況を踏まえ、周辺地域と調和した良好な居住環境の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	今熊二丁目の帝塚山学院大学旧狭山キャンパス周辺、西山台四～六丁目の府営住宅団地周辺、大野東の近畿大学病院周辺の区域に設定します。
取組方針	<p>周辺地域に配慮した良好な居住環境の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による集合住宅、府営住宅等が集積しており、高齢者、子育て層等の様々な居住ニーズに対応する必要があることから、バリアフリー化の促進、空室や広場等を活用した新たな機能の導入等、適切な維持管理が行われるよう、大阪府及び施設管理者へ働きかけます。 <p>都市機能の向上に資する大規模な土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の移転、再編、集約化等による大規模な土地利用の変化に対して、土地所有者、施設管理者、地域住民等の意向を踏まえ、本市全体の都市機能向上に寄与し、周辺地域に配慮した、良好な空間が形成されるよう、計画的な土地利用を検討します。

中心市街地エリア	
エリアの特徴	交通利便性が高い都市拠点としての位置づけを活かすことで、商業サービス機能、公共機能、居住機能等の都市機能を集積するとともに、鉄道駅を中心に駅東側の富田林市との連携も踏まえながら、本市の玄関口にふさわしい、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を図るエリアです。
対象エリア	金剛駅周辺の区域に設定します。
取組方針	<p>多様な都市機能の集積による利便性の高いエリアの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、鉄道事業者、商業施設管理者と連携し、既存の商業サービス機能等の維持・向上に取り組み、新たな来街目的となる公共機能や子育て世代や高齢者等にとって利便性の高い居住機能など、複合的な都市機能の集積について検討します。 <p>居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の玄関口として、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、駅前広場や道路及び沿道の建物を一体的な“まちなみ”と捉え、道路や駅前広場等の整備・再編や、これら公共空間の柔軟な活用による人びとの回遊や滞留を生み出す手法、まちなみの景観に配慮した沿道建築の誘導手法等を検討します。

近隣中心エリア	
エリアの特徴	日常生活に必要な生活支援機能が集積する区域であり、周辺地域の生活利便を支える商業サービス機能の維持・向上を図るエリアです。
対象エリア	狭山駅周辺、大阪狭山市駅周辺、狭山ニュータウン中央交差点周辺に設定します。
取組方針	<p>日常を支える生活支援機能の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の生活利便性を高めるため、周辺の土地利用状況に応じた道路の環境改善、公共交通機能の再編を進めるとともに、地域や民間事業者等と連携しながら住民の生活を支える生活支援機能の維持・向上に取り組みます。 ・大阪狭山市駅周辺及び狭山ニュータウン地区では、隣接している公共・文化エリアとの連携や機能分担を踏まえたうえで、近隣住民の居住環境の維持・向上に取り組みます。 <p>居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の日常生活における都市活動を支えるエリアとして、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、歩行者空間の環境改善及び利便性の向上に取り組みます。 ・歩行者や自転車安全かつ快適に移動することができる環境を形成するため、歩行者空間の確保や交通安全対策、公共交通と連携した利便性の向上に取り組みます。

公共・文化交流エリア	
エリアの特徴	公共機能や文化機能、福祉機能、生涯学習機能等が集積する区域及び拠点的な公園として市内外から多くの人が集まる区域であり、周辺地域に配慮した良好な居住環境と公共・文化交流機能等として必要な施設や機能を維持・向上することで、利便性が高く良好な空間形成を図るエリアです。
対象エリア	市役所や文化会館周辺の区域、狭山池公園周辺、今熊地区の図書館、公民館等の公共・文化機能等が集積する区域、狭山ニュータウン地区中央部のニュータウン連絡所等が立地する区域に設定します。
取組方針	<p>公共機能、情報発信機能等の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境及び各施設の公共機能や文化情報発信機能等の維持・向上を図ります。 <p>利便性が高く集まりやすいエリアの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の交流ができる機能など新たな機能導入や各施設の連

	<p>携による情報発信機能の増進により、利便性の高いエリアのあり方を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内外から人びとが集まり、様々な活動を継続して行うために必要な機能の導入や取組みを推進します。
--	---

工業エリア	
エリアの特徴	大規模工場が立地する区域であり、周辺地域に配慮した工場の操業環境を維持し、周辺地域の居住環境との共存に取り組むエリアです。
対象エリア	東池尻、今熊地区の工場が立地する区域に設定します。
取組方針	<p>周辺地域に配慮した操業環境の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域に配慮しつつ、良好な操業環境と居住環境の共存をめざし、施設に対して、敷地内のみどりの確保や地域開放、防災、コミュニティ活動への参加など、地域との連携を促します。 ・施設規模や業種等が大きく変更される場合は、周辺地域や民間事業者の意向及び本市や地域への影響等を踏まえ、良好な都市空間が形成されるよう、計画的な土地利用について検討します。

(3) 人とみどりの共生ゾーン

土地利用の基本的な考え方を踏まえ、市街化調整区域を対象に人とみどりの共生ゾーンにおける「エリア」を設定し、各エリアのめざすべき方向性を示すことで、まとまったみどりの環境と既存の居住環境が調和した良好な都市空間を形成します。

集落エリア	
エリアの特徴	良好な集落環境を形成する区域であり、地域課題に応じ、集落の居住環境の維持・向上に取り組むエリアです。
対象エリア	山本北、山本東、山本中、山本南、池之原、大野東、大野中、大野西地区のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	<p>地域課題に応じた持続可能な集落づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な居住環境の維持・向上や周辺環境との調和、地域コミュニティの維持を図るとともに、遊休地の増加等が課題となっている地域では、地区計画等による遊休地の活用、道路環境や公共交通環境に課題がある地域では、基盤施設や公共交通機能の更新、再編を進めるなど、地域の状況や課題に応じ、集落機能の維持・向上に取り組めます。

みどりと居住の共生エリア	
エリアの特徴	まとまった農地や拠点的な公園・緑地等のみどりがある環境と、人びとが生活を営む居住環境が調和した、良好な空間形成をめざすエリアです。良好な居住環境を維持・向上するとともに、地域の特性や市民ニーズを踏まえ、周辺地域の営農環境の改善や農業の担い手の確保、必要となる基盤施設の整備等を進め、みどりと居住環境の調和に配慮した、環境調和型の土地利用を図るエリアです。
対象エリア	山本北、山本東、山本中、山本南、池之原、岩室、東池尻、半田、東茱萸木、茱萸木地区等のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	<p>営農環境の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域や農業従事者等の意向を踏まえ、営農環境の維持が可能な地域については、計画的な農地利用を促し、農地の賃借等による多様な農業の担い手の確保や、基盤施設の整備による営農環境の改善等を進めます。周辺地域の土地利用の状況が変化する際は、営農環境が著しく阻害されないよう、既にある営農環境に配慮します。 <p>地域の状況を踏まえた環境調和型の空間形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の担い手不足や休耕地の連担する地域など、現実的に営農を継続することが困難な地域については、適正な法手続きに基づいて、都市計画制度等を運用し、周辺地域の暮らしを支える

	<p>ために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした地域の活力の向上につながる産業機能、集落の人口維持に必要な居住環境等への土地利用の展開を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の展開にあたっては、地域の特性、地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえ、適切な基盤施設の整備や公園・緑地等の配置、周辺地域の営農環境への配慮がなされた、計画的かつ本市を先導するような環境調和型の都市空間を形成することや、これらを踏まえた地区計画の提案を受け入れることなどにより良好な都市空間の形成をめざします。
--	---

交流促進エリア	
エリアの特徴	水とみどりのネットワークにおける核となる区域として、豊かな水・みどりを活かした魅力的な空間創出を図るエリアです。
対象エリア	池之原地区のうち(国)310号の東側及び狭山池公園及び副池オアシス公園周辺の一部に設定します。
取組方針	<p>水とみどりを活かした魅力的な拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭山池や副池をはじめとする、水・みどり等の地域資源や、幹線道路沿道の立地条件を活かし、地域の特産品を楽しめる物販・飲食店の誘導等を検討するとともに、魅力・文化情報の発信機能・福祉機能、レクリエーション機能等の導入を検討することで、広域を対象とする交流拠点を形成します。 <p>包括的なエリアマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狭山池公園、副池オアシス公園、その他周辺を包括する、にぎわいを一体的に創出するエリアにおいて、エリアマネジメントの取組みを進めることで、エリア全体での魅力価値の向上に取り組めます。

農と自然のエリア	
エリアの特徴	良好な営農環境や自然環境が残されるエリアであり、自然的景観や農地の営農環境等を維持・保全するとともに、自然環境を活かした空間の形成を図るエリアです。
対象エリア	東野東、東野中、東野西、今熊、大野東、大野中、大野西地区等のそれぞれ一部に設定します。
取組方針	<p>水・みどりの維持・保全及び活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養、防災機能の向上、良好な景観の形成等様々な機能を有する農地やため池、樹林地や河川等の自然環境の維持・保全に取り組みます。 ・今熊市民の森などのまとまりのあるみどりや、河川やため池等の水辺空間の適切な管理に取り組むとともに、これらをグリーンインフラとして捉え、「防災・減災」「地域振興」「環境調整」といった多様な視点からの活用を検討します。また、これらの自然環境を活かした土地利用や施設の立地について検討します。 <p>多様な観点からの営農環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や農業従事者等の意向を踏まえ、計画的な農地利用を促し、農地の賃借等による多様な担い手の確保や、基盤施設の整備による営農環境の改善等を進めます。

(4) 特性を踏まえた土地利用を行うエリア

面的な都市構造として設定した市街地ゾーン及び人とみどりの共生ゾーンに加え、既存の都市施設等の特性を踏まえたエリアを次のとおり設定します。

沿道サービスエリア	
エリアの特徴	幹線道路沿道等において、交通利便性を活かした産業機能や商業サービス機能等の立地を推進する区域であり、周辺地域の生活利便性を高め、地域活力を向上させるとともに、周辺の農地等の維持・保全、景観への配慮を適切に行い、都市的土地利用と農的土地利用が調和した空間形成を図るエリアです。
対象エリア	(国)310号、(府)堺狭山線、(府)河内長野美原線、(府)森屋狭山線、(都)狭山河内長野線、(都)甘山高蔵寺線、(都)金剛泉北線の沿道に設定します。
取組方針	<p>生活利便性と地域活力の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の居住環境や景観等に配慮しつつ、幹線道路沿道の交通利便性を活かした日用品を中心とした物販・飲食等、商業サービス機能や、交通ネットワークを活用した産業機能などの集積を進めるとともに、歩行者空間の整備等、道路環境の改善を進めることで、生活利便性を高め、地域活力の向上をめざします。 ・周辺の住環境や農地等への影響抑制、景観への配慮を適切に行うことで、調和のとれた土地利用を進めます。
都市機能増進検討エリア	
エリアの特徴	施設の移転等に伴う大規模な土地利用の変化に対応する必要がある一団の区域であり、土地所有者及び地域の意向を踏まえ、市全体のまちづくりと整合した土地利用のありかたについて検討を図るエリアです。
対象エリア	今熊二丁目の帝塚山学院大学狭山キャンパスの移転及び大野東の近畿大学病院等の移転(予定)に伴う跡地周辺に設定します。
取組方針	<p>まちづくりと整合した土地利用の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本エリアにおいては、土地所有者及び地域の意向を踏まえ、市全体のまちづくりと整合した土地利用とするため、行政と地域が連携し、各エリアのあり方の検討することや、必要に応じて、地区計画等の手法について検討します。

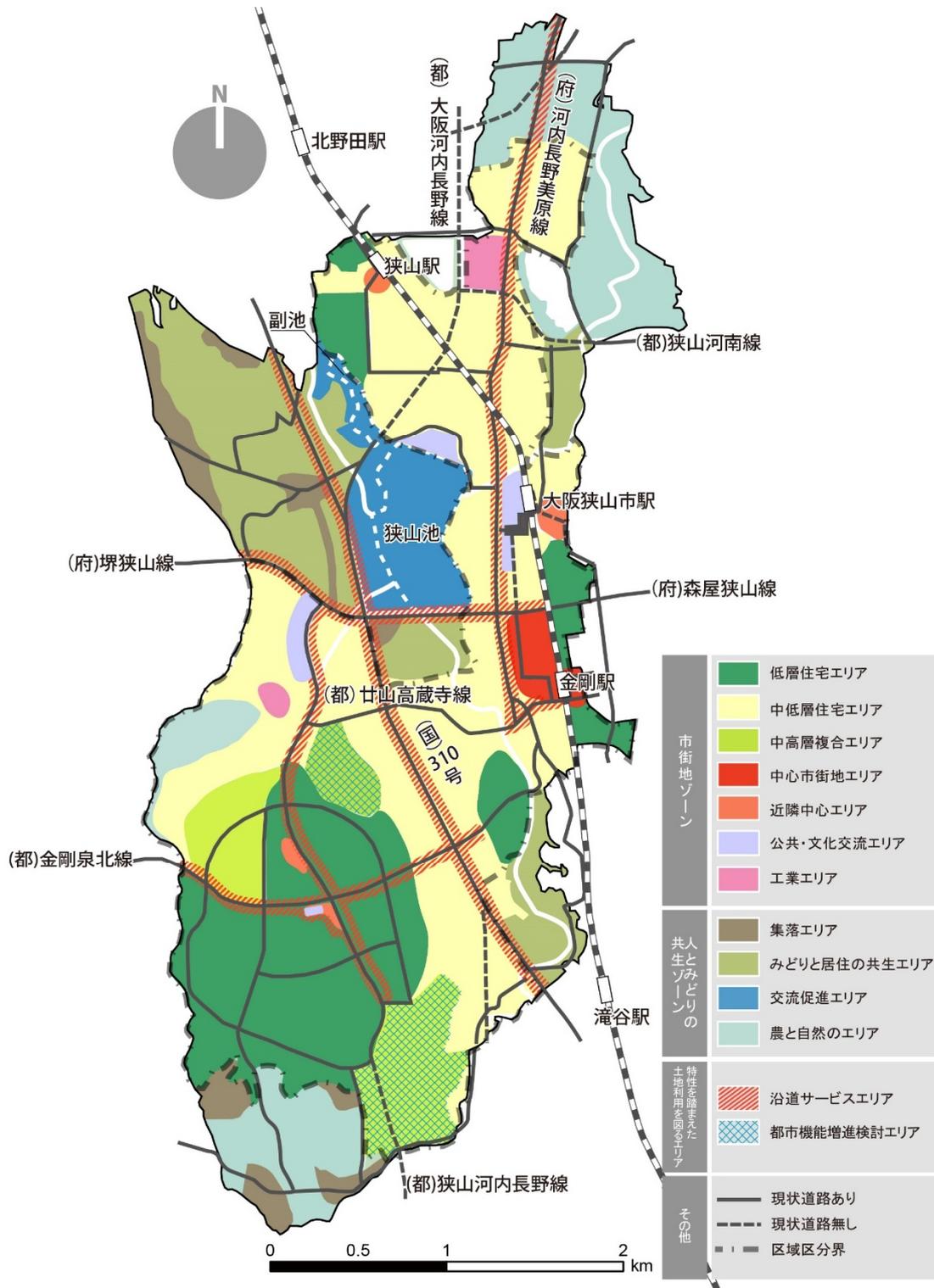


図 4-2 土地利用の将来ビジョン

4-2 交通ネットワークに関する方針

(1) 交通ネットワークに関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる「交通ネットワーク」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

体系的・計画的な道路整備

- ・市内外における安全・安心・快適な移動の実現に向けて、体系的かつ計画的な道路整備を推進します。整備にあたっては、道路の位置づけや路線ごとの特性や課題によりその必要性や重要度が異なるため、広域的な繋がりや地域の意向等を踏まえ、計画的に整備を進めます。
- ・未着手である都市計画道路 については、将来の必要性や実現性を考慮し、計画の存続、変更、廃止等の見直しを進めます。

道路環境の改善

- ・市内外における安全・安心・快適な移動の実現に向けて、道路、橋梁の耐震対策等の防災対策、道路構造物の適切な維持管理と更新、歩行者空間の確保、バリアフリー化、交通安全対策、慢性的な渋滞の解消に向けた交差点改良、右折レーンの設置、狭あい道路の拡幅、防犯灯の設置や不特定多数の人が往来する場所への防犯カメラの設置、植栽等による死角の排除等、道路環境の改善に取り組みます。

ウォークブル ネットワークの形成

- ・日常的な都市活動を支える移動環境について、歩行者が安全・安心・快適に移動することができる、ウォークブルネットワークの形成に取り組みます。
- ・ネットワークの形成にあたっては、都市活動の拠点となる中心市街地拠点や近隣中心拠点の周辺、市民の移動を支える主要な道路、河川沿いの遊歩道、緑地、緑道、公園等を相互に結ぶとともに、地域に点在する歴史文化遺産 の一体的な活用とも連携することで、市全域をめぐる魅力的かつ安全・安心・快適な歩行者空間の形成を進めます。

公共交通ネットワークの再編

- ・利便性の高い公共交通ネットワークを今後も維持していくため、利用促進に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら、住民の生活実態に即したあり方の検討や、日常生活圏を踏まえた、広域公共交通ネットワークの再編を進めます。

関連する SDGs



(2) 道路ネットワーク

市内の円滑な移動を実現するとともに、周辺他都市へもアクセスしやすい道路ネットワークを構築するため、道路の位置づけごとの取組方針を以下のとおり示します。

広域幹線道路	
位置づけ	都市拠点間を連絡する広幅員の幹線道路で、国土レベルの高速交通体系を補完しながら、広域的交通を円滑に処理できるよう、整備を促進する道路を「広域幹線道路」として位置づけます。
対象路線	(都)大阪河内長野線、(都)狭山河南線を位置づけます。
取組方針	<p>道路整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域における交通網整備の状況等を踏まえ整備を促進します。特に(都)大阪河内長野線の整備は(国)310号や(府)河内長野美原線のバイパスとして渋滞解消や沿道環境の改善に大きな効果が期待できることから、早期に整備されるよう大阪府に働きかけます。

幹線道路	
位置づけ	広域幹線道路と補助幹線道路を効率的に連絡する道路で、都市内道路交通及び広域的交通を円滑に処理できるよう、整備促進及び機能改善を図る道路を「幹線道路」として位置づけます。
対象路線	(都)狭山堺線、(都)堺河内長野線、(都)池尻中自由丘線、(都)狭山駅前線、(都)狭山南野田線、(都)狭山公園線、(都)狭山金剛線、(都)金剛青葉丘線、(都)半田狭山線、(都)狭山池富田林線、(都)狭山河内長野線、(都)金剛駅前線、(都)廿山高蔵寺線、(都)金剛泉北線、(都)須賀錦織線、(国)310号、(府)河内長野美原線、(府)富田林泉大津線を位置づけます。
取組方針	<p>道路整備の促進と道路環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の交通網整備や土地利用の状況等を踏まえ、大阪府や隣接市と連携しながら、道路整備及び機能改善を促進します。 ・(国)310号、(府)河内長野美原線、(都)狭山金剛線、(都)半田狭山線は、各地域や近隣市へのアクセス道路であるため、交通ネットワーク全体の整備状況や大規模商業施設の立地に伴う通過交通の増加等の影響も踏まえ、大阪府や近隣市と連携しながら、優先的に整備及び機能改善、歩行者空間の確保等、交通安全対策等を促進します。 ・(国)310号や(府)河内長野美原線は、渋滞が慢性化しているため、右折レーンの設置や交差点改良など、スムーズに交通処理ができるような改善策を進めるよう、大阪府に働きかけます。

補助幹線道路	
位置づけ	幹線道路を補完し、区域内に発生・集中する交通を効率的に集散するための地区内幹線道路で、地区内交通を円滑に処理できるよう、整備促進及び機能改善を図る道路を「補助幹線道路」として位置づけます。
対象路線	広域幹線道路、幹線道路以外の路線で、幹線道路を補完する道路を位置づけます。
取組方針	<p>地域課題に応じた道路環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量が多く現状の幅員が十分でない路線における道路幅員の拡幅や、歩行者空間の確保、歩行者の安全対策等、地域の課題や路線の状況に応じた道路環境の改善を進めます。

生活道路	
位置づけ	人びとの生活に密着し、日常生活に利用される、住宅と補助幹線道路等を結ぶ道路で、通過交通を抑制し、歩行者・自転車の安全確保や災害時の緊急車両等の通行が可能な幅員確保を図る道路を「生活道路」として位置づけます。
対象路線	広域幹線道路、幹線道路、補助幹線道路以外の道路を位置づけます。
取組方針	<p>地域課題に応じた道路環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量が多く現状の幅員が十分でない路線における道路幅員の拡幅や、歩行者空間の確保、歩行者の安全対策、災害が発生した場合の危険性や避難面で課題がある狭あいな路線においては、道路拡幅等により災害リスクを低減するなど、地域の課題や路線の状況に応じた道路環境の改善を進めます。

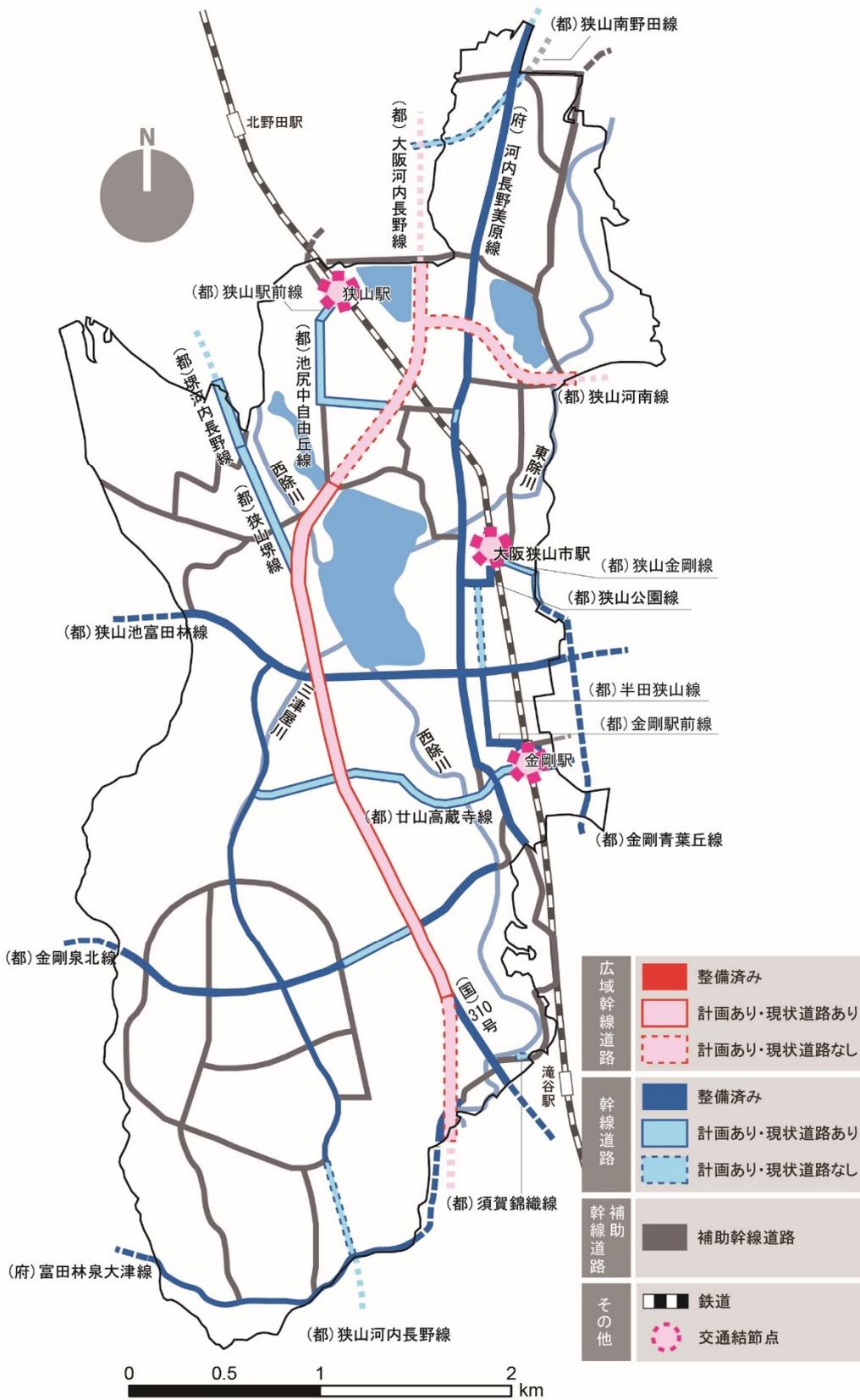


図 4-3 道路ネットワークの将来ビジョン

(3) 鉄道駅周辺

あらゆる移動手段が交わる金剛駅、狭山駅、大阪狭山市駅周辺について、快適性、安全性、利便性の維持・向上により、市内外から人びとが集まる魅力的な都市拠点を形成するため、その取組方針を以下に示します。

鉄道駅周辺（金剛駅、狭山駅、大阪狭山市駅）

取組方針

居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成

- ・ 鉄道駅周辺においては、土地利用や周辺地域の状況を踏まえながら、歩行者空間の確保や駅前広場の整備、安全対策等の整備を優先的に進めます。
- ・ 中心市街地拠点である金剛駅周辺においては、駅東側の富田林市との連携も踏まえながら、にぎわいが溢れ、居心地が良く歩きたくなるまちなかとなるよう、道路空間の柔軟な活用等についても検討を進めます。
- ・ 近隣中心拠点である狭山駅、大阪狭山市駅周辺では、日常の都市活動を支える拠点として、歩行者等の移動環境の改善を進めます。

(4) ウォーカブル ネットワーク

市全域をめぐり、歩行者が安全・安心・快適に移動することができる、魅力的なウォーカブルネットワークを形成するため、その取組方針を以下に示します。

ウォーカブルネットワーク	
位置づけ	<p>鉄道駅などの都市拠点の周辺、水とみどりのネットワーク、主要な道路の歩行者空間、地域に点在する歴史文化遺産などが連動し、市域全域において歩行者が安全・安心・快適に移動することができる、歩行者の移動環境のつながりをウォーカブルネットワークとして位置づけます。</p>
取組方針	<p>安全・安心・快適な歩行者空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの形成にあたっては、歩道のセミフラット化や段差解消、歩道幅員の確保、街路樹や縁石をはじめとする道路構造物の適切な維持管理及び更新など、歩道のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン の採用により、人にやさしい歩行者空間を形成します。 ・ネットワークの形成にあたっては、市内に点在する歴史文化遺産の活用とも連携した魅力的な歩行者空間の形成をめざします。 ・これまで、バリアフリー基本構想に基づいた鉄道駅周辺のバリアフリー化や、「あんしん歩行エリア」において公安委員会と連携した歩行者及び自転車の交通安全対策を進めてきましたが、引き続き歩行者等の移動環境の安全性及び快適性を向上させるため、地域の意向や交通安全上の緊急性等を踏まえ、鉄道駅周辺、主要な幹線道路、通学路、住宅地内の通過交通が多い道路、狭あいな道路などを中心に、歩行者空間の確保やバリアフリー化、交通安全対策等を進めます。 ・通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全性を向上させるため、大阪狭山市通学路交通安全プログラム に基づき、黒山警察署をはじめとする各関係機関と連携した合同点検を実施し交通安全対策を進めます。 ・十分な幅員が確保されている路線については、必要に応じて道路形態のあり方や街路樹などをはじめとする道路構造物の更新など、歩行者空間の再編を検討します。 ・安全で安心できる歩行者空間を形成するため、地域の意向や道路の状況に応じて、防犯灯の設置や不特定多数の人が往来する場所への防犯カメラの設置、植栽等による死角の排除等、防犯対策に取り組みます。



図 4-4 ウォーカブルネットワークの将来ビジョン

(5) 公共交通ネットワーク

人びとの生活実態を踏まえた利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、その取組方針を以下に示します。

公共交通ネットワーク	
位置づけ	都市活動を支える重要な移動手段であり、人びとの生活に密着した交通ネットワークとして、交通事業者や近隣市と連携しながら、今後の維持に向けた運営方法の再編と利用促進を図るバス、鉄道等の公共交通機関のネットワークを公共交通ネットワークとして位置づけます。
取組方針	<p>公共交通ネットワークの維持・再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって重要な移動手段である、路線バス 及び市循環バス を将来にわたり維持するため、利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。 ・バスネットワークの形成においては、鉄道駅など交通結節点の機能改善と連動しながら、市民の生活実態や日常生活圏を踏まえたルートの見直し、近隣市への乗り入れ、停留所の再配置、近畿大学病院等の移転等に伴う運行路線や運行時刻の変更などについて、公共交通事業者や、近隣市町村等、関係機関と連携しながら、公共交通ネットワークの再編を進めます。 <p>公共交通の利便性向上と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通ネットワークを将来にわたり維持していくため、交通事業者や市民等と連携した利用促進に取り組みます。 ・中心市街地拠点及び近隣中心拠点における鉄道駅やバス停などの交通結節点周辺においては、鉄道、バス、自転車、徒歩等あらゆる移動手段の乗り換えが想定できることから、快適で利便性の高い乗り換え環境の形成をめざし、IoT 等の技術を活用した各種交通サービス間連携や、周辺道路や歩行者空間の環境改善等について検討します。

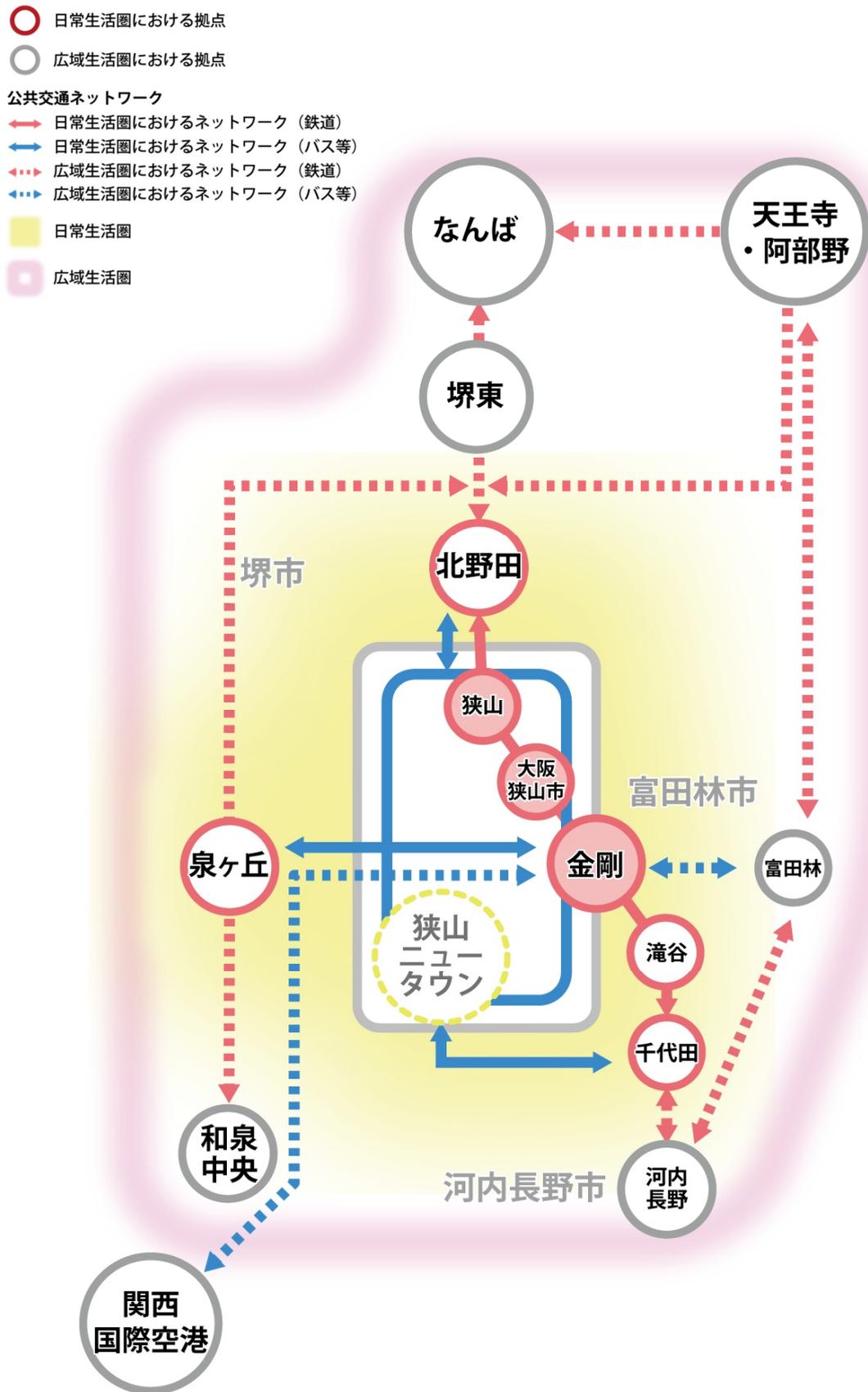


図 4 5 生活圏を踏まえた広域公共交通ネットワークの形成イメージ

4 3 水・みどりに関する方針

(1) 水・みどりに関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる水・みどりに関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

水・みどりの維持・保全と活用の促進に向けた機能向上

- ・水・みどりを、「防災・減災」「地域振興」「環境調整」といった多様な機能をもつグリーンインフラとして捉え、計画的に維持・保全していくとともに、地域の特性に応じた積極的な活用の促進を進めることで、将来にわたって、これらの効果を維持し、水・みどりに誇りと親しみをもてる環境を形成します。
- ・公共用水域の水質の更なる向上を目標とし、市民が水に親しめる良好な水環境の形成に取り組むほか、循環型社会を形成する一助として、汚水の適正処理や健全な水循環の維持、資源リサイクルの推進など、環境にやさしいまちをめざします。
- ・人口減少や少子高齢化社会の進行を踏まえ、子育て世帯や高齢者をはじめ、市民ニーズに応じた都市公園の機能や配置の再編等を検討します。都市公園の再編等に当たっては、歩道の段差解消や点字ブロックの設置、高齢者や障がい者も使いやすい公園施設やサインの整備などユニバーサルデザインを取り入れるとともに、障がいのある子どもも一緒に遊べる遊具を設置するなど誰もが利用できる公園づくりに取り組みます。

水とみどりのネットワークの形成

- ・狭山池を中心に、河川や緑道、天野街道等の水・みどりを安全で快適な歩行者空間で結び、一体的な空間の活用、拠点における新たな機能導入、市民協働・公民連携による柔軟で自由度の高い取組みを進め、周辺エリアへの連鎖的な波及効果、都市全体の価値及び市民満足度の向上を図ります。

エリアマネジメント 体制の構築

- ・多様化する市民ニーズや社会潮流の変化に対応するため、市民協働・公民連携等による水・みどりの維持・保全及び機能向上等に取り組むとともに、市民活動の活動支援、主体間連携、空間利用のルールづくり、エリアマネジメント体制の構築等について検討します。

関連する SDGs



(2) 水・みどりに関する都市施設の機能向上と活用の促進

人びとの暮らしに身近な都市施設として整備されている水・みどりについて、適切に維持管理し、柔軟な活用を推進するため、その取組方針を以下に示します。

公園・緑地等

取組方針

拠点的な公園の機能向上と柔軟な活用の促進

- ・総合公園 である狭山池公園については、歴史文化遺産 としての価値や景観が損なわれないよう配慮するとともに、水とみどりのネットワーク構想における重点アクションエリアとして、水・みどりの中心拠点に必要な機能の導入やアクセス性の向上、空間の一体的な活用を促進します。また、狭山池周辺エリアにおけるエリアマネジメント体制の構築を検討し、エリア全体の魅力価値を高め、市民満足度の向上に取り組みます。また、府立狭山池博物館・市立郷土資料館及びその周辺において、関係団体や施設との連携により、市民が集まり様々な活動を継続して行うための拠点としてのあり方について検討を進めます。
- ・地区公園 である副池オアシス公園については、水とみどりのネットワーク構想における重点アクションエリアに位置づけられており、隣接する狭山池公園や周辺地域と連携しつつ南部エリアと北部エリアの、一体的な整備、柔軟かつ自由度の高い市民協働・公民連携等に取り組むことで、エリア全体の魅力価値を高め、市民満足度の向上に取り組みます。
- ・近隣公園 であるさやか公園及び東大池公園では、近隣住民の生活を支える憩い・にぎわうことのできる拠点及び防災拠点として必要な整備や機能向上を進めるとともに、市民協働・公民連携等による活用に関する取組みを進めます。
- ・東野地区の市民ふれあいの里については、本市を代表する水・みどり豊かなアクティビティ施設として維持運営していくため、維持運営方法の見直しを行うとともに、狭山水みらいセンターの「せせらぎの丘」や「かがやき広場」との連携について検討します。

暮らしに身近な公園等の機能向上と柔軟な活用の促進

- ・地域内の街区公園 や緑道については、市民ニーズの多様化や、人口減少・少子高齢化社会の進行等を踏まえ、子育て世帯や高齢者をはじめ、多様な世代の利用を想定し、市民ニーズに応じた都市公園の機能や配置の再編等を検討します。整備や再編にあたっては、遊具やベンチ等の設置だけではなく、高齢者の健康づくりに活用できる機能の導入や移動販売車 の活用など、地域に応じてその方向性を検討します。
- ・開発に伴い設置される公園については、市民ニーズを反映した公園となるよう民間事業者に対して近隣住民の意見を聞くな

どの対応を求めます。

- ・ 地域が維持管理している児童遊園 については地域の意向等を踏まえ、市民同士の交流や柔軟な活用が可能となるよう地域との連携に取り組みます。

河川・水路

取組方針

水辺とまちが調和した良好な空間の形成

- ・ 河川や水路については、河川管理者である大阪府や水路管理者等と連携し、必要な整備、安全対策等を進めるとともに、それぞれの水辺がもつ植生や景観等の自然的特徴と、地域の歴史や文化等の地域特性をいかした「水辺空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成します。

水辺環境の維持・保全による空間価値の向上

- ・ 河川沿いの緑道 やヒメボタル生息環境、自然のままの状態で残る河畔林 など、地域住民が身近なところで自然環境に触れられる機会を創出するため、水辺環境における親水空間や生き物の生息空間の維持・保全を関係団体や市民との協働により取り組むとともに、水とみどり のネットワークの形成により、都市全体の魅力価値向上に取り組めます。
- ・ 河川、ため池等の健全な水辺環境や都市における衛生環境を守るため、公共下水道を適切に維持管理・更新することで、公共用水域における水質の維持・向上に取り組めます。

水辺空間の活用によるにぎわい空間の形成

- ・ 狭山池等まとまりのある水辺空間においては、暫定的な空間利用により、その効果や課題を検証しつつ、河川敷地占用許可準則 により恒常的なにぎわい形成に向け、市民や関係団体等と連携しながら、必要な体制の構築に取り組めます。
- ・ 河川・水路等の公共用水域における水環境を維持・保全することで、親しみやすい水辺環境の形成に取り組めます。

(3) 各施設・宅地等におけるみどりの確保と活用の促進

良好な都市環境の形成や、環境負荷の低減の観点から、人びとの暮らしを支える各種施設や建築物における、緑化促進やみどりの適切な維持管理に関する、取組方針を以下に示します。

各施設・宅地等のみどり	
取組方針	<p>公共施設等における緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・市街地内におけるみどりを確保するため、公共建築物等における緑化や道路整備にあわせた街路樹・植樹帯の整備と適切な維持管理、潤いあるまちなみの維持・保全を推進するとともに、市民や地域と連携し、効果的な緑化に取り組みます。 <p>宅地等における緑化の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅開発等が行われる際は、大阪狭山市開発指導要綱 等の適正な運用により、壁面、屋上、建築物の緑化、緑化協定の締結等、宅地内のみどりの確保に取り組みます。・生垣や庭木等宅地内のみどりは、都市環境を形成する要素であることから、市民自身による積極的な緑化活動を促進します。

(4) 自然・農環境の維持・保全と活用の促進

多様な機能を有する、自然・農環境を維持・保全するとともに、活用を促進するため、その取組方針を以下に示します。

樹林地・ため池等	
取組方針	<p>樹林地の維持・保全による空間の魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none">・天野街道周辺のみどりを維持・保全するため、近接した住宅地等の開発においては、一定のみどりを確保するため、民間事業者の協力等により自然環境と調和した開発を誘導します。・今熊市民の森周辺においては、開発を抑制し、市民協働・公民連携等による維持・保全活動を支援するとともに、自然体験や環境学習等をはじめとするみどりの活用を促進します。・西山霊園一帯については、桜の名所として今後も適切な維持・保全に取り組みます。・保存樹林 として協定を締結している狭山神社、三都神社及びその周辺のみどりの維持・保全に取り組みます。・帝塚山学院大学旧狭山キャンパス及び近畿大学病院周辺のみどりの維持・保全に取り組むとともに移転後の土地利用については、施設内の緑地の扱いについて土地所有者や地域の意向を踏

まえながら、方向性を検討します。

ため池の維持・保全による多様な機能の確保

- ・多様な機能を有し、周辺の景観や自然環境を形成しているため池は、周辺のみどりとの関係性に配慮しながら親水性を向上させるとともに、地域や管理者と連携して維持・保全に取り組みます。

農地等

農地における多様な機能の維持・保全

- ・生産機能、防災機能、景観形成機能等、多様な役割を担っている農地の維持・保全に取り組みます。
- ・市街化区域においては、都市計画法等に基づく生産緑地制度の周知運用により、市街地農地の維持・保全に取り組むとともに、身近なみどりとして、市民や民間事業者が積極的に活用できるように取り組みます。また、指定から30年を迎える生産緑地地区については、特定生産緑地の指定により、今後も農地として維持・保全されるよう制度の周知運用に取り組みます。
- ・市街化調整区域においても都市計画法を適正に運用するとともに、関係団体とも連携しながら、営農環境の維持・保全に取り組みます。

農地等の活用の促進

- ・地域や農業従事者等の意向を踏まえ、計画的な農地利用を促し、農地の賃借等による多様な担い手の確保や、基盤施設の整備による営農環境の改善等を進め、休耕地の発生を抑制し、地域全体で美しい田園環境を形成します。
- ・土地所有者等の意向に応じて、農地を積極的に活用するために、市民農園としての運営や、福祉分野、商工分野との連携、大野ぶどうや大阪狭山市産の野菜などの特産品の情報発信に向け、農産物の直売所や加工施設、農家レストランの整備など、農地活用等を促進します。

休耕地等の活用

- ・市街化調整区域内の農地で、担い手不足等により営農が困難となっている農地や休耕地等が連担する地域においては、地域特性や地域の意向、交通アクセスの状況等を踏まえたうえで、農地、公園・緑地等をはじめとするみどりと、良好な居住環境が調和した、環境に配慮した土地利用への展開の可能性を検討します。検討にあたっては、適正な法手続きに基づいた柔軟な都

取組方針

市計画制度の運用により、地区計画等の制度を導入することで、適切な基盤施設の整備を誘導するとともに、周辺地域の暮らしを支えるために必要な生活支援機能や、交通利便性を活かした産業機能等をはじめとする、地域活力の維持・向上に資する土地利用を検討するとともに、周辺地域の農地への影響、みどりの適切な配置と活用等を考慮した、本市を先導するような環境調和型の空間形成を図ります。

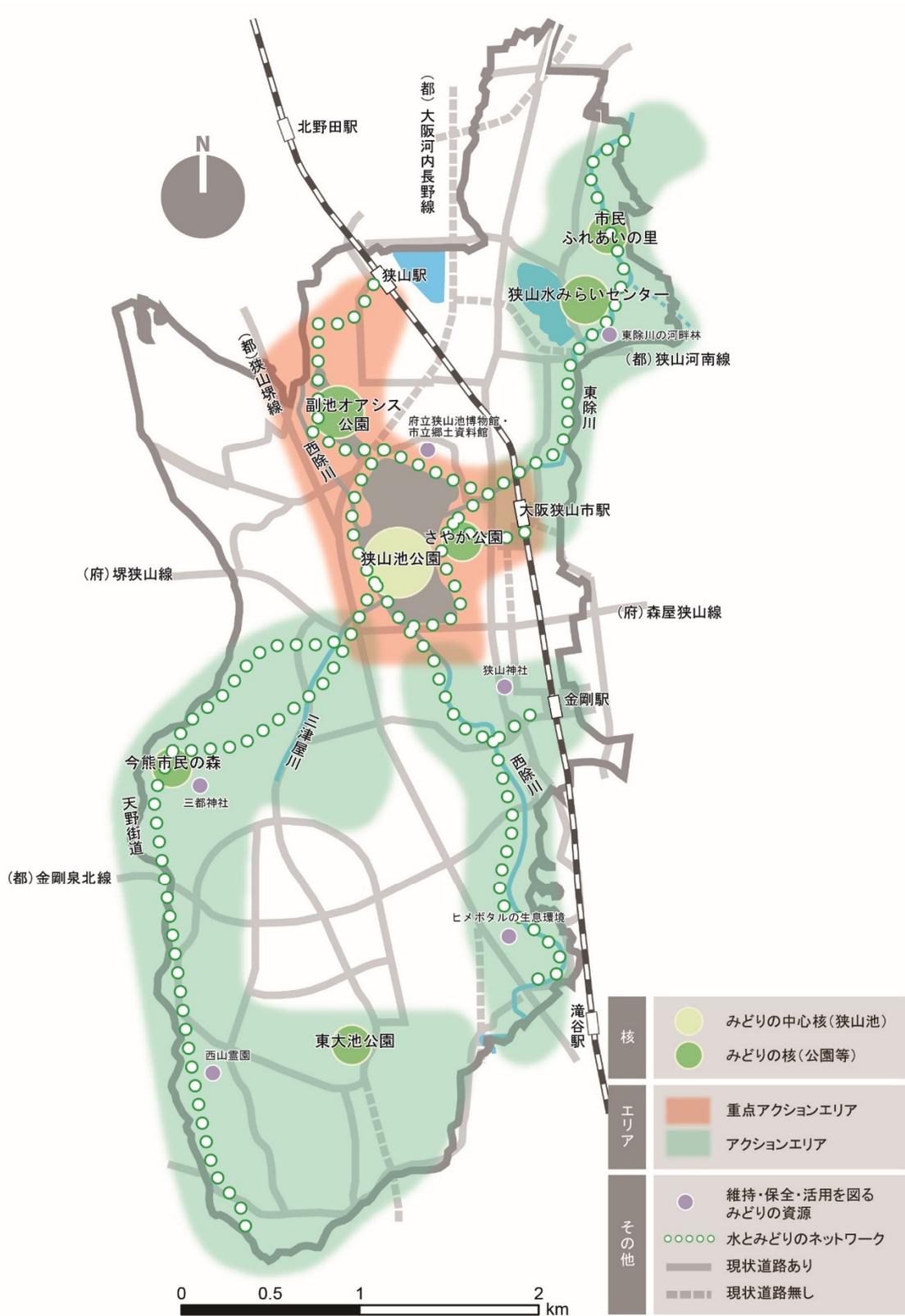


図 4-6 水とみどりの将来ビジョン

4 4 都市防災に関する方針

(1) 都市防災に関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる、「都市防災」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

災害に強い市街地の形成

- ・大規模な災害が発生しても被害を最小限に抑えることができる市街地を形成するため、建築物の耐震化・不燃化、老朽空家の除却、災害時の避難・救助活動に課題がある道路環境の改善、排水施設の機能改善等を進めます。
- ・市内の緊急交通路や避難所につながる道路等に埋設された下水道管の耐震補強を推進します。
- ・大規模な風水害に備え、「人命を守ることを最優先」に、これまでの治水施設による「防ぐ」施策が進められるよう、流域治水の観点から大阪府等関係機関と連携します。
- ・河川氾濫による災害リスクが高いと想定される区域など、浸水の危険性について、防災マップやハザードマップ等を通して市民と共有し、「逃げる」施策や、雨が降っても河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業の推進、グリーンインフラの維持・保全・活用による雨水貯留機能等の確保など、「凌ぐ」施策を効率的・効果的に組み合わせた浸水対策に取り組みます。

減災 対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築

- ・公園等における防災機能の充実、自主防災組織や消防団との共助の仕組みづくりをはじめとする地域防災力の強化や、復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限、災害リスクのある箇所における都市機能・居住機能の立地制限やみどり等の適切な配置、防災マップやハザードマップ等を活用した危険箇所等の周知及び被災時の対策等の検討、大阪府との調整による災害廃棄物等の処理に関する検討などを進めることで、災害時における都市の被害を最小に抑えるとともに、早期復旧・復興が可能な体制を構築します。

関連する SDGs



(2) 震災及び火災対策

震災や火災に備え、建築物の耐震化や不燃化、避難路等の道路や埋設されている下水道施設等の環境改善に取り組むため、その取組方針を以下に示します。

建築物	
取組方針	<p>民間建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・民間建築物の耐震化を進めるため、「大阪狭山市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断補助制度や耐震改修補助制度等の利用を促進し、住宅は令和9年度（2027年度）末までに耐震化率を95%、特定既存耐震化不適格建築物（民間建築物）は、令和4年度（2022年度）末までに耐震化率を95%とすることを目標とします。 <p>市有建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・市有建築物（特定既存耐震不適格建築物）については市民・利用者の安全と公共機能の継続性を確保するため、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施します。特に、避難施設、最も身近な拠点である地域の集会所、緊急交通路沿道等の建築物を中心に耐震化を促進します。 <p>建築物の不燃化及び延焼抑制の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・建築物の延焼を抑え、地域の防火能力を向上させるため、延焼遮断空間としての機能を有する狭あい道路の環境改善や都市公園等の空間整備を進めるとともに、第一種低層住居専用地域、準工業地域及び市街化調整区域を除くすべての地域において、準防火地域の指定を継続します。また、一定規模以上の開発において防火水槽の設置を促進します。

避難・防災活動のための経路	
取組方針	<p>避難・防災活動に必要な経路の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・緊急交通路に指定されている道路に埋設されている下水道施設等については、耐震化を進めるとともに、計画的な維持修繕による長寿命化及び必要に応じた更新、再編を進めます。・避難・防災活動上の課題がある道路については、状況に応じた環境改善を進めます。・沿道の建築物については、耐震化の促進や老朽空家等の除却を進め、災害発生時の避難・防災活動の経路となる道路の機能を確保します。

(3) 浸水対策等

大規模な風水害等に備え、河川や下水道施設への負荷軽減など、市による浸水対策や大阪府と連携した治水対策等を総合的に促進するため、その取組方針を以下に示します。

浸水対策等	
取組方針	<p>計画的な浸水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・雨水排水については、道路側溝や水路等の既存施設を活用しながら整備を進めており、下水道事業計画区域（下水道による雨水整備を行う区域）の整備率は、概ね 50%となっており、浸水被害の発生した箇所の優先的な整備を進めるとともに、浸水対策として、雨水の排水先である河川や下水道施設への負荷軽減のため、開発等における雨水流出抑制施設等の設置に向けた指導の強化や、水利組合等と連携したため池や農業用水路の保全及び改修工事、ため池や農地、緑地といったみどりをグリーンインフラとして捉え、これらの維持・保全・活用により、雨水貯留機能等の維持・向上に取り組めます。 <p>総合的な治水対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模な風水害に備え、流域治水の観点から河川改修事業等の促進に向けて、河川管理者である大阪府との連携に取り組めます。

(4) 土砂災害対策

大規模な風水害や地震等に起因して発生する土砂災害に備えるため、その取組方針を以下に示します。

土砂災害対策	
取組方針	<p>早期の事前防災の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・地すべり防止区域 や、土砂災害（特別）警戒区域等の災害リスクがある箇所については、被害防止に取り組むとともに、土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の既存不適格建築物については、住宅の移転や補強に対する支援を行います。

(5) 減災 対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築

災害発生時に都市の被害を最小限に抑え、早期復旧・復興を可能とするため、災害リスクを踏まえたまちづくりの推進や、地域と連携した自助・共助体制の構築、避難所等の機能強化などに関する取組方針を以下に示します。

減災対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築

取組方針

災害リスクを踏まえた減災対策の推進

- ・ 自然災害の発生を想定した復旧・復興に向けて必要な土地利用等の制限や関係機関との連携方法、災害リスクのある箇所における都市機能・居住機能の立地制限やみどり 等の適切な配置等について検討を進めます。
- ・ 災害リスクのある箇所や、地震発生時の建物倒壊、火災延焼の危険性等について、市民が正確な知識・情報をもち、的確な避難行動につなげるため、防災マップやハザードマップ 等を活用することで、災害に対する危険性を周知し、災害時の被害を最小限に抑え、都市の早期復旧・復興が可能となる体制を構築します。

地域防災力等の強化による減災対策の推進と早期復旧・復興が可能な体制の構築

- ・ 消防団の充実強化や、自主防災組織の結成促進、防災のための物資や機材を使う訓練、実際にまちを歩くことで避難経路や自らの役割を確認する取組みなどにより地域の防災力を高め、災害時の被害を最小限に抑え、都市の早期復旧・復興が可能となる体制を構築します。
- ・ 堺市への消防事務の委託により、特殊車両や高度な資機材等の計画的な整備を進め、業務の一元化・効率化及び職員の専門化・高度化につなげ、災害時の被害を最小限に抑え、都市の早期復旧・復興が可能となる体制を構築します。

避難所等の機能強化

- ・ 避難所や一時避難場所の防災機能を高めるため、避難生活に必要な備蓄物資や設備・機器等の整備を推進します。また、避難所の公衆衛生環境の向上のため、避難所に整備しているマンホールトイレ の適切な維持管理、感染症拡大防止を踏まえた空間づくりを行います。

要配慮者利用施設の安全性の向上

- ・ 洪水浸水想定区域 内に位置する社会福祉施設等の要配慮者利用施設 については、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進します。

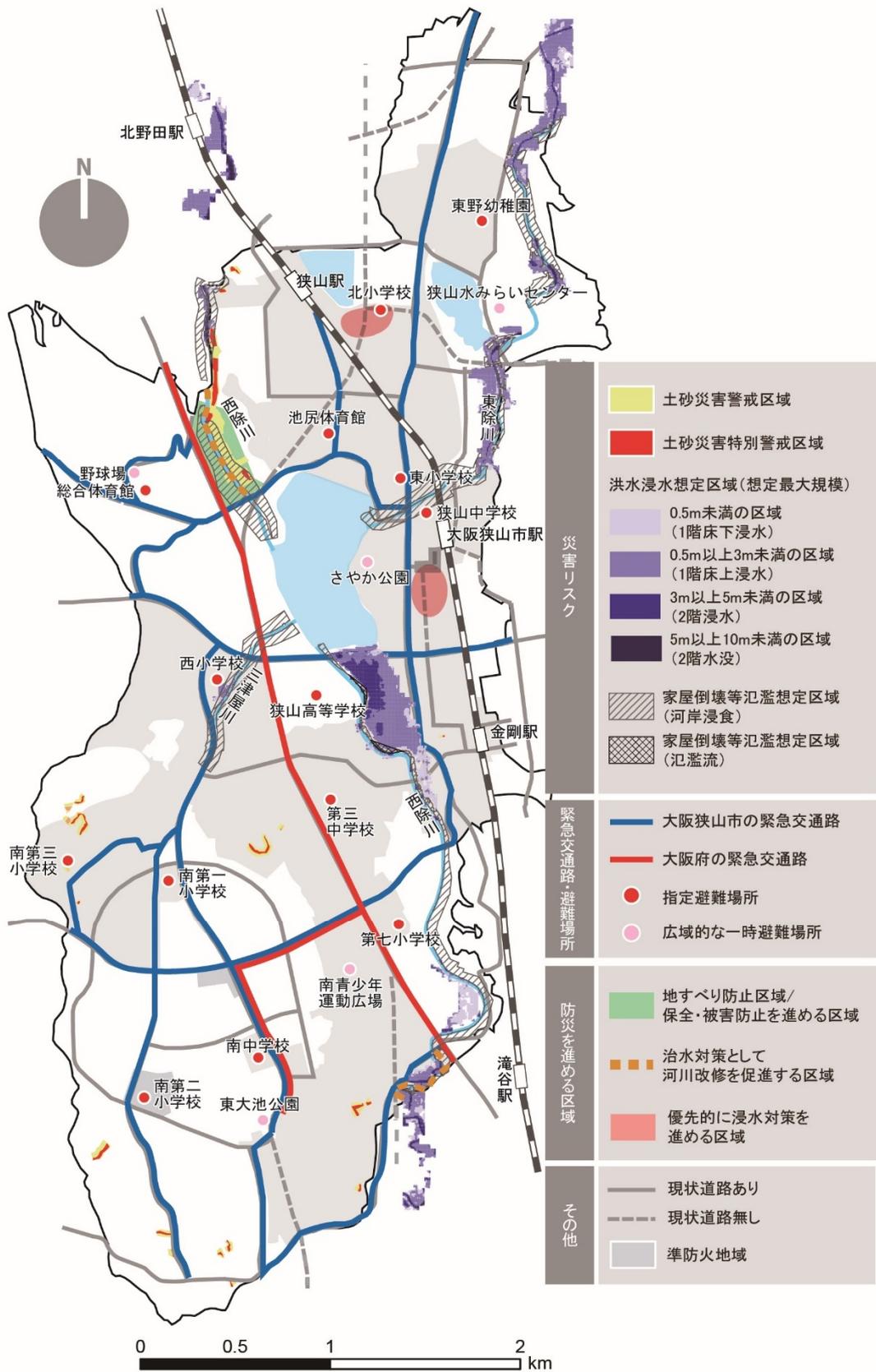


図 4-7 都市防災の将来ビジョン

4 5 景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する方針

(1) 景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくりに関する基本的な考え方

都市空間の形成において重要となる「景観形成及び歴史文化遺産を活用したまちづくり」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

景観構造を踏まえた体系的な景観形成

- ・市街地の特性に応じたゾーン景観、景観の骨格を構成する景観軸など景観構造を踏まえた体系的な景観を形成します。

地域のイメージをつくる景観形成と歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進

- ・鉄道駅周辺でにぎわいある景観、良好な住宅地の景観、田畑が広がる自然豊かな景観、歴史文化遺産を活かした景観など各地域の特徴を踏まえた景観を保全・活用することで、各地域への誇りや愛着を感じられる環境の形成をめざします。

関連する SDGs



(2) 景観形成の構造

周辺地域の特性やまちなみに調和した良好な景観を形成するため、都市の景観を構成する景観構造とその取組方針について、次のとおり示します。

ゾーン景観	
位置づけ	一体的な空間におけるまちなみとして、地域を特徴づける、面的な広がりのある景観を「ゾーン景観」として位置づけます。
取組方針	中心市街地、公共・文化交流ゾーンにおける景観形成 <ul style="list-style-type: none">・市役所周辺から金剛駅周辺に至る区域についてはアメニティあふれる場として土地利用の進捗や周辺地域の居住環境に配慮しながら、本市の中心市街地、公共・文化交流ゾーンとしての風格をもちながら、にぎやかで楽しげな雰囲気を醸し出す景観形成を促進します。・本市の玄関口である、金剛駅周辺については、駅前広場や道路及び沿道の建物を一体的な“まちなみ”と捉え、道路や駅前広場等の整備・再編に合わせ、建築物の1階部分への商業サービス機能の立地促進や緑化等を進めるとともに、公共空間の柔軟な活用による人びとの活動等も含めた、居心地がよく歩きたくなるまちなかとしての景観形成を促進します。

住宅地における景観形成

- ・一定の宅地規模が確保され、みどりが多い狭山ニュータウン地区等の住宅地景観については、建築協定等の活用、空家の適切な管理、公園や緑道等みどりの維持・保全により、ゆとりと潤いのある景観を継承するとともに、公園や緑地等をはじめとする公共空間の柔軟な利活用を進めることで、人びとの活動によるにぎわいを感じられる景観形成を促進します。

狭山池における景観形成

- ・水・みどりを感じられる史跡として、狭山池からの眺望景観を維持・保全するため、桜の保護・育成等に取り組むとともに、市民団体や人びとの活動によるにぎわいを感じられる景観形成を促進します。

南海電鉄高野線と暗渠（隧道）における景観形成

- ・高野鉄道（現在の南海電鉄高野線）の開通により造られた煉瓦造りの暗渠（隧道）は、貴重な近代の遺産であることから、暗渠（隧道） 築堤、鉄道敷を一体的に捉えたゾーン景観の維持・保全に取り組みます。

樹林地における景観形成

- ・天野街道、今熊市民の森、狭山神社、三都神社の周辺の樹林地及び緑地等については、潤いを感じられる重要な景観要素であるため、維持・保全に取り組みます。
- ・帝塚山学院大学旧狭山キャンパス及び近畿大学病院周辺の緑地は保存緑地であることから、両施設の移転後においても周辺の景観と調和した土地利用が行われるよう、地域や土地所有者等の意向を踏まえ、そのあり方について検討します。

農地における景観形成

- ・大野地区のぶどう畑や東野地区の田園風景など、集落と農地が調和した景観は、地域の特徴と季節を感じられる、重要な景観要素であるため、農業振興策の推進等とあわせて維持・保全に取り組みます。

軸景観	
位置づけ	連続的な空間のまちなみとして、地域を特徴づける、線的なつながりのある景観を「軸景観」として位置づけます。
取組方針	<p>河川における景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水とみどりのネットワーク形成にあたり、東除川、西除川、三津屋川等の水辺環境を維持・保全するとともに、活用を促進し施設整備（案内看板、サイン等）を行うことで、快適で居心地が良く、自然環境を身近に感じられる景観の形成を進めます。
	<p>旧街道における景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の歴史を踏まえた個性ある都市環境を形成するために、旧街道において、歴史や風土を感じながら散策等ができるよう、施設整備（案内看板、サイン）等を行い、歴史的景観の保全・活用に取り組みます。
	<p>幹線道路等における景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路等主要な街路については、街路樹や緑地帯の適切な維持管理等を行い、みどり豊かな景観を形成するとともに、屋外広告物の適切な誘導及び違反広告物の撤去活動を推進し、まちの美化に取り組みます。

点景観	
位置づけ	まちなみを形成する要素として、地域を特徴づける、単体の施設や、小さく限定された範囲の景観を「点景観」として位置づけます。
取組方針	<p>公園・緑地・ため池等における景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の緑化と適切な維持管理、公園・緑地、ため池等における水・みどりの適切な維持管理及び環境改善により、美しく潤いある景観を形成します。
	<p>施設内緑化における景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働によるみどりの維持管理や、緑化推進、地域の特性や市民意向を反映した樹木や草花の植栽など、施設や宅地の緑化を促進し、誇りと愛着を感じられる景観の形成をめざします。
	<p>歴史的建造物等における景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三都神社、狭山神社、南海電鉄煉瓦造暗渠群等、様々な時代やテーマに応じた歴史的建造物の景観を保全・活用するとともに、それに調和するような周辺のまちなみを形成することで、一体的な景観形成に取り組みます。

(3) 歴史文化遺産を活かしたまちづくりの推進

地域の貴重な資源である歴史文化遺産を維持・保全するとともに、これら資源を地域と連携しながら活用することで、歴史文化遺産をより身近なものとするため、その取組方針を次のとおり示します。

歴史文化遺産を活かしたまちづくり

取組方針

歴史文化遺産の保存・活用

- ・大阪狭山市歴史文化基本構想で位置づけた「狭山池」、「藩と陣屋」、「歴史街道」、「豊かに残る地名」、「鉄道の開通とニュータウンの開発」といったテーマごとに、本市の特徴ある歴史文化遺産とその周辺環境も含めて保全・活用を図ります。
- ・歴史文化遺産周辺の歩行者空間において、休憩施設、案内サイン、修景舗装等の環境整備を進めることで、歴史文化遺産を歩いてめぐることができ、身近に感じられる魅力的な都市空間の形成に取り組みます。
- ・日本最古のダム式のため池である狭山池、式内社の狭山神社、信仰の道である高野街道、近世の狭山藩北条氏の陣屋、近代の狭山ニュータウン地区の開発など、時代ごとに残る歴史文化遺産を保存・活用するとともに、歴史文化遺産周辺の開発に際して、歴史的建造物、埋蔵文化財などの記録保存を継続して実施し、周辺整備の参考として活用します。
- ・天野街道については、市民と連携しながら、自然豊かな環境を保全・活用するとともに、狭山池とも一体に陶器山の歴史が感じられるまちづくりを進めます。

地域と連携した歴史文化遺産を活用した魅力づくり

- ・市民協働による歴史文化遺産の調査や保全・活用に取り組むとともに、その価値が評価されている狭山藩陣屋跡、史跡狭山池等については、資源の公開を進め、歴史文化遺産をより身近なものとして捉えられる機会を増やします。また、これらの取組みを地域との交流のきっかけと捉え、地域全体で来街者を受け入れる環境形成やPRといったまちづくりを進めていきます。
- ・地域の意向などを踏まえ、歴史文化遺産周辺における案内誘導看板の設置や道路の美装化、すでに美装化が行われている街道については、維持管理及び必要に応じて更新等を進め、歴史文化遺産の価値を感じることができるまちづくりを進めます。

歴史文化遺産の発信

- ・歴史文化遺産の発信拠点として、市立郷土資料館の適切な維持管理に取り組むとともに、市民がより広く歴史文化遺産に触れることができるよう、府立狭山池博物館とも連携した、より充実した市民サービスを提供します。

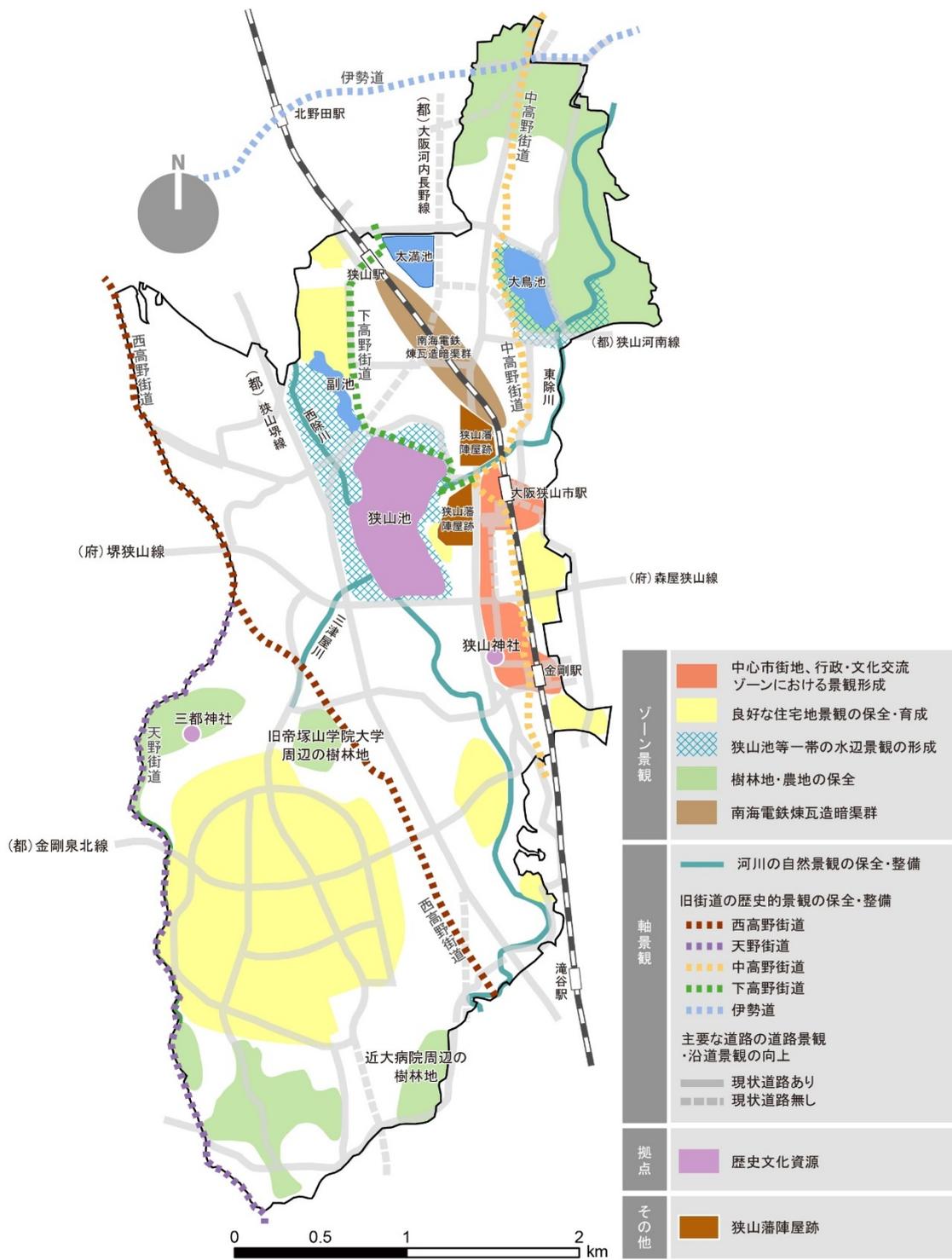


図 4-8 景観形成・歴史文化遺産を活かしたまちづくりの将来ビジョン

4 6 暮らしを支える各種施設に関する方針

(1) 暮らしを支える各種施設に関する基本的な考え方

都市空間における「暮らしを支える各種施設」に関する方針について、踏まえておくべき基本的な考え方を次のとおり示します。

計画的な整備と維持修繕、長寿命化と更新、再編

- ・市民の都市活動を支える基盤施設 及び公共施設については、持続可能な都市経営の視点も踏まえ、公共機能として必要な整備を計画的に進めます。また、老朽化の度合いや緊急性等を踏まえたうえで、計画的な維持修繕による長寿命化、更新を進めるとともに、さらなる市民サービスの向上に向け、立地や施設のあり方について検討を行い、必要に応じ再編等の可能性についても整理を行います。

運営体制の合理化

- ・現在の市街地の範囲を今後も維持していくため、今ある施設の適切な維持管理、運営、活用が必要となります。一方、人口減少等により、維持管理に必要な財源は限られたものとなる中で、市民ニーズや都市課題の多様化・複雑化に対応するため、民間事業者や関係機関等と適切な連携・分担や公共空間の有効な活用に取り組むなど、合理的な運営体制の構築を進めます。
- ・市民が日常的に文化活動を展開し、自己実現を達成するために必要な身近な活動の場について、利用しやすい環境づくりを進めるとともに、活用を促進します。
- ・屋内の公共施設だけでなく、公園や河川空間といったオープンスペース や空家・空地といった遊休空間についても、市民のニーズに応じて、活用ができる仕組みについて検討を進めます。

関連する SDGs



(2) 基盤施設 ・ 公共施設の適切なマネジメント

都市活動を支える基盤施設と公共施設を将来にわたって適切にマネジメントするため、その取組方針を以下に示します。

基盤施設・公共施設の維持、管理、運営	
取組方針	<p>将来的な公共施設の維持運営のあり方に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の公共施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化や統廃合を含め、将来的な維持管理のあり方を検討し、施設適正化について検討します。具体的な各施設の更新、機能の複合化、再編等については、その緊急性や地域のまちづくりの状況等を踏まえ、公共施設再配置方針として検討を進めます。
	<p>市民協働・公民連携等による施設の整備と運営に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤施設や公共施設の整備、新たな機能導入にあたっては、市民ニーズを的確に捉え、PPP/PFI、包括的民間委託 など、市民協働・公民連携等による、効率的かつ効果的な施設整備、維持管理及び運営を検討します。 ・ 都市公園や各種施設に付帯する駐車場等については、受益者負担の適正化やサービス水準の向上に取り組むとともに、持続的な施設の維持管理や施設が存するエリア一帯の価値向上に向けた取組みに必要な財源確保の手段として、有料化等も含めた運営のあり方について、検討を行います。 ・ 公園や街路樹等身近な公共施設の維持管理、保全、活用などを市民協働により取り組むことで、地域の魅力を身近に感じられる環境づくりを進めます。

(3) 暮らしを支える基盤施設の適切な維持管理等

都市における人びとの暮らしを支える基盤施設について、将来にわたり維持管理していくために、その取組方針を以下に示します。

基盤施設	
取組方針	<p>道路・公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁及び街路樹をはじめとする道路構造物、公園及び緑地における園路や樹木、遊具やベンチ等公園施設については、定期的に点検を行い、計画的な維持修繕及び長寿命化に取り組むとともに、必要に応じて更新及び再編を進めます。また、市民協働・公民連携による公共空間の有効活用に関する取組みを進めます。

下水道

- ・雨水排水については、道路側溝や水路等の既存施設を活用しながら整備を進めており、下水道事業計画区域（下水道による雨水整備を行う区域）の整備率は、概ね 50%となっています。今後も継続して、浸水被害が発生した箇所を優先的に整備するとともに、狭山ニュータウン地区の都市幹線水路等老朽化が見られる施設については、計画的に維持修繕を進めていきます。
- ・汚水処理については、公共下水道の人口普及率が概ね 100%となっており、施設が概成していますが、将来にわたって本市の公共下水道を維持するため、既存の施設を適切に維持管理し、アセットマネジメント 手法に基づく改築更新を継続的に実施します。また、大規模地震等に備え、市内の緊急交通路 や避難所につながる道路等に埋設された下水道管の耐震補強を推進します。これら取組みの実施にあたっては、包括的民間委託による手法や新たな情報通信技術の導入、管渠やマンホールの有効利用や水路の暗渠化にともなう表面利用など、下水道施設の有効活用等を効率的、効果的に進められるよう、その手法について検討を進めます。
- ・本市の汚水処理は、狭山水みらいセンターで処理しており、今後も適正に汚水が処理できるよう、大阪府と連携します。

上水道

- ・上水道に関する業務については、令和 3 年度（2021 年度）より、大阪府広域水道企業団により実施されていますが、本市の快適な生活環境と都市生活を支える基盤施設として、今後も安心・安定的な水道水の供給を継続されるよう働きかけます。

(4) 豊かな市民生活を支える公共施設のあり方

都市における人びとの暮らしを支える公共施設のあり方について、将来にわたり維持管理していくとともに、市民ニーズを踏まえた社会潮流の変化に対応した機能を維持・向上させるため、その取組方針を以下に示します。

公共施設

市民の活動・学びを支える施設

- ・コミュニティセンターや大阪狭山市文化会館等、市民の文化活動を支える施設について、適切な管理運営や利用促進に取り組みます。
- ・市立郷土資料館については、府立狭山池博物館との連携により、狭山池周辺エリアの魅力となるよう、情報発信等に取り組むとともに、多くの市民が集まり活動する拠点となるよう、狭山池公園との一体的な空間利用についても取組みを進めます。
- ・図書館や公民館、社会教育センター、市民活動支援センターといった市民の学びやコミュニティ活動を支える施設については、適切な管理運営を基本としつつ、今後検討する公共施設全体のあり方を踏まえ、必要に応じて再編等を検討します。

スポーツ・レクリエーション施設

- ・市民の健康増進やレクリエーションに寄与する市内のスポーツ施設については、適切な管理運営や利用促進に取り組みます。
- ・総合体育館や市民総合グラウンド等については、施設が集積していることから、指定管理者制度の導入等によりエリア一帯の適切な管理運営に取り組むとともに、市民が利用しやすく、憩える空間の形成に取り組みます。
- ・大野地区の大野テニスコートや第三青少年運動広場等の施設が集積するエリアについては、周辺の自然環境や運動広場等の活用など、市民が利用しやすく、市民の健康を支える空間となるような環境づくりを進めます。

教育・子育て支援施設

- ・教育施設（幼稚園・小中学校）や子育て支援施設（保育所・子育て支援センター・こども園）については、適切な教育・保育環境を確保するため、「これからの学校園のあり方検討会」及び「これからの学校園のあり方検討委員会」での検討事項を踏まえ、学校園適正化方針の検討を行い、規模の適正化を進めます。
- ・子育て支援センター“ぽっぽえん”、子育て支援・世代間交流センター“UP っぷ”のように広域を対象とする子育て支援施設の整備は、概ね充足したことを踏まえ、今ある施設の適切な管理

取組方針

運営や利用促進に取り組みます。

保健・福祉施設

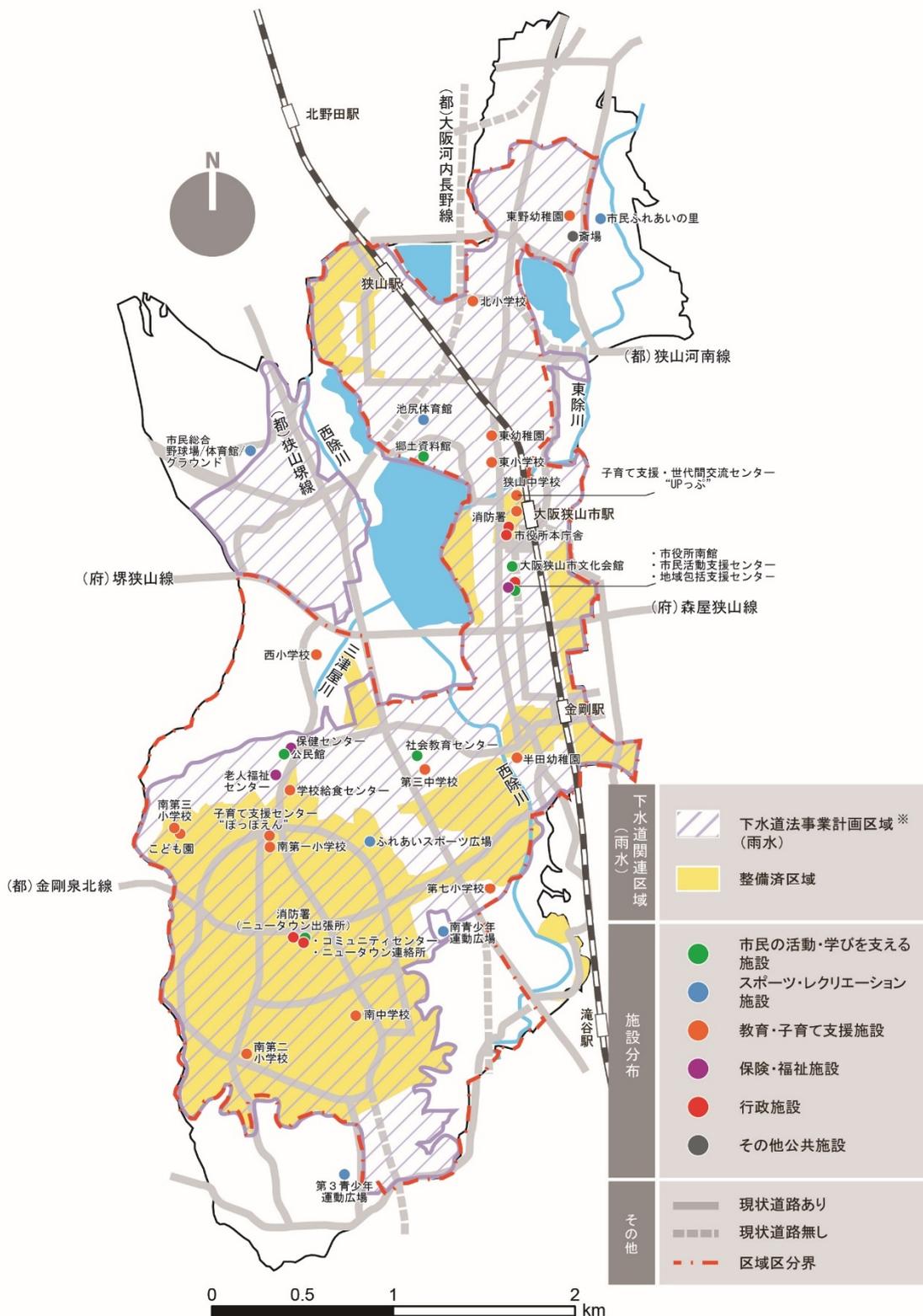
- ・保健センターや老人福祉センター、心身障がい福祉センター及び母子・父子福祉センター、地域包括支援センター等の福祉施設については、適切な管理運営を進めるとともに、すべての人にやさしいまちのモデルとなるよう施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を促進します。
- ・保健センターでは、子育て支援分野との連携等により、機能の複合化や利便性の向上に取り組みます。

行政施設

- ・市役所、ニュータウン連絡所等の行政窓口については、適切な管理運営を基本としつつ、より利便性の高い行政サービスをめざし、今後検討する公共施設全体のあり方を踏まえ、必要に応じて再編等を検討します。
- ・消防署については、堺市への消防事務の委託により、特殊車両や高度な資機材等の計画的な整備を進め、業務の一元化・効率化及び職員の専門化・高度化につがる体制を構築します。

その他公共施設

- ・斎場については、施設の適切な維持管理に取り組むとともに、周辺地域の環境と調和した空間を形成するため、敷地北側の緩衝緑地や西側の公園墓地の緑化を推進します。



下水道法事業計画区域：下水道による雨水整備を計画している区域。汚水処理については、公共下水道の人口普及率が概ね100%となっており、施設が概成しています。

図 4-9 暮らしを支える各種施設の将来ビジョン

第5章 まちづくりの進め方

本章では、社会潮流の変化、市民ニーズの多様化、都市課題の複雑化等に対応するとともに、主要テーマの達成をめざすため、市民や民間事業者、行政が連携して取り組むまちづくりの考え方、制度や手法の一例を示しています。

第5章 まちづくりの進め方

本章では、第3章で示した主要テーマの達成をめざすため、市民、民間事業者、行政など地域で活動している各主体が連携して取り組むまちづくりの考え方を示すとともに、市民協働・公民連携の取組みに関連する制度や手法の一例を記載しています。

関連する SDGs



5-1 各主体が連携したまちづくりの必要性

(1) 各主体による連携の必要性

近年における情報通信技術の進展や、人口減少・少子高齢化社会の進行、感染症拡大予防の考え方（新しい生活様式）の広がりなどを背景に、人びとのライフスタイルや価値観の多様化が進むと同時に、地域をとりまく都市課題はますます高度化、複雑化しています。変化の予測が困難なこれからの時代においては、行政による長期計画などに基づく空間整備だけでなく、市民や民間事業者など、あらゆる主体が連携し、強みや弱みを共有しながら、まちづくりを進めることで市民ニーズや社会潮流の変化に柔軟に対応することができ、都市課題解決の可能性が高まることから、まちづくりにおける各主体連携の重要性が高まっています。

本計画では、第3章で設定した主要テーマの実現に向け、中長期的な計画に基づく行政主体の取組みや、第4章で示した分野別の方針だけでなく、各主体が有する技術やノウハウ、知識等を活かした、各主体が連携した柔軟な取組みの展開を想定しています。

(2) 本計画における各主体の役割

各主体が連携し、まちづくりを進めるにあたっては、それぞれの役割を明確にイメージしておくことで、それぞれの強みを活かした「マルチパートナーシップ」の関係を築くことができ、まちづくりの課題解決に向けた取組みを効果的に進めることができます。

役割	
市民・市民団体	<p><自治会等の自治組織></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会等、地区単位の自治組織においては、行政やその他各主体と連携しながら、地区ごとのまちづくりに関する取組みや一定規模の開発および建築行為等に対する地域の意向の反映など、地域住民の暮らしの維持向上に取組む。 <p><各テーマに関する NPO やサークル、市民を中心としたコミュニティ等></p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域の課題や自身の関心を元に、パブリックマインド をもち、できることを主体的に進め、さまざまな地域の活動に参加する。
民間事業者	<p><市内に立地している事業所、市外の企業、大学等></p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的な技術やノウハウ、アイデア、スピード、資金力等を活かすことや、新たなビジネスモデルの構築や市場の創造を通じて、持続的にまちづくりに関わる。
行政	<p><大阪狭山市等></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の状況や課題の提示、都市ビジョンの提示、課題解決手法の提示など、各主体との情報及び方向性の共有を行う。 各種制度の適正な運用、地域特性を踏まえた規制及び緩和の柔軟なコントロール、市民や民間事業者との連携機会の創出等により、市民ニーズ、社会潮流の変化に対応した都市空間を形成する。

表 5-1 各主体の役割

(3) 連携における基本的な考え方

各主体が連携したまちづくりを進めるにあたり、以下の視点で取組みを展開することで、各主体の活動や地域課題への対応、将来像の実現に向けた様々な効果を望むことができます。

課題やめざす将来像の共有

- 各主体で共通する活動目的や、活動を展開する地域の課題及び将来像を相互に共有することで、それぞれの強みを活かし、弱みを補い合いながら、各主体の取組みを地域の課題解決や将来像の実現に役立てることができます。また、共通する取組みを主体間で連携し展開するなど、活動の幅が広がります。

全市的視点をもったまちづくり

- 地域の課題解決や将来像の達成に向けて、全市的かつ公平な視点によるパブリックマインドをもった取組みを進めていくことで、各主体の活動が社会貢献につながります。

主体間の相互理解と役割分担

- 各主体との対話を尊重し、まちづくりの方向性や各主体の役割や能力、立ち位置などを理解するとともに、分担と責任の所在を明確にし、各主体がもつ個人情報や知的財産等の保護に留意することで、対等なパートナーとしての信頼関係を築くことができます。

5 2 各主体が連携したまちづくり手法

5 1 各主体が連携したまちづくりの必要性を踏まえ、実際に連携してまちづくりを進める際に活用できる具体的な手法を以下のとおり記載します。

(1) 都市計画制度

都市計画提案制度

地域のまちづくりを進めるにあたり、地域に必要とする都市計画の内容を、土地の所有者や NPO 団体等が一定の条件を満たしたうえで、都道府県又は市町村に提案することができる制度です。

【提案できる都市計画】

市府が定める都市計画（区域区分・用途地域、道路・公園等の都市施設、地区計画など）の決定または変更。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市再開発の方針等」は対象外。

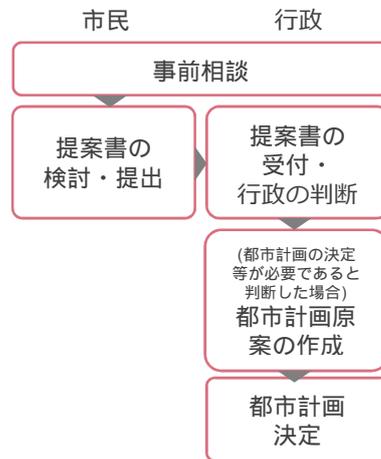


図 5 1 手続きの流れ
(都市計画提案制度)

地区計画制度

住民の生活に身近な地区を単位として、道路・公園などの配置や、建築物の建て方等について、地区の特性に応じたきめ細かなルールを市の都市計画として定めることができる制度です。

【地区計画で定める内容例】

- ・地区計画の目標、方針
- ・地区施設に関する事項(道路公園等の配置・規模)
- ・建築物に関する事項(用途、容積率、建ぺい率、建築面積、高さ、意匠の制限等)

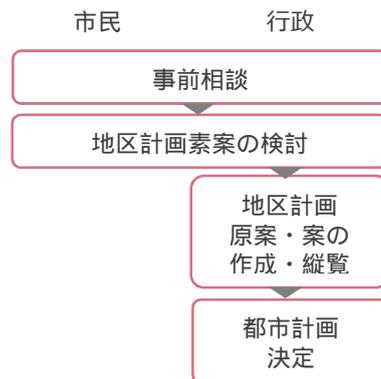


図 5 2 手続きの流れ
(地区計画制度)

<制度の活用例>

良好な住環境を保全する

- ・住宅地において、良好な居住環境の維持・形成・誘導を図るために地区計画を策定する。

自然環境を保全しつつ、定住環境を整える

- ・市街化調整区域において、自然環境と調和した定住環境を整え、地域まちづくりの活性化を図るために地区計画を策定する。

地域の新たなニーズに対応して、施設を立地できるようにする

- ・地域の高齢化や新しい生活様式の広がりによる地域ニーズの変化(徒歩圏内の医療・福祉などのサービス施設や、コワーキングスペースなどへのニーズの高まり)などを踏まえ、施設が立地できるように地区計画を策定する。



生産緑地制度及び特定生産緑地制度

・生産緑地制度

市街化区域にある農地等を生産緑地地区に指定し、30年間の営農義務、土地利用の制限等を設定することで、農地等を計画的に保全し良好な環境の形成を目的とした都市計画上の制度。生産緑地地区に設定することで、土地所有者は税制の優遇措置や相続税の納税猶予等を受けることができる。

・特定生産緑地制度

生産緑地地区の指定から30年経過後においても、都市農地の計画的な保全を図るための制度。生産緑地地区の指定から30年経過するまでに、当該農地における農地等利害関係人の同意を得て、特定生産緑地に指定することで、これまでの生産緑地地区としての効力を10年延長することができる。

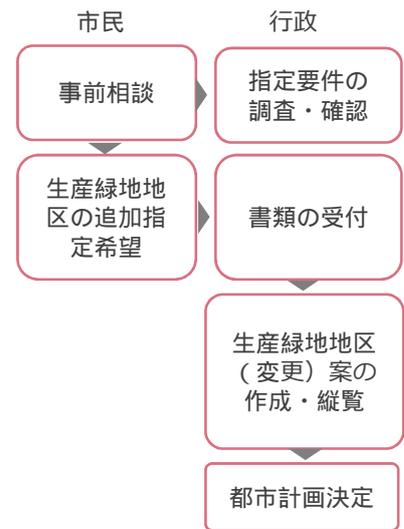


図5-3 手続きの流れ
(生産緑地制度)

(2) 都市計画制度以外のまちづくりの制度

建築協定

土地所有者全員の合意により、用途地域等の基準より高度な基準、きめ細かいルール等を定め、互いに守りあっていくことについて協定を結ぶ制度です。合意した当事者だけでなく、協定区域内の土地を購入するなどして新たに権利者になった人にも効力が及びます。

【建築協定で定める内容例】

- ・建築物に関する事項(用途、容積率、建ぺい率、建築面積、高さ、意匠の制限等)

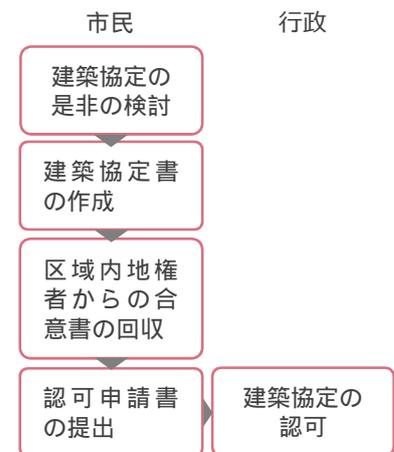


図5-4 手続きの流れ
(建築協定)

<制度の活用例>

良好な住環境を保全する

- ・良好な住宅地において、その環境を維持するために、建築物の用途を限定する、ある程度の敷地の広さを保つなどのために建築協定を締結する。



(3) 空家や空地などの活用促進制度

空家バンク制度

所有している空家等の売買や賃貸、活用などを希望にする方に対して当該物件の情報を市のホームページに掲載し、空家等の所有者と利用希望者の結びつきの支援を行う制度です。空家等の売買や賃貸、活用を希望する場合、空家バンク制度を利用する前に、市と協定を結んでいる専門事業者に相談をし、その上で空家バンクの利用を希望する場合は、空家バンクに登録することが可能です。

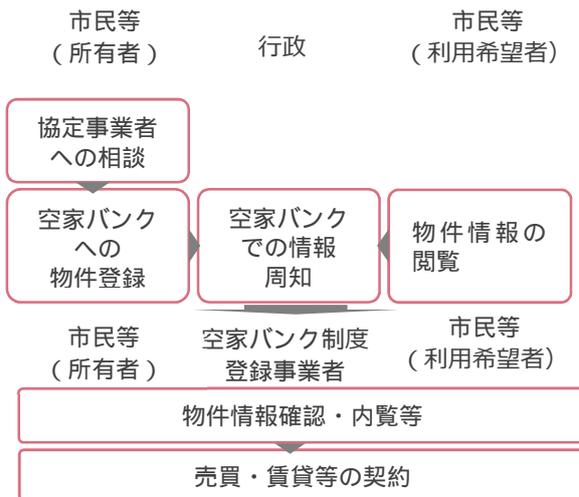


図 5 5 手続きの流れ
(空家バンク制度)



図 5 6 空家バンク制度パンフレット

防災協力農地登録制度

災害時における住民の安全確保や復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、農地所有者の方の協力により避難空間や仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等として活用できる農地をあらかじめ登録する制度です。

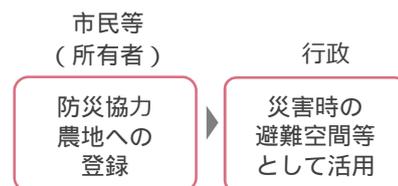


図 5 7 手続きの流れ
(防災協力農地登録制度)

(4) 公共空間の活用手法

公園占用許可、河川占用許可

公園や河川敷において、行事やイベントのために、工作物や車両等を設けて一部区域を占用することを、施設管理者が許可することができる制度です。占用する際は、原則として占用料が発生します。

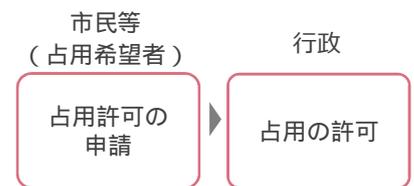


図58 手続きの流れ
(占有許可制度)

歩行者利便増進道路(ほこみち)

市が特定の道路を歩行者利便増進道路に指定し、特例区域を定めることで、道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可条件が緩和され、カフェやベンチ等の設置が可能となる制度です。また、本制度によって、道路空間を活用する者を公募により選定することで、事業期間を最長20年とすることが可能となり、初期投資のかかる施設を設置する民間事業者も参入しやすくなります。

<制度の活用例>

地域の利便性を向上するため公園を活用する

- 公園など公共空間を活用し、民間事業者等が運営する移動販売車(キッチンカー)の出店が可能となるよう公園占用許可を得る。



駅前のにぎわい創出に向けて道路空間を活用する

- 駅前の道路空間を再編し、歩きやすい空間づくりを進めるとともに、道路空間を活用したオープンカフェの設置など歩いて楽しい空間づくりを進めるため歩行者利便増進道路に指定する。



図59 歩行者利便増進道路制度の活用イメージ
(出典：国土交通省HP)

(5) 公民連携による手法

PFI 制度

民間事業者の資金・技術・経営ノウハウ等を活用し、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行うことができる制度です。

【制度の活用が可能な公共施設等】

- ・公共施設（道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等）
- ・公用施設（庁舎、宿舍等）
- ・公益的施設（公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更正保護施設、駐車場、地下街等）
- ・その他（情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設、研究施設）

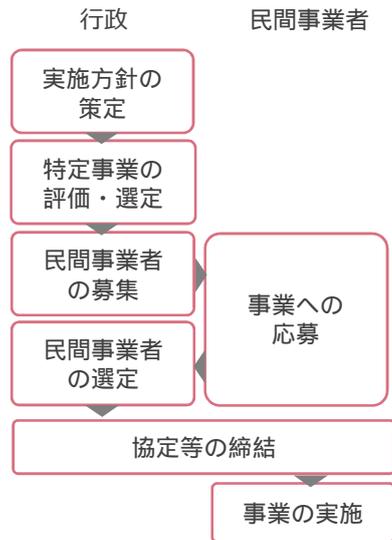


図 5 10 手続きの流れ
(PFI 制度)

公園施設設置管理許可、公募設置管理許可制度 (P-PFI)

公園管理者以外の者が都市公園に公園施設（飲食店、売店等を含む）を設置又は管理することについて、公園管理者が許可を与えることができる制度です。

公募設置管理許可制度 (P-PFI) とは、都市公園において、飲食店、売店等の公募対象施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定できる制度です。

この制度を活用した場合には、計画の認定期間が最長 20 年（公園施設設置管理許可期間は 10 年）に、建ぺい率 12%（通常 2%）になるなどインセンティブとして適用されます。

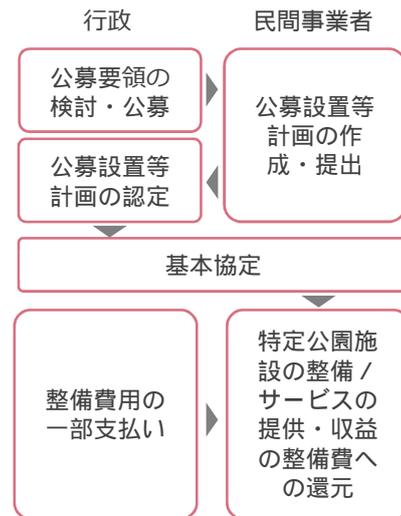


図 5 11 手続きの流れ
(P-PFI 制度)

< 制度の活用例 >

公園の魅力と利便性の向上を図る

- ・公園の整備・改修等にあわせて、カフェやショップ等の公園の魅力と利便性向上につながる公園施設の設置等を民間事業者が行えるよう設置管理許可制度を活用。



図 5 12 公募設置管理許可制度 (P-PFI) の活用イメージ
(出典：国交省HP)

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に民間が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行う取組み。本計画においては、狭山池周辺の魅力を持続的に高めるため、エリアマネジメントの考え方を基本とした、行政・民間事業者・市民の連携体制の構築を図り、空間の維持管理や市民の活動をサポートできる環境を整えるとともに、必要な運営方法や財源確保等についての仕組みについても検討を進めます。



図 5 13 エリアマネジメントのイメージ

第6章

評価と見直しの方針

本章では、計画の評価方法や、評価を踏まえた計画の見直しの考え方を整理しています。

第6章

評価と見直しの方針

本計画は、目標年次を令和14年度（2032年度）とし、都市空間の将来像やその実現に向けた取組みの方向性を示したものです。

しかし、人口減少・少子高齢化社会の進行や、情報化社会の進展など我々の生活環境や都市空間を取り巻く社会潮流は今後も大きく変化することが考えられます。

このような外部環境の変化に柔軟に対応していくとともに、効果的・効率的な施策展開を行うため、以下の方針に基づき、本計画の見直しを行います。

6.1 計画の評価

本計画の進行管理については、めざすべき都市の実現（インパクト）に向けて、どのような施策を実施し（インプット）、その実績や進捗を評価する「アウトプット」の視点と、実施した施策等の影響により、まちの状況や市民の意識がどのように変化したかという「モニタリング」の視点から計画を評価します。

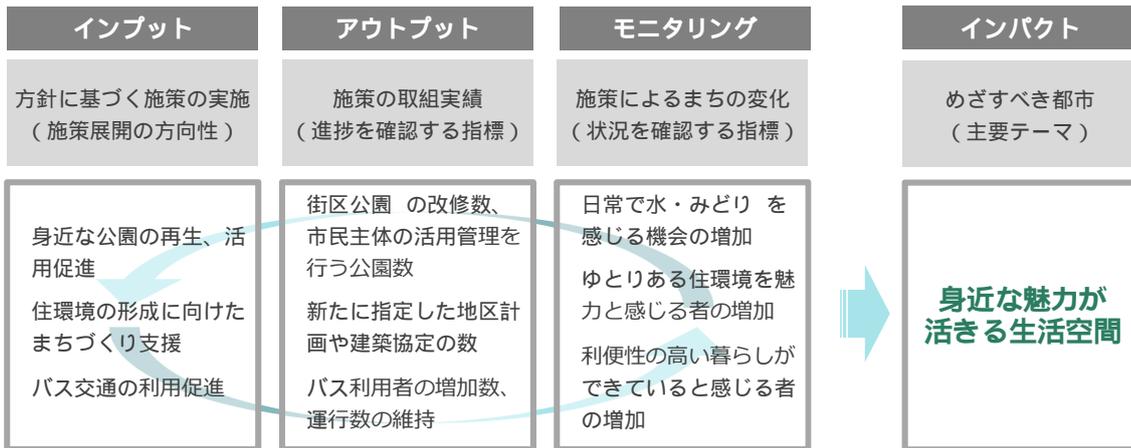
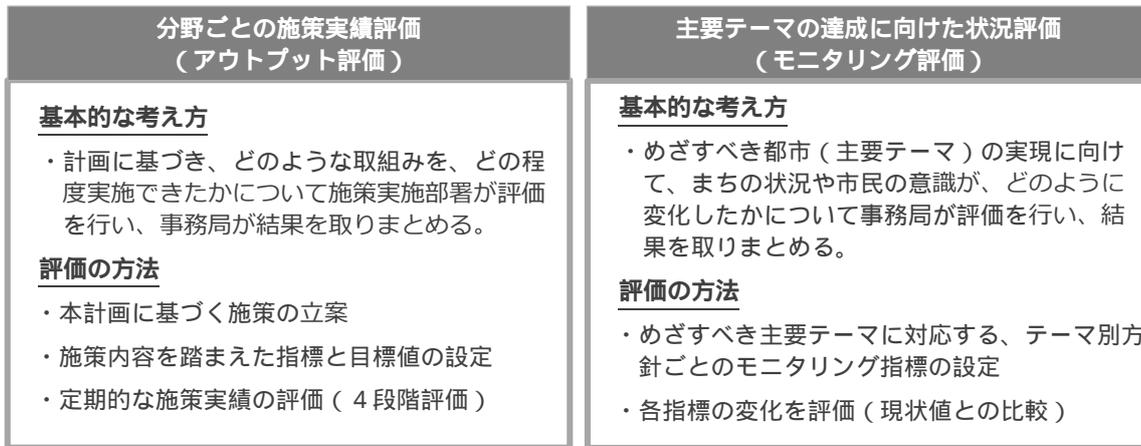


図 6.1 めざすべき都市の実現イメージ



アウトプット評価・モニタリング評価を踏まえた計画の見直し

図 6.2 計画の評価と見直し

(1) 分野ごとの施策実績評価（アウトプット評価）

第3章に示すテーマ別方針及び第4章に示す分野別方針に基づき立案した施策実施等により得られたアウトプット（施策の取組実績）を把握し、評価を行います。

アウトプット評価の実施に向けて、本計画の施行当初において、本計画に基づく施策を実施する関係部署は、実施する施策の立案と評価するための指標、目標値を設定します。

評価年度においては、設定した目標を踏まえ、その実行が図られているかを検証します。

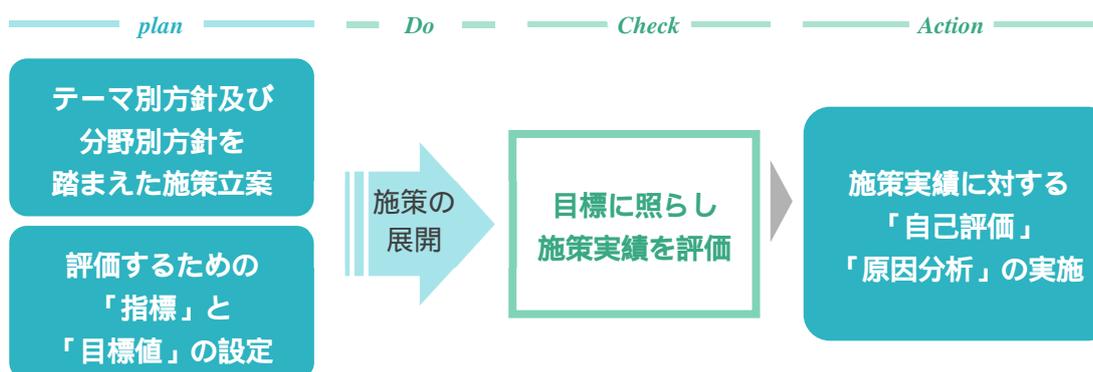


図63 アウトプット評価の流れ

<評価方法のイメージ>

実績評価にあたっては、施策展開の状況を踏まえ、下記A～Dの4段階の評価を行います。これら評価を中間見直しや時期計画の策定につなげていくため、原因分析も合わせて行います。

	A	B	C	D
評価	施策実績が、目標を達成したもの	施策実績はあったが、目標は未達成であったもの	施策立案は行なったが、実績がなかったもの	施策立案に至らなかったもの
原因分析の視点	目標設定が正確であったか	目標設定が正確であったか 実施要件等が適正であったか	施策が社会的ニーズに合致していたか 実施要件等が適正であったか	方針が社会的ニーズに合致していたか

表61 アウトプット評価における4段階評価

(2) 主要テーマの達成に向けた状況評価（モニタリング評価）

本計画では、「身近な魅力が活きる生活空間の実現」「活力がつながるにぎわい空間の実現」「強靱で持続可能な都市空間の実現」の3つのまちづくりの主要テーマを達成すべき目標として設定しています。モニタリング評価では、それがどの程度実現できているかの評価を行います。各主要テーマにおいては、テーマ別方針を設定していることから、評価については、テーマ別方針に関連する指標と、その動向把握により実施します。

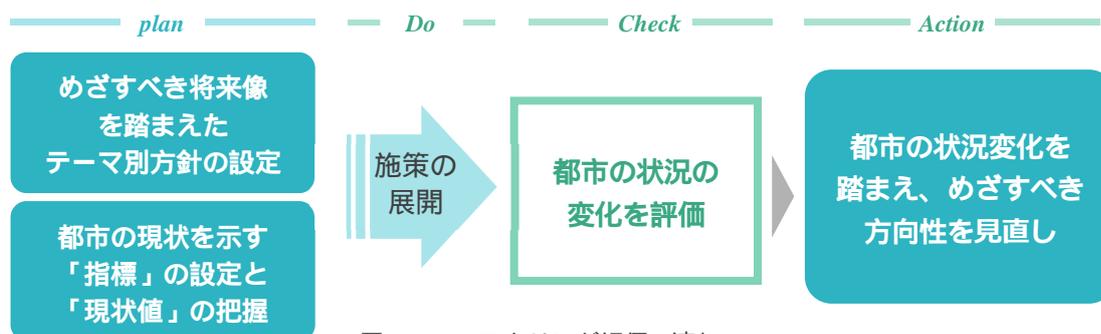


図 6 4 モニタリング評価の流れ

<評価方法のイメージ>

モニタリング評価にあたっては、各主要テーマに関連する以下の指標により都市の状況把握を行い、計画の中間見直し及び改定時には、評価結果を踏まえためざすべき方向性の見直しを行います。

<主要テーマ1：身近な魅力が活きる生活空間の実現>

テーマ別方針	モニタリング指標			
	指標	現状値	めざす方向性	主な調査方法
1 都市計画制度の適正な運用等による高質な都市環境の維持・向上	今後も市内に住み続けたいと思う市民の割合	78.8%	現状値 (令和元年(2019年))からの増加	総合計画 市民意識調査
2 公共交通の維持・拡大と利用促進	バスを利用する市民の割合	35.4%	現状値 (令和2年(2020年))からの増加	都市計画 マスタープラン 市民意識調査/ 総合計画 市民意識調査
	公共交通の利便性が高いと思っている人の割合	32.6%		
3 魅力ある水とみどりの拠点と安全・快適なネットワークの形成	狭山池周辺の屋外空間でなんらかの活動を行っている人の割合	77.6%		
	身近な公園でなんらかの活動を行っている人の割合	59.1%		
4 歴史文化遺産を活用した魅力づくり	自身が住んでいる地域で、歴史や文化に触れられる環境が充実していると思っている人の割合	5.2%		

表 6 2 主要テーマ1に係るモニタリング評価の指標とめざす方向性

<主要テーマ2：活力がつながるにぎわい空間の実現>

テーマ別方針		モニタリング指標			
		指標	現状値	めざす方向性	主な調査方法
1	拠点における都市機能の維持・向上	趣味・習い事・サークルなどを市内で楽しんでいる人の割合	27.0%	現状値 (令和2年(2020年))からの増加	都市計画マスタープラン市民意識調査／総合計画市民意識調査
		駅周辺がそれぞれの地域特性を活かした魅力ある空間であると感じている市民の割合	24.6%	現状値 (令和元年(2019年))からの増加	総合計画市民意識調査
2	土地のポテンシャルを活かした地域活力の維持・向上	市内にある事業所数	2355 件	現状値 (令和元年(2019年))からの増加	経済センサス基礎調査
3	道路環境の改善	自身が住んでいる地域において、日常で利用する道路環境が悪いと思っている人の割合	30.8%	現状値 (令和2年(2020年))からの減少	都市計画マスタープラン市民意識調査／総合計画市民意識調査
4	安全・安心・快適なウォークアブルネットワークの形成	安全な歩行者空間が確保できていると感じている市民の割合	28.8%	現状値 (令和元年(2019年))からの増加	総合計画市民意識調査

表 6-3 主要テーマ2に係るモニタリング評価の指標とめざす方向性

<主要テーマ3：強靱で持続可能な都市空間の実現>

テーマ別方針		モニタリング指標			
		指標	現状値	めざす方向性	主な調査方法
1	人口減少・少子高齢化社会の進行に対応した良好な居住環境の維持・向上	人口の社会増減数	229人	現状値 (平成29年(2017年)からの増加)	住民基本台帳
		20歳～49歳の市内に住み続けたいと考える市民の割合	73.5%	現状値 (令和元年(2019年)からの増加)	総合計画市民意識調査
		空家率	3.2%	現状値 (平成30年(2018年)からの増加)	空家等実態調査
2	農環境の維持・保全と地域特性に応じた環境調和型の空間形成	現在の場所に住み続けたいと考える市民の割合(現状値)	69.3%	現状値 (令和元年(2019年)からの増加)	総合計画市民意識調査
		農地や水辺、山林などの豊かな自然環境があると感じる市民の割合	25.7%	現状値 (令和2年(2020年)からの増加)	都市計画マスタープラン市民意識調査/総合計画市民意識調査
3	大規模施設跡地の計画的な活用	(方針に対応する施策が具体化した時点で設定)			
4	災害に強い市街地の形成	大阪狭山市は災害に強いまちだと認識する市民の割合	42.5%	現状値 (令和元年(2019年)からの増加)	総合計画市民意識調査
5	都市活動を支える基盤施設の長寿命化と再編及び活用				

表6-4 主要テーマ3に係るモニタリング評価の指標とめざす方向性

6 2 見直しの方針

本計画は、計画期間である概ね 10 年後の改定をめざし、定期見直しを行います。また、社会潮流の変化など外的環境に対応するため、中間年次である概ね 5 年後の中間見直しを行います。なお、社会潮流の変化や地域の状況等を踏まえ、必要に応じて個別具体的な方針等の検討を行います。

計画の中間見直し及び改定にあたっては、事務局でとりまとめた「6-1 計画の評価」に示す内容について、庁内関係部署で構成される庁内調整会議及び外部の学識経験者や市内の関係組織、市民団体の代表者等を含む都市計画マスタープラン策定委員会で評価・検証するとともに、社会潮流の変化や上位関連計画における改定事項等を踏まえ、より時勢にあった計画へと改善するための作業を効率的・効果的に進めていきます。

なお、「評価・検証」にあたり、「分野ごとの施策実績評価（アウトプット評価）」は概ね 5 年単位で実施し、計画の中間見直し及び改定に合わせて、目標や指標等を見直します。「主要テーマの達成に向けた状況評価（モニタリング評価）」については、施策の実施から効果の発現までに時間を要することが考えられるため、本計画の改定時に、状況調査及び評価・検証を実施するとともに、計画期間中においても、上位関連計画や個別事業における状況調査等のデータを用いた中間評価・検証を実施することで、まちの状況変化を把握することとします。

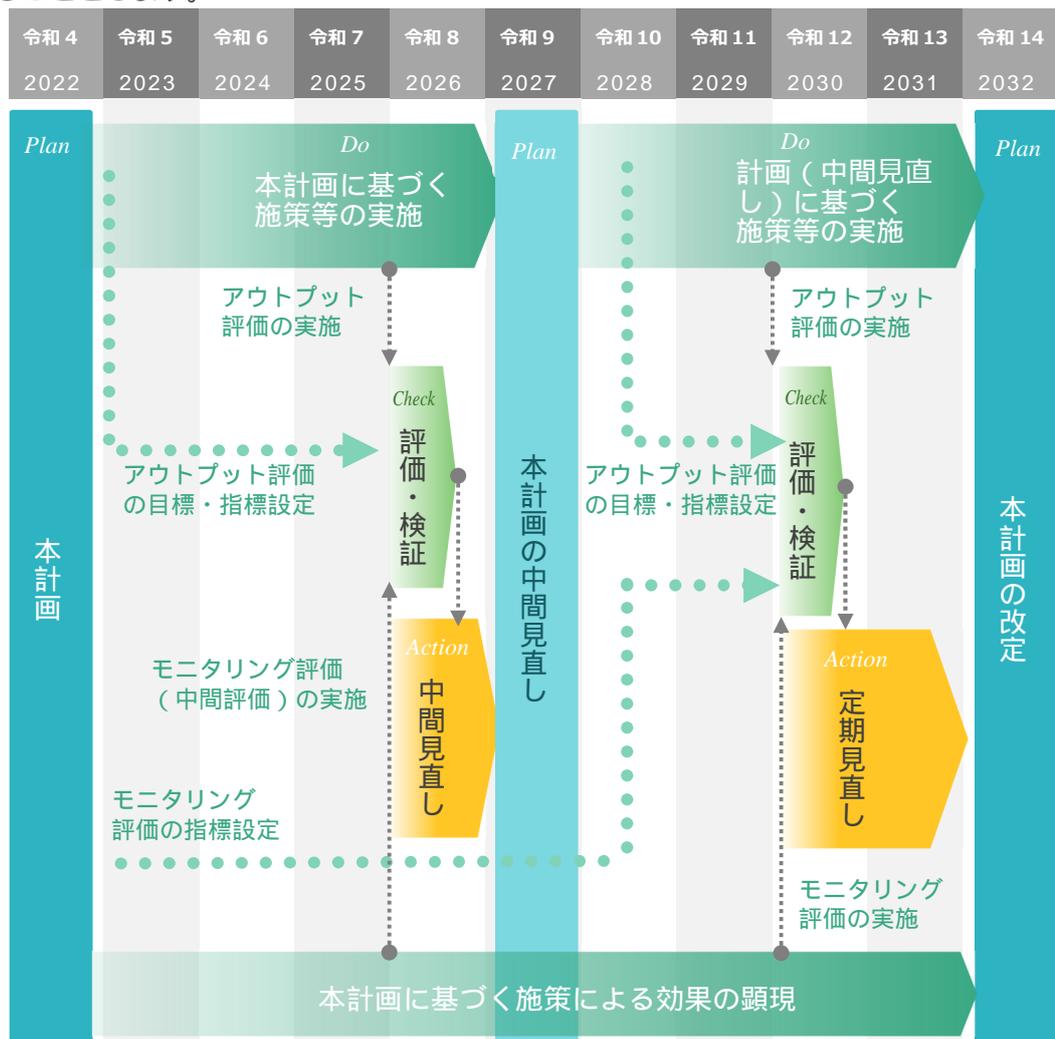


図 6 5 アウトプット評価・モニタリング評価の流れ

(参考)用語解説

用語	説明	該当頁	
あ	アセット マネジメント	広義には、投資用資産の管理を実際の所有者・投資家に代行して行う業務。公共施設においては、施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うこと。	60,107
	アドプト	公共空間を行政と市民が協力し、清掃美化活動などを行うこと。大阪府の「アドプト・プログラム」では府と市と参加団体が三者間で協定を結び活動を行っている。本市では、アドプトロードやアドプトリバーの団体があり、道路沿い、河川及び堤防の清掃と緑化活動が行われている。	37
	アメニティ	都市計画や環境の整備、保全の目標となる快適な生活環境のことであり、単に危険、災害、公害などの防止だけでなく、快適性や居住性を追求するもの。	100
	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を受け、厚生労働省が示している新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制を踏まえた日常生活における生活様式。	2,5,9,19, 112,114
い	意匠	建築物の形状、模様、色彩若しくはこれらの結合、画像であって視覚を通じて美感を起こさせるもの。	114,115
	一般市街地	主に、住宅系の建物等が集積している地域。	22,23,24
	移動販売車	固定の店舗を設けず、自動車の車内に各種設備等を設け、地域や場所を移動しながら、食品の調理、販売や雑貨等の販売を行う営業形態。	50,89,117
う	ウォーカブル	居心地が良く歩きたくなるさま。全国的に「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をめざすウォーカブル推進都市の取組みが進められており、本市も、国土交通省のまちなかウォーカブル推進プログラムに賛同している。	8,46,53, 55,56,62, 66,79,84, 85,125
え	エリアマネジメント	一定のエリアを対象に、民間が幅広くかつ主体的に、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行い、地域における良好な環境や地域の価値を継続的に維持・向上させるための手法。	9,50,52, 65,75,88, 89,119
お	オープンスペース	都市の中の公園・広場、河川やため池など、建物が建てられないゆとりの空間。又は建物の周囲で自由に利用できる開放された空間。	105

用語	説明	該当頁	
か	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。	34,37,89, 122
	開発指導要綱	一定規模以上の開発行為を行うものに対して、計画的で良好なまちづくりを誘導するため、公共施設（道路、公園、下水道等）や駐車場、集会場、建築物の設置基準等を規定したもの。	49,69,70, 91
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食/氾濫流）	洪水時の河岸浸食または洪水の氾濫流によって、家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲。ただし、いずれの区域も一定の仮定の下で算出しており、その境界は厳密なものではない。	99
	河川敷地占用許可準則	河川区域を河川敷地占用許可に基づく都市・地域再生等利用区域に指定することで、都市及び地域の再生等に資するため、民間事業者等による河川敷地の利用を可能とする制度。本市においては狭山池（西除川）の一部が当該区域に指定されている。	90
	河畔林	河川周辺にできる水辺林。川から浸水する地下水や洪水の影響を受ける河原に生育し、治水や砂防などの機能に影響を与える。	90,94
	関係人口	地域に定住している人々の規模を指す定住人口でもなく、観光などにより関わる人びとの規模を指す交流人口でもなく、地域と多様な形で関わる人びとの規模。	57,58
	緩衝緑地	住居地域と隣接する、用途の異なる地域又は施設等を分離遮断するために配置する緑地。	109
き	既存不適格建築物	建築基準法またはこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行または適用の際、現に存する建築物若しくはその敷地等で、これらの規定に適合していない部分を有するもの。当該建築物若しくはその敷地等については、当該規定は適用されない。	97
	基盤施設	本計画においては、インフラ基盤である道路、公園、下水道施設など、都市活動を支える公共施設のこと。	39,46,54, 57,58,60, 61,63,74, 75,76,92, 93,105, 106,107, 126

用語	説明	該当頁
緊急交通路	災害時に応急活動（救助・救急、医療、消化、緊急物資の供給）を迅速かつ的確に実施するための道路であり、大阪府が指定する広域緊急交通路と、市が指定する緊急交通路がある。	59,95,96, 99,107
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所あたり 2ha を標準として配置する。	34,89
近隣住区	幹線街路等に囲まれた概ね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位。	134
く 区域区分	道路、公園、下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ良質かつ計画的な市街地の形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分できる制度。	31,32,34, 78,110, 114
グリーンインフラ	自然環境のもつ「防災・減災」「地域振興」「環境調整」など多様な機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方及びそれら機能を有する施設や環境。	35,57,59, 61,69,76, 88,95,97
け 減災	地震・津波・火山噴火・台風など、大規模災害の発生そのものを事前に防ぐことができないという前提のもと、災害時において発生し得る被害を最小限にするための取組み。	35,38,61, 69,76,88, 95,98
建ぺい率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。	114,115, 118
こ 洪水浸水想定区域	対象とする河川が想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの）によって破堤または溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域。	98,99
交通結節点	鉄道駅など、あらゆる移動手段が交わり、市内外から人々が利用する拠点。	25,31,53, 64,66,82, 86
コワーキング	複数の企業や個人が設備や空間を共有しながら仕事を行う働き方。	114
さ サイン	文字や図等により、利用者を目的地に適切に誘導するための標識。	51,88,102, 103
し 市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	22,23,26, 28,36,63, 70,92, 115

用語	説明	該当頁	
市街化調整区域	都市計画区域のうち、無秩序な市街化を抑制する区域。	22,23,25, 26,28,36, 58,63,74, 92,96,114	
地すべり防止区域	地すべり等による被害を除却または軽減し、国民の生命と身体の保護、国土の保全のため地すべり等防止法に基づき知事が指定する地すべりのおそれのある土地等の区域。	97,99	
児童遊園	児童に健全な遊びを与えるとともに、健康促進を図り、また情操を豊かにするための屋外施設。近年では児童だけでなく、高齢者など、周辺住民の利用も想定した空間形成が望まれている。	34,90	
集落地	古くからある集落で農林漁業従事者がかなりある住宅地。	22,23,24, 40	
市循環バス	市役所や市内の各種公共施設の利用促進や市民の生活利便性の向上等を目的として、本市が南海バスに補助金を出して運行しているバス。	31,48,86	
準防火地域	都市計画法により火災の延焼を防ぐために建築物が密集した市街地などに定める地域。本地域内では、一定規模以上の建築物は耐火又は準耐火建築物にしなければならない。また、木造建築物は、延焼のおそれのある部分を防火構造にしなければならない。	96,99	
新型コロナウイルス感染症	世界規模で拡大している感染症で、ウイルス性の風邪の一種。正式名称は、世界保健機関(WHO)より「COVID-19(coronavirus disease2019)」という。	2,9,30	
す	水源かん養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ、また、雨水が森林の土壌を通過することで、水質を浄化する機能。	69,76
	ストック	道路、住宅、公園、上下水道等の生活関連施設のほか、居住、商業、工業等の都市の機能や、自然、景観、歴史・文化等の都市の資源等で、次の段階への貴重な資源や財産となるもの。	17,29,63, 69
	スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を求めた新たな価値を創出する取り組み。	8
そ	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。	34,64,89

用語	説明	該当頁
ち 地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲で 1 箇所あたり面積 4ha を標準として配置する。	34,89
つ 通学路交通安全プログラム	市教育委員会、小学校、幼稚園、保育所、こども園、道路管理者、警察署などの関係機関が連携し、継続的かつ確実に通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全確保を徹底するため、危険箇所への緊急合同点検の実施や必要な対策の検討・実施等を進めるための取組方針。	84
と 都市計画区域	都市計画法、その他の法令の規制を受ける土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案して一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。	2,4,22, 114
都市計画道路	都市計画によって定められた道路のこと。	33,55,56, 79
土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき知事が指定する、土砂災害により危害のおそれのある土地の区域。	57,97,99
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。	34
の 農地転用	農地法に基づき、農地を農地以外のものに転用すること。	28
は ハザードマップ	災害時に、被害の想定される区域と被害の程度などの情報や、避難所などの情報を地図上に明示したもの。	38,95,98
パブリックマインド	本計画では地域の課題解決や地域の活性化など、公共の福祉の向上をめざそうとする意識を指す。	113
バリアフリー	障がい者や高齢者をはじめ、誰もが社会生活を行う上で障壁（バリア）となるものを、ハード・ソフトの両面から取り除くこと。	71,79,84, 85,109
ふ プラットホーム	地域の多様な主体が参加し、対話や交流を重ねながら、新しい活動や価値を生み出していくための基盤となる仕組み。	5
ほ 包括的民間委託	ある業務を委託するにあたり、民間事業者の創意工夫やノウハウを活かし、効率的かつ効果的にその業務を実施できるよう、複数の業務や施設の範囲を包括的に委託する手法。	49,106, 107

用語	説明	該当頁	
保存樹林	緑化の推進を図るため、住民に親しまれ、又は由緒ある樹木の集団を保存するためその所有者の同意を得て指定した樹木の集団。	34,91	
ま	マイクロツーリズム	自宅からおよそ1時間圏内の地元や近隣市町村など、近隣地域内で行う観光。	9,19
	マンホールトイレ	下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。	98
み	みどり	周辺山系の森林、都市の樹林、樹木、草花、公園、農地等に加えこれらと一体となった水辺・オープンスペース等も含む。	8,13,16, 22,28,34, 35,37,40, 46,48,49, 50,52,55, 59,61,62, 63,64,65, 66,68,69, 70,73,74, 75,76,77, 78,84,85, 88,89,90, 91,92,93, 94,95,97, 98,101, 102,122, 124
も	モビリティマネジメント	地域や都市において、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組み。	49,52
ゆ	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、できるだけ多くの人が利用できるように、製品、建物、空間等をデザインすること。	69,84,88, 109
よ	容積率	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合。	114,115
	用途地域	都市計画法及び建築基準法に基づき、市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度及び形態などに関する制限を設定することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成をはかるもの。	25,26, 114,115

用語	説明	該当頁	
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。	98	
り	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区 又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	34,41,50, 79,88,89, 90,101
	流域治水	河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる考え方。	38,59,61, 95,97
れ	歴史文化遺産	歴史上、芸術上、学術上、観賞上の価値が高い「文化財」を核とし、この文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承などの「周辺環境」を含めたもの。	19,42,43, 46,48,51, 52,55,66, 68,69,79, 84,89,100, 103,104, 124
	レジリエンス	様々な外からのリスクや緊張（ストレス）、衝撃に対して対処する能力。対応力、回復力、復元力、強靭さ。まちづくりにおいては、災害等による人的・経済的・社会的被害を最小化しうる能力をさす。	8,46
ろ	路線バス	道路運送法の規定に規定に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた路線を運行し、不特定多数の旅客を有償で運送するバス。本市においては南海バスと近鉄バスが運行している。なお、本計画においては、市循環バスと区別して表現している。	31,48,86
E	e-コマース	Electric Commerce の略称。コンピュータネットワークシステム上で行われる受発注等の取引の方法。	8
I	IoT	Internet of Things の略称。家電からさまざまなセンサーまであらゆるものがインターネットにつながる技術。	8,86
L	LCC	Life Cycle Cost の略称。製品や公共施設、基盤施設等における企画設計から建設、維持管理、修繕、運営、保全、保守点検、更新、解体などに要するすべての費用。	39,60
M	MA	Multiple Answer の略称。アンケート調査における質問回答形式の一つで、1つの質問に対し、当てはまるものを複数選ばせるもの。	16,22,31, 33,35,37

用語		説明	該当頁
	Maas	Mobility as a Service の略称。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービス。	8
N	N	アンケート調査における抽出を行ったサンプル数のこと。	14,15,16, 22,31,32, 33,35,37, 113,
P	PPP/PFI	Public Private partnership と Private Finance Initiative の略称。PPP は行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る手法の総称。PFI は PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法の一つ。	106
S	SA	Single Answer の略称。アンケート調査における質問回答形式の一つで、1つの質問に対し、当てはまるものを1つだけ選ばせるもの。	15,16,31, 32

